



笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ
自然とともに生きる
豊かな大地と海のまち はまなか



第6期
浜中町まちづくり総合計画



**笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ
自然とともに生きる
豊かな大地と海のまち はまなか**

**第6期
浜中町まちづくり総合計画**

第6期浜中町まちづくり総合計画

町長あいさつ

はじめに



浜中町では、まちづくりの基本となる総合計画をこれまで5期にわたり策定し、厳しいながらも広大な大地と豊かな資源を育む太平洋に恵まれた農・漁業を中心に、自然と調和するまちづくりを進めてまいりました。

しかし近年、人口減少や少子高齢化の進行、基幹産業である農・漁業を取り巻く環境の変化、公共施設等インフラの老朽化、大規模自然災害の発生など多くの課題に直面しており、このような中にあるのは、今まで以上に産業振興を基本に、町民と行政が創意工夫を凝らしながら、本町ならではの安心・安全で個性豊かなまちづくりを目指す必要があります。



そのためにも、これまで推進してきたまちづくりの成果と反省を踏まえ、本町の持続可能な発展を継続するために、まちづくりの指針となる「第6期浜中町まちづくり総合計画」を策定いたしました。

本計画は、目指すまちの将来像を「笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか」と掲げ、地域と行政が一体となり、かけがえない自然環境を大切にし、地域特性を活かした産業振興を図りながら、郷土に対する愛着と誇りを醸成し、町民一人ひとりの笑顔が輝くまちを目指すもので、町民の皆様とともにこの将来像の実現に向けたまちづくりを進めてまいりますので、一層のご理解とご協力

をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、町民・小中高生アンケート調査やまちづくり委員会などを通じて、多くの貴重なご意見やご提言をいただきました皆様をはじめ、ご審議いただきました総合計画策定審議会委員、町議会議員の皆様にご心から感謝とお礼を申し上げます。

令和2年3月

浜中町長 松 本 博



もくじ

第1部 序論

●第1章 総合計画の趣旨	2
●第2章 総合計画の位置付け	3
●第3章 総合計画の名称及び構成と期間、進捗管理	4
第1節 名称	4
第2節 構成と期間	4
第3節 計画の進捗管理	5
●第4章 総合計画策定の背景	6
第1節 浜中町の概要	6
第2節 本町の現状	7
第3節 浜中町を取り巻く社会・経済動向	9
第4節 まちづくりの現状と課題	11

第2部 基本構想

●第1章 めざすまちの姿	16
第1節 基本理念（浜中町民憲章）	16
第2節 まちづくりの基本的な考え方	17
第3節 浜中町のまちづくりのテーマ（将来像）	17
第4節 実現に向けた基本姿勢	17
第5節 将来人口の指標	18
第6節 土地利用の基本方針	20
●第2章 将来像実現のためのまちづくりの分野別基本目標	21
第1節 まちづくりの基本目標	21
第2節 施策の体系図	22
基本目標1 産業の垣根を越えて、みんなで築きあげる活力あるまちづくり	
基本目標2 自然を守り未来につながる住みよいまちづくり	
基本目標3 災害に強く町民によりそったまちづくり	
基本目標4 子どもから大人まで安心して暮らせる未来のまちづくり	
基本目標5 豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し続ける人づくり	
基本目標6 地域とともに歩む創意に満ちたまちづくり	
●第3章 将来像の実現に向けて	23
第1節 戦略プロジェクト	23

第3部 基本計画

●第1章【基本目標1】産業の垣根を越えて、 みんなで築きあげる活力あるまちづくり	28
（1）農業の振興	28
（2）林業の振興	31
（3）漁業の振興	33
（4）商工業の振興	36
（5）観光業の振興	38
●第2章【基本目標2】自然を守り未来につながる住みよいまちづくり	41
（1）土地利用	41
（2）自然保全・景観形成	43
（3）環境保全・環境衛生	45
（4）公園・緑地・墓地整備	47
（5）交通安全・防犯対策	49
（6）住宅・住環境整備	50
（7）情報通信の整備	52
（8）道路・交通網の整備	53
（9）上・下水道の整備	55
●第3章【基本目標3】災害に強く町民によりそったまちづくり	57
（1）町土の保全	57
（2）防災体制の整備	59
（3）消防・救急体制の整備	61
●第4章【基本目標4】子どもから大人まで 安心して暮らせる未来のまちづくり	63
（1）地域福祉	63
（2）高齢者福祉	65
（3）障がい者福祉	67
（4）子育て支援・児童福祉	69
（5）母子・父子・低所得者福祉	71
（6）医療体制の整備	73
（7）保健・健康づくりの推進	75
（8）保険・年金	77

●第5章【基本目標5】豊かな学びを育み、 未来に向かって挑戦し続ける人づくり	79
（1）学校教育の充実	79
（2）社会教育の推進	83
（3）芸術・文化活動の推進	85
（4）スポーツの振興	87
●第6章【基本目標6】地域とともに歩む創意に満ちたまちづくり	89
（1）町民と行政の共創によるまちづくり	89
（2）コミュニティ活動の推進	91
（3）開かれた行政運営の展開	93
（4）健全な財政運営の推進	95
（5）地域間交流・国際交流の推進	97
（6）広域行政の推進	99

第4部 浜中町強靱化計画

●第1章 国土強靱化の概要	102
第1節 国土強靱化の背景	102
第2節 浜中町強靱化計画の趣旨	102
第3節 浜中町強靱化計画の位置付け	103
第4節 推進の期間	103
●第2章 浜中町強靱化の基本的考え方	104
第1節 想定する自然災害リスク	104
第2節 浜中町強靱化計画の推進目標	105
●第3章 脆弱性の評価	106
第1節 脆弱性評価の考え方	106
第2節 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	107
第3節 脆弱性評価の手順	107
第4節 脆弱性評価の結果	108
●第4章 強靱化に向けた施策プログラム	119
第1節 強靱化の推進に向けた分野の設定	119
第2節 各分野の強靱化に向けた施策プログラム	119
第3節 施策プログラムの重点化	120
第4節 「起きてはならない最悪の事態」と 総合計画との対照表（マトリクス）	122

第5部 資料編

諮問	128
答申	129
総合計画策定審議会委員名簿	130
浜中町まちづくり総合計画策定に向けての提言にあたって	131
策定要綱	133
策定経過	137
策定委員会委員名簿	139
作文・論文	140
絵画	146

第6期浜中町まちづくり総合計画 施策の体系図

将来像

まちづくりの基本目標

施策の大綱

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ
自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち
はまなか

基本目標 1

産業の垣根を越えて、みんなで築きあげる活力あるまちづくり

- (1) 農業の振興
- (2) 林業の振興
- (3) 漁業の振興
- (4) 商工業の振興
- (5) 観光業の振興

基本目標 2

自然を守り未来につながる住みよいまちづくり

- (1) 土地利用
- (2) 自然保全・景観形成
- (3) 環境保全・環境衛生
- (4) 公園・緑地・墓地整備
- (5) 交通安全・防犯対策
- (6) 住宅・住環境整備
- (7) 情報通信の整備
- (8) 道路・交通網の整備
- (9) 上・下水道の整備

基本目標 3

災害に強く町民によりそったまちづくり

- (1) 町土の保全
- (2) 防災体制の整備
- (3) 消防・救急体制の整備

基本目標 4

子どもから大人まで安心して暮らせる未来のまちづくり

- (1) 地域福祉
- (2) 高齢者福祉
- (3) 障がい者福祉
- (4) 子育て支援・児童福祉
- (5) 母子・父子・低所得者福祉
- (6) 医療体制の整備
- (7) 保健・健康づくりの推進
- (8) 保険・年金

基本目標 5

豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し続ける人づくり

- (1) 学校教育の充実
- (2) 社会教育の推進
- (3) 芸術・文化活動の推進
- (4) スポーツの振興

基本目標 6

地域とともに歩む創意に満ちたまちづくり

- (1) 町民と行政の共創によるまちづくり
- (2) コミュニティ活動の推進
- (3) 開かれた行政運営の展開
- (4) 健全な財政運営の推進
- (5) 地域間交流・国際交流の推進
- (6) 広域行政の推進

だれもが安心して暮らせるまち プロジェクト
「笑顔輝く共創のふるさと はまなか」

安心・安全な住みよいまち プロジェクト
「自然とともに生きるまち はまなか」

産業の魅力度アップ プロジェクト
「豊かな大地と海のまち はまなか」

浜中町強靱化計画

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小にとどめること
- ④ 迅速に復旧復興がなされること

実施計画（個別事業）



笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ
自然とともに生きる
豊かな大地と海のまち はまなか



第 1 部 序 論

- 第 1 章 総合計画の趣旨
- 第 2 章 総合計画の位置付け
- 第 3 章 総合計画の名称及び構成と期間、進捗管理
- 第 4 章 総合計画策定の背景

第1章 総合計画の趣旨

本町では、まちづくりの基本となる総合計画をこれまで5期にわたり策定してきました。平成22年度（2010年度）からは「第5期浜中町新しいまちづくり総合計画」を策定し、「生命支える大地と海 自然と調和するまちはまなか～未来につなごう豊かな環境～」をまちづくりのテーマ（将来像）と定め、その時代背景や社会情勢に対応しながら総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきました。

しかしその間、人口減少や少子高齢化の進行、基幹産業である農・漁業を取り巻く環境の変化、公共施設等インフラの老朽化、東日本大震災や西日本豪雨災害、北海道胆振東部地震等の大規模自然災害の発生など、多くの難題に直面しています。

このような中で、本町においても国の「地方創生」政策を受け、平成28年（2016年）3月に「浜中町人口ビジョン」及び「浜中町創生総合戦略」を策定し、産業の後継者対策

や子育て環境の充実など、地域経済の発展と活力ある地域社会の形成を目指し、人口減少、少子高齢化対策に取り組んでいるところです。また、地震や津波などの大規模自然災害の発生が本町においても懸念されており、防災拠点としての機能を備えた役場新庁舎の建設や防潮堤、避難道の整備、津波防災避難訓練や防災教育の推進など、災害に強い安心・安全なまちづくりを進めているところです。

しかし、このように様々な課題が山積する中にあるのは、今まで以上に産業振興を基本に、町民と行政が協働しながら、本町ならではの安心・安全で個性豊かなまちづくりを目指す必要があります。

そのためにも、これまで推進してきたまちづくりの成果と反省を踏まえ、本町の持続可能な発展を継続するために、新しいまちづくりの指針となる「第6期浜中町まちづくり総合計画」を策定します。



第2章

総合計画の位置付け

平成23年（2011年）5月に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針となる基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定については地方自治体の判断に委ねられることとなりました。

本町では、厳しい財政状況の中でその限ら

れた財源を有効に活用しながら、総合的かつ計画的に町政を推進するため、町民にまちづくりの長期的ビジョンを示す必要があると考えることから、浜中町総合計画策定条例を定め、浜中町の未来への発展を成し遂げるための総合計画を策定し、まちづくりの最上位計画として位置付けます。



第3章

総合計画の名称及び構成と期間、進捗管理

◆第1節 名 称

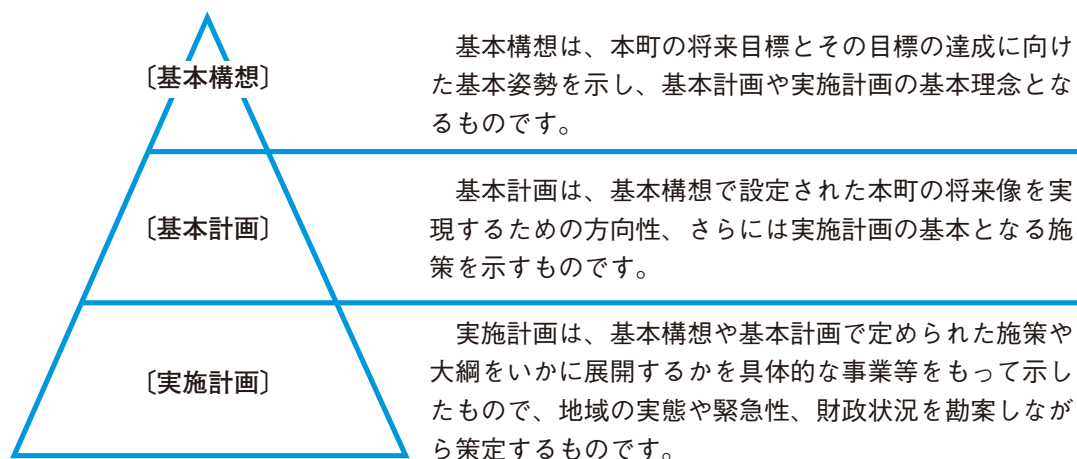
「第6期浜中町まちづくり総合計画」

本計画は、本町の将来に向けたまちづくりを実現するための指針となるもので、第5期までの名称を踏まえた表現としました。

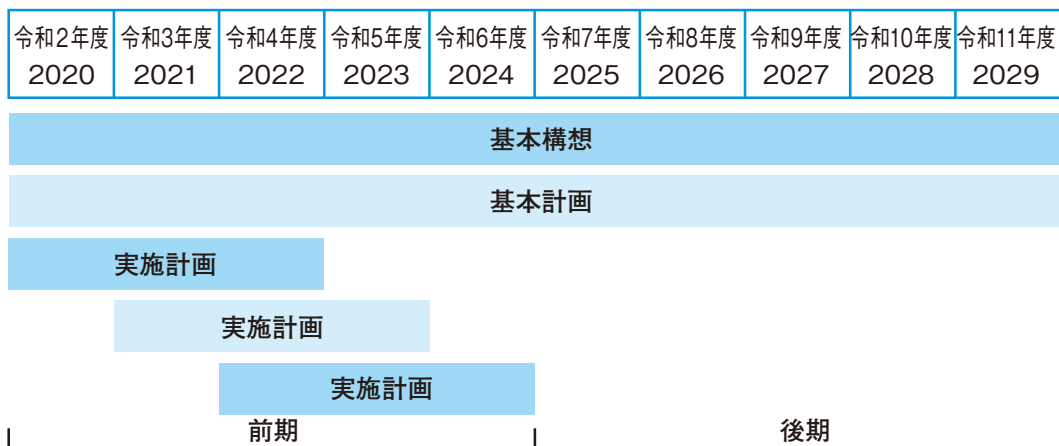
◆第2節 構成と期間

〔構成〕

この総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成します。



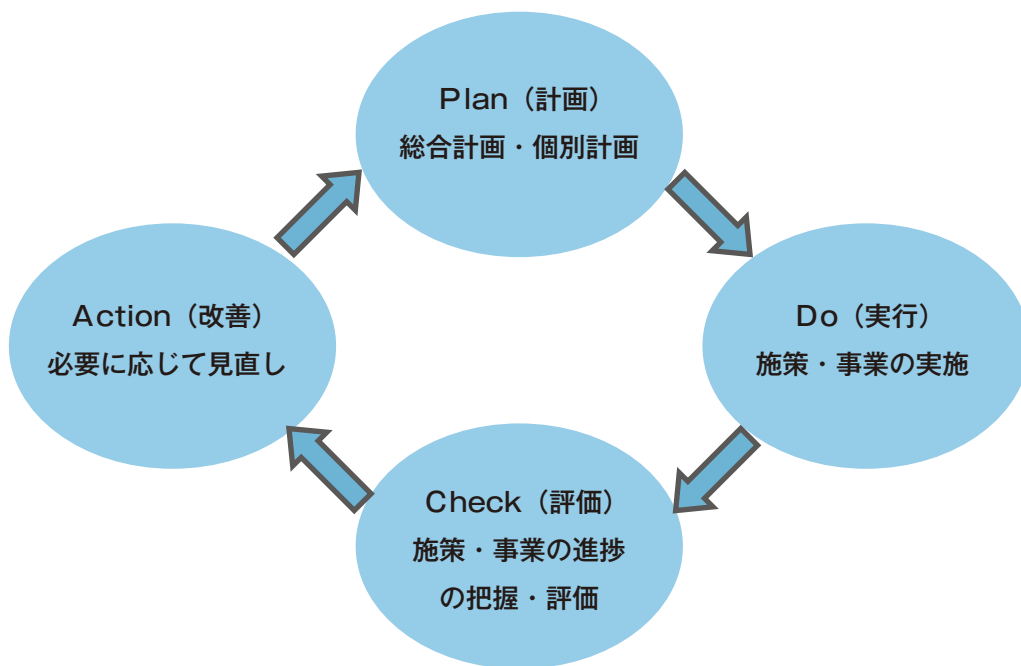
〔期間〕基本構想及び基本計画は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。
実施計画は3年間とし、令和2年度から令和6年度を前期、令和7年度から令和11年度を後期と定め、毎年度見直します。



◆第3節 計画の進捗管理

総合計画を実効性あるものにするために、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）のPDCAサイクルを確立し、着実な実行、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて見直しをしながら推進していきます。

図：PDCAサイクルの図



第4章

総合計画策定の背景

◆第1節 浜中町の概要

1 浜中町の沿革と歴史

本町は、元禄14年（1701年）に当時の松前藩がアッケシ場所を割いてキイタツプ場所を開いたのがはじまりであり、明治2年（1869年）7月函館に開拓使が設置され、同月蝦夷は北海道と改められましたが、このときから当地は佐賀藩の支配地となりました。同藩では12戸の農工民を移住させ、この人たちが本町における定住のはじめとなりました。

以来、明治13年（1880年）には榊町に戸長役場が設けられ、明治39年（1906年）に霧多布外1町4カ村を合わせて浜中村と改

め、2級町村制を施行、大正8年（1919年）には1級町村制を施行し、国鉄根室本線の開通後は本格的な入植が始まり、急速に発展していきました。

昭和27年（1952年）の十勝沖地震津波、昭和35年（1960年）のチリ沖地震津波と二度にわたる大津波により甚大な被害を受けましたが、町民の努力により驚異的な復興を成し遂げ、昭和38年（1963年）には町制を施行し浜中町となり、平成26年（2014年）に開町135年、町制施行50周年を迎えました。

2 位置、自然状況

本町は、北海道の東部、釧路振興局管内の東端に位置し、東は根室市、北は別海町、西は厚岸町に接し、東南を太平洋に面しほぼ中央に霧多布半島が形成され、厚岸道立自然公園の一角をなしています。

町の総面積は、423.63km²で67kmに及ぶ海岸線は砂浜や奇岩絶壁を有し、嶮暮帰島をはじめとする大小の無人島が点在しています。南面を形成する海岸線の中央にある霧多布湿原は、一部が「霧多布泥炭形成植物群落」として国の天然記念物に指定されているほか、火散布沼や藻散布沼と合わせ『ラムサール条約登録湿地』に登録され、北海道遺産にも認定されています。

内陸部は中央を東西に鉄道が走っており、森林と農村地帯が広がり平坦な丘陵原野を形成しています。気候は年間平均気温5～6℃、最高気温は海岸部で20℃前後、内陸部で25℃前後、最低気温は－10℃前後と冷涼であり、春から夏にかけては沿岸部を中心に霧が発生しやすく、また秋から冬にかけては好天が続き年間降雨量は1,000mm程度です。

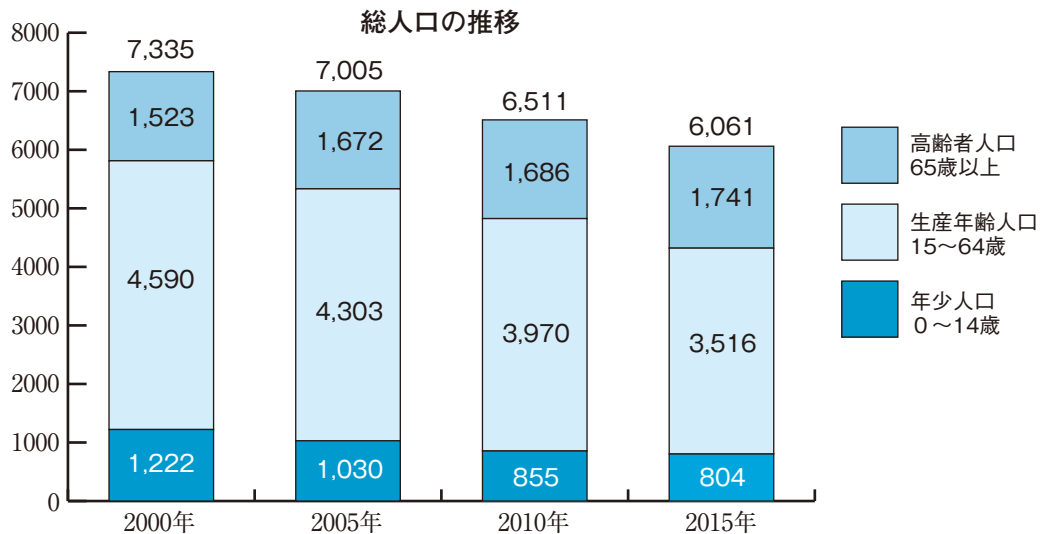
交通は釧路市と根室市を結ぶ国道44号線のほか中標津空港へ接続する道道別海厚岸線、海岸線を結ぶ根室浜中釧路線（北太平洋シーサイドライン）、町道の約300路線は地域住民の生活と産業道路そして観光道路として重要な役割を果たしています。

◆第2節 本町の現状

1 総人口

本町の人口は、平成27年度（2015年度）の国政調査によると総数は6,061人、世帯数2,325世帯となっており、1世帯当たりの世帯員数は2.6人となっています。昭和35年

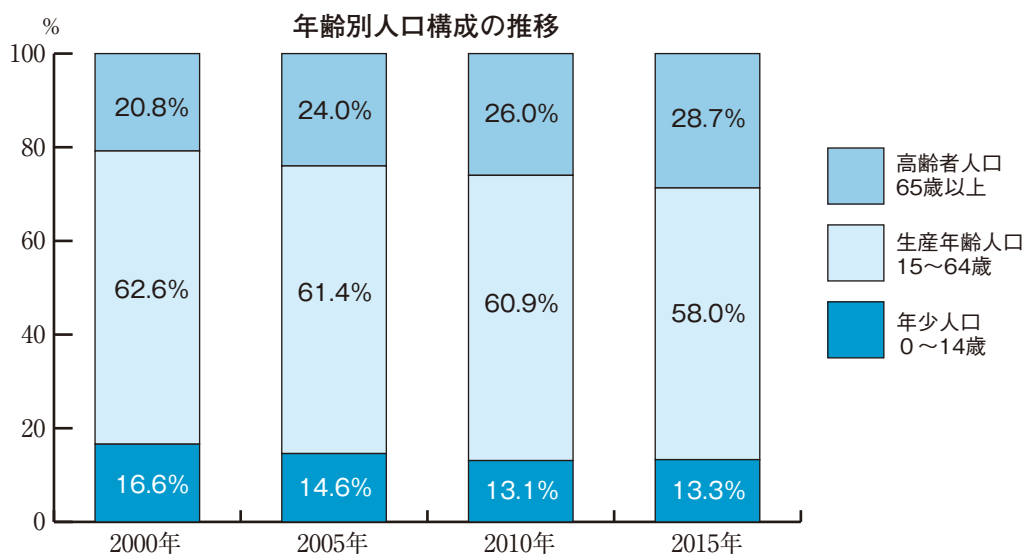
（1960年）には11,915人を数えていましたが、その後の高度経済成長期に若者を中心とする町外への流出と少子化が進み、減少傾向が続いています。



2 年齢別人口構成

人口構成については、平成27年度（2015年度）の国勢調査によると年少人口（0～14歳）が804人で13.3%、老年人口（65歳以上）が1,741人で28.7%、約3人にひ

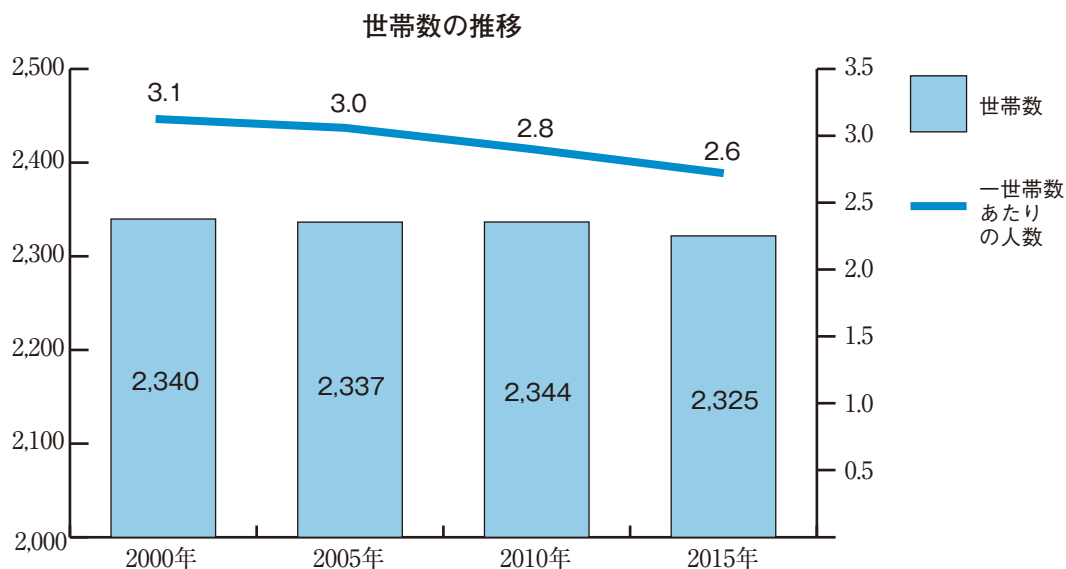
とりが高齢者となっています。平成22年（2010年度）と比較すると年少人口は減少する一方で高齢者人口の増加が続いています。



3 世帯数

世帯数は人口減少にもかかわらず、単独世帯や少人数規模の核家族化、世帯分離などに

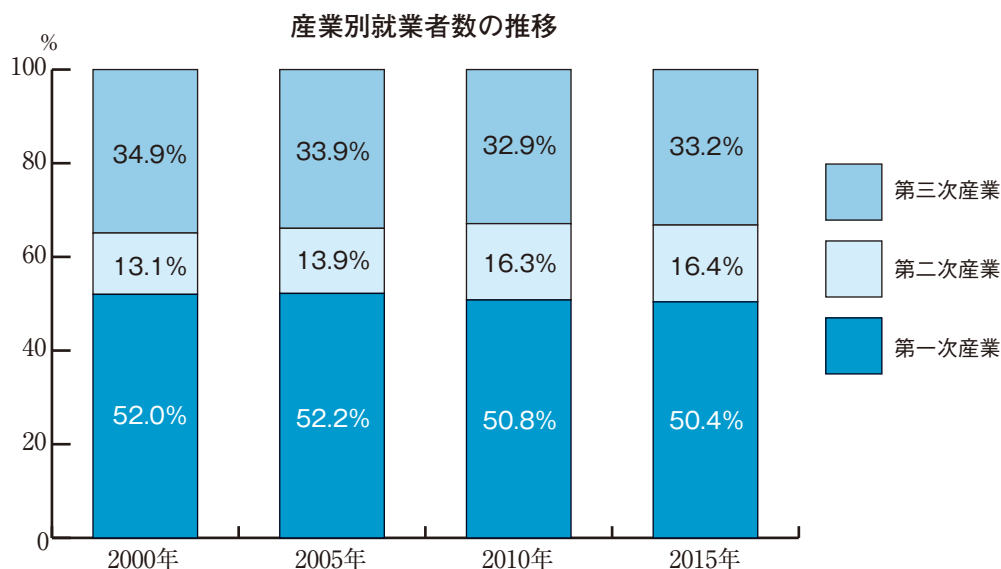
よりほぼ横ばい状態が続いています。



4 産業別就業者数

産業別就業者構成では、第一次産業が1,887人（50.4%）、第二次産業が613人（16.4%）、第三次産業が1,243人（33.2%）となっており、平成22年度（2010年度）

と比較すると就業者人口は減っているものの、産業構成比率にはほとんど変化がない状況です。



◆第3節 浜中町を取り巻く社会・経済動向

本町を取り巻く社会・経済動向は大きく変化しています。今後のまちづくりを進めるた

めに踏まえるべき代表的な社会・経済動向は次のとおりです。

1 「人口減少社会」と「地方創生」

これまで、我が国の総人口は増加を続け、昭和42年（1967年）に1億人を超えましたが、平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計では今後も減少が続き、令和42年（2060年）には、9,284万人まで減少すると見込まれています。

本町の総人口においても、昭和35年（1960年）の11,915人をピークに減少に転じ、平成27年（2015年）には6,061人となっています。以降、社人研の推計では、人口減少の傾向は変わらず、令和2年（2020年）には5,568人（ピーク時の約50%）、令和42（2060年）年には2,303人（ピーク

時の約25%）と推計されています。

このような中、国においては、急速な人口減少や少子高齢化、大都市への人口集中に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたり活力ある日本社会を維持していくことを目的に、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。これを受け、本町においても人口・経済・地域社会の課題に一体的に取り組むべく、「浜中町人口ビジョン」や「浜中町創生総合戦略」を策定し、産業の振興や雇用の創出、若い世代の結婚や出産、子育て環境の充実、誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを基本目標に据え、取組を進めています。

2 安心・安全に対する要望

我が国は古来より、地震や津波、豪雨、洪水、土砂災害、火山の噴火など多くの自然災害が発生してきました。

近年、未曾有の被害をもたらした平成23年（2011年）の東日本大震災や平成28年（2017年）の熊本地震、平成30年（2018年）の西日本豪雨、北海道胆振東部地震など大規模自然災害が発生しています。こうした経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想

定される首都直下型地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなりました。

このような中、国においては、平成25年（2013年）12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年（2014年）6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定され、北海道においても、高い確率で

発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成27年（2015年）3月に策定するなど、今後の大規模自然災害に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されています。

3 地域との協働による自治の再構築

住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参画し、協働していくことを目指していく改革として地方分権改革推進法（平成18年）が施行され、国から地方、都道府県から市町村へ権限委譲や規制緩和などが行われ、国と地方公共団体が担う役割が大きく変わりました。

この改革により地方公共団体は、自らの判断と責任で自らの進むべき道を見定め、具体的な方策を自ら実行する力が求められるようになりました。

また、その個性を活かし自立した行政運営が行えるようになった一方、「自己決定、自

本町においても、太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、暴風雨・暴風雪・高潮などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっています。

己責任」によるまちづくりや税収減、地方交付税の削減などによる厳しい財政状況下での行政運営となり、これまでの行財政の在り方を見直し、時代に即応した組織づくりが求められています。

このような自立したまちづくりにおいては、住民の参画や協働が必要不可欠です。自分たちのまちは自分たちでつくるという意識を持ち、多様化する地域課題の解決や住民主導による特色ある地域づくり、住民と行政との協働によるまちづくりを行うために、より一層の意識の醸成*や体制の確立、情報共有が求められています。

*醸成（じょうせい）…ある状態・気運などを徐々に作り上げてゆくこと。

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

◆第4節 まちづくりの現状と課題

本町の現状や特性、第5期総合計画の点検・評価、町民からの提言やアンケート調査等を

踏まえ、今後のまちづくりを進めていくための現状と課題を整理すると次のとおりです。

1 人口減少社会への対応

我が国の人口減少は急速に進行し、浜中町においても生産人口の減少や過疎化など、産業やコミュニティなど地域社会に大きな影響を与えることが懸念され、対策は喫緊の大きな課題となっています。

本町では、これまで人口の将来推計や目標数値等を示す「浜中町人口ビジョン」や人口減少対策の方向性や具体的な施策を示す「浜中町創生総合戦略」を策定し、様々な施策を展開してきました。

今後もこうした計画等との整合性を図り、産業振興による後継者対策や雇用の創出、子

育て環境の整備、福祉・医療の充実、住環境の整備など横断的な施策により、すべての町民が安心して暮らし続けることができる環境づくりが求められます。また、町外からの移住希望者や外国人労働者等の受け入れ体制の整備も求められています。

さらに、持続可能な地域づくりを推進するために、国連が提唱し国も取組を進めている「持続可能な開発目標（SDGs）^{*}」などの考え方を取り入れた地域づくりを進めていくことが求められています。

2 持続可能な産業の振興

人口減少や世界的な経済の長期低迷、国際貿易協定の影響などにより、本町の基幹産業である酪農業や漁業などの第一次産業は、後継者不足や足腰の強い経営基盤の確立、競争力の強化など多くの課題に直面しています。

本町ではこれまで、産業基盤の整備や経営の安定化、後継者などの担い手の確保に努めてきました。

今後も人口減少や景気動向など不透明な状

況が続きますが、本町が誇る高品質な牛乳や乳製品、牛・豚肉などの畜産物、昆布やウニなどの海産物などにより魅力ある産業の育成を図るとともに、本町の有する豊かな自然環境や地域資源の有効活用に努めながら、商工業や観光業などすべての産業が主体的に一体となって雇用創出や就業機会の確保、後継者対策、人材育成、外国人及び移住者の受け入れなどを進める必要があります。

3 自然環境の保全と生活基盤の充実

本町は、天然記念物に指定されている「霧

多布泥炭形成植物群落」を中心とした霧多布

^{*} 持続可能な開発目標（SDGs）…2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際社会共通の目標。17の目標、169のより具体的な目標から構成される。

湿原や多くの岬を有する海岸線、広大な丘陵原野や森林など豊かな自然と共生しながら酪農業や漁業などを振興し、発展を遂げてきました。この豊かな自然は、町外に誇れる町民の貴重な財産であり、後世に引き継いでいかなければなりません。

また、生活基盤における上・下水道施設や

道路・橋梁などの老朽化や耐震化の問題、地域公共交通ネットワークの維持、情報基盤の整備など住環境における課題もあります。

今後のまちづくりにおいても、美しい自然環境や景観を守りながら、環境負荷の少ない快適で住みよいまちづくりを進める必要があります。

4 災害に強いまちづくり

本町は、過去幾度にわたり地震やそれに伴う津波など自然災害の甚大な被害を受けながらも復興し、今日に至っています。また、東日本大震災など度重なる大災害を受け、国や北海道では大規模災害に備え強靱な国づくりが進められており、本町においても「浜中町地域防災計画」の策定や防災行政無線の整備、津波避難訓練の実施などを行ってきました。

しかし災害は、突然、想定を上回る規模で

襲ってきます。災害時でも機能不全に陥ることなく、町民一人ひとりの生命と財産を守る「災害に強いまちづくり」をさらに推進する必要があります。

また、公共施設や道路、橋梁などの耐震化や老朽化に対する対応が必要な時期に差しかっており、適切かつ計画的な管理、更新が必要となっています。

5 安心して暮らせる福祉と医療

本格的な人口減少や少子高齢化社会の中で、本町においては時機に応じた福祉施策を展開し、特に、子育て支援に関しては、妊産婦健診交通費や不妊治療費の助成、出産祝金の支給、高校生世代までの医療費の無償化、保育施設の建設や保育料の負担軽減などにより、子育てしやすい環境の構築を目指してきました。

今後は、経済的負担軽減とともに子育て環

境の整備に対するニーズが多いことから、子どもの遊び場や交流の場の創出、支援などが課題となっています。また医療については、広域的な取組により医療体制の充実に努めてきましたが、町立浜中診療所の常勤医師1人体制への不安や小児科開設の要望等があることから、運営についての抜本的な検討が必要となっています。

6 地域に根ざした魅力ある教育

人口減少や少子高齢化などの影響により、本町でも学校の統廃合が行われ、現在は小学

校3校、中学校3校、小中併置校1校、高等学校1校となりました。また、グローバル化

の進展は社会に多様性をもたらし、急速な情報化や技術革新は人間生活を質的にも変化させつつあります。本町ではこれまで、地域の人材や素材を活かしたふるさと教育や環境教育などを取り入れながら、個性と創造性豊かな人間性を培う学校教育の推進や幼児から高齢者までが主体的に学び、生活に潤いと活力を生み出し、学習の成果を地域社会に還元する社会教育の推進に取り組んできました。

今後は、本町の教育の将来ビジョンを明確

にしながら、学校教育や社会教育、文化活動、スポーツ活動、地域での活動など様々な場面で、大人と子どもが関わり合いを深め、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感しながら、自らの能力を引き出し、学習したことを活用して、生活や社会の中で出会う課題の解決に主体的に生かしていける資質や能力を持った人を育成することが求められています。

7 地域と行政との共創*

情報化やグローバル化によりライフスタイルなどが大きく変化し、価値観が多様化・高度化している現在、地域的課題もまた多様化しています。そのため、多様化・高度化する地域的課題の解決には行政のみならず、その地域に住む住民や地域コミュニティなどとの協力が不可欠です。

本町では、自治会連合会や各自治会・町内会との連携を図りながら、地域と行政が一体となってまちづくりを進めてきました。

しかし、ライフスタイルの多様化や核家族

化にともない、人と人との繋がりが希薄化し、地域コミュニティの活動が衰退し、地域の力が低下しつつあります。地域コミュニティは、個人や家族だけでは解決できない地域課題を共助、相互扶助により解決する大変重要な役割を担っており、近年では災害等を契機に、共助社会の重要性が再認識されています。

本町ならではの個性豊かなまちづくりを推進するためにも、こうした地域コミュニティ活動が継続でき、地域と行政が共にまちを創るための多様な仕組づくりが求められています。

8 行財政の的確な運営

本格的な人口減少社会の到来により、本町もこれまで以上に厳しい財政状況の中で行政運営をしていかなければなりません。本町では、8次にわたる行政改革大綱を策定し、安全かつ良質な行政サービスの提供や財政健全化などに取り組んできました。

しかし、地方分権が進む中であって、多様化・高度化する住民ニーズに対応するために

は、さらに柔軟かつ効率的な行政サービスの提供が求められます。また、限られた財源を選択と集中により効果的、重点的に投資する必要性があります。そのためには、公正・公平性・透明性を一層高めつつ情報発信を積極的に行い、時代の変化に即した効率的、効果的な行財政運営に取り組んでいく必要があります。

* 共創（きょうそう）…多様な立場の人たちと対話しながら、新しい価値を「共」に「創」り上げていくこと。



笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ
自然とともに生きる
豊かな大地と海のまち はまなか



第2部 基本構想

第1章 めざすまちの姿

第2章 将来像実現のためのまちづくりの分野別基本目標

第3章 将来像の実現に向けて

第1章 めざすまちの姿

◆第1節 基本理念（浜中町民憲章）

浜中町民憲章は不朽の基本理念であり、まちづくりの原点としてすべての町民が心におき、展開していく必要があります。

浜中町民憲章

わたしたちは無限に広がる大海原と大平原に包まれ、美しい自然の中に生きる浜中町民です。

先人のたくましい開拓精神を受け継ぎ郷土の未来の発展を願い、よりよい町を築くためにこの憲章を定めます。

- 1 豊かな自然を生かし、生産を高め、活気のあるまちをつくりましょう
- 1 たがいに助け合い、あたたかいまちをつくりましょう
- 1 スポーツに親しみ、健康で楽しいまちをつくりましょう
- 1 子どもの夢を育て、幸せなまちをつくりましょう
- 1 文化を高め、きまりを守り、平和なまちをつくりましょう

昭和53年10月1日 制定



笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

◆第2節 まちづくりの基本的な考え方

本町は、厳しいながらも広大な大地と豊かな資源を育む太平洋に恵まれ、農・漁業を中心に自然と調和したまちづくりを進めてきました。

近年、町を取り巻く環境は大きく変化し、人口減少や経済の低迷、多様化・高度化する価値観や生活スタイルに伴う地域課題の複雑化、大規模な自然災害の発生など多くの難題を抱えています。しかし、先人が幾多の困難

を乗り越えてきたように、私たちも責任と未来に希望をもってこの困難を乗り越えていかなければなりません。

そのためにも10年後の将来を見据え、地域と行政が一体となり、かけがえのない自然環境を大切に、地域特性を活かした産業振興を図りながら、郷土に対する愛着と誇りを醸成し、町民一人ひとりの笑顔が輝くまちづくりを目指していきます。

◆第3節 浜中町のまちづくりのテーマ（将来像）

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ

自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

◆第4節 実現に向けた基本姿勢

「笑顔輝く共創のふるさと はまなか」

だれもが安心して暮らし続けることができる「ふるさとのはまなか」を町民と行政とで共に創り上げることで、町民一人ひとりの笑顔が輝くまちを目指します。

「自然とともに生きるまち はまなか」

美しい自然環境を守りつつ、自然災害への対策を進め、快適で住みよいまちを目指します。

「豊かな大地と海のまち はまなか」

大地と海の恩恵を受けながら第一次産業を振興し、商工業や観光業との結びつきにより、まち全体の活性化を目指します。

◆第5節 将来人口の指標

1 本計画における目標人口

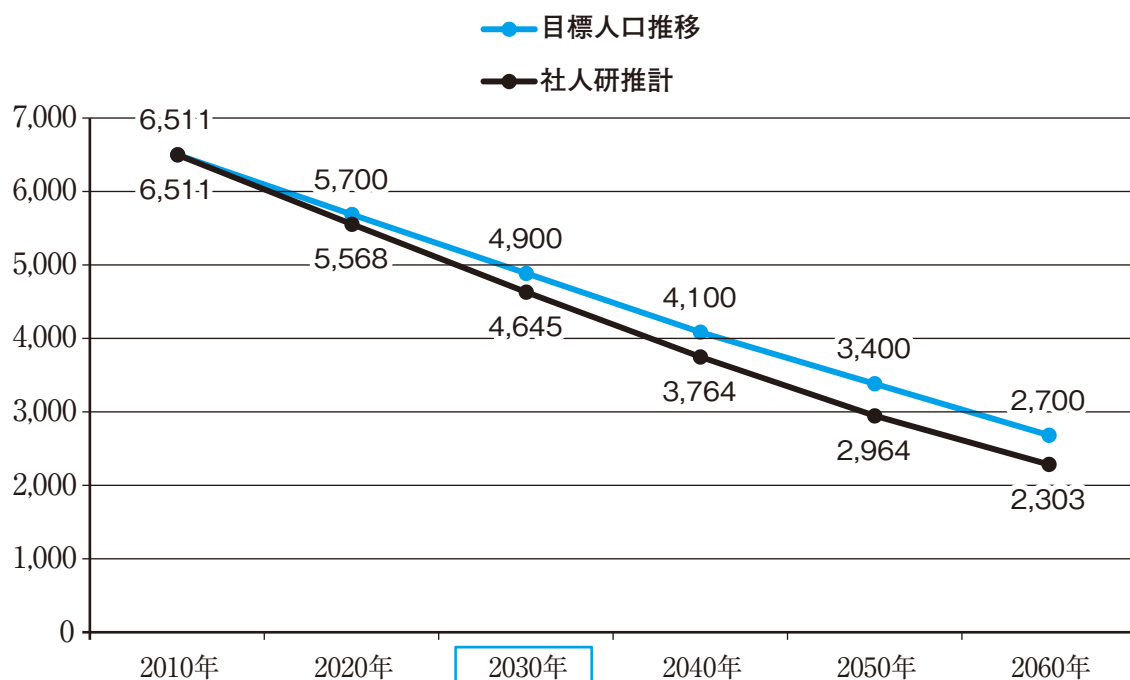
今後のまちづくりを進めていく上で、人口減少は地域社会に大きな影響を与えます。国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）に準拠した推計では、今後も本町の人口減少が進むことが見込まれ、本計画の計画期間が終わる令和12年（2030年）には、4,645

人程度になることが予測されています。

そこで、総合計画に基づく各種施策の展開により持続可能なまちづくりを進めることにより、令和12年（2030年）の目標人口を次のとおり定めます。

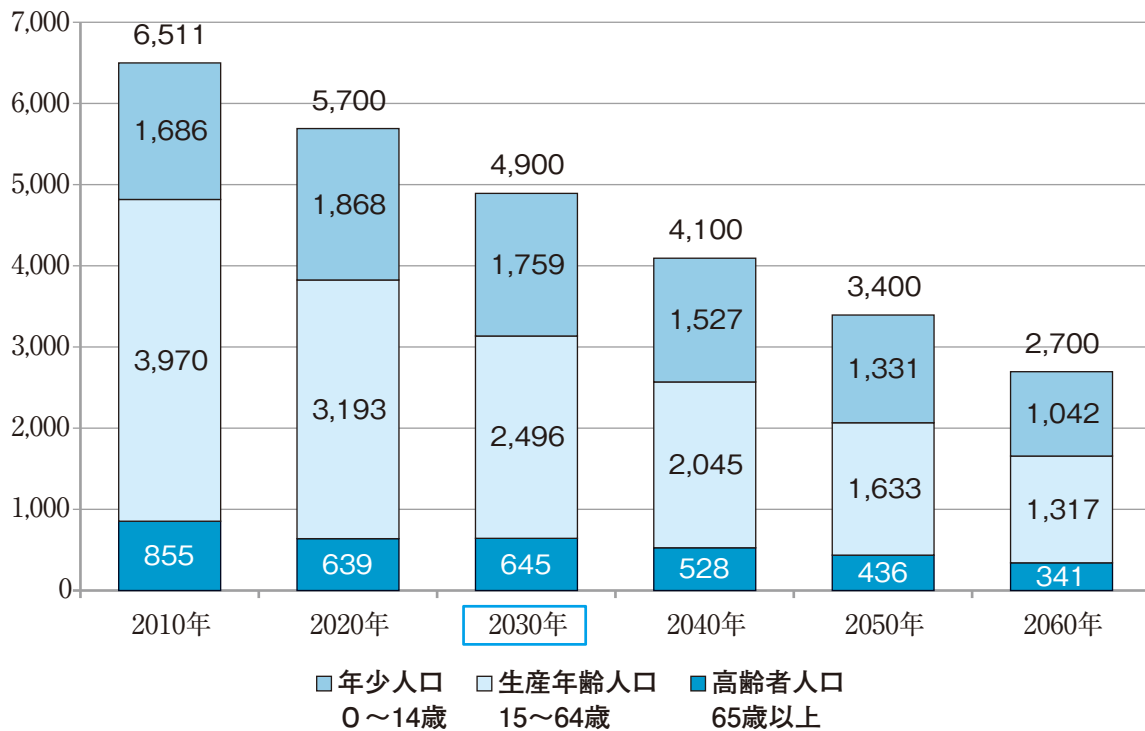
目標人口：令和12年（2030年）人口4,900人

浜中町の目標人口推計



笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

年齢別人口構成推計



2 目標人口推計の前提条件

- 平成27年（2015年）の人口を基準としています。
- 現在の合計特殊出生率は1.54ですが、令和2年（2020年）までに1.879、令和7

年（2025年）までに2.07まで上昇させることを目指します。

- 純移動率について、転出者数を抑制し、社会減を一定程度改善します。

◆第6節 土地利用の基本方針

土地は全ての生活の基点であり、居住により文化が生まれ、生産活動の基盤として町の発展の基礎を形成しているものです。

本町の恵まれた自然環境と美しい景観の保

全を図るとともに、地域経済の発展と生活の質的向上に努めながら土地の保全・利用を進めます。

① 宅地・市街地地域

公共施設や住宅街、商店が集まる霧多布市街地域・散布市街地域・茶内市街地域・浜中市街地域・姉別市街地域をはじめ町内の住宅地については、自然環境と調和した快適で安心・安全な住環境の整備を進めます。

② 丘陵原野地域

町北西部から東部に広がる丘陵原野には、農地や森林が広がっています。本町の基幹産業の一つである酪農業の振興を図りながら、環境負荷の少ない酪農業の推進や森林の乱開発を防ぐなど、自然環境を守りながら土地利用を進めます。

③ 海岸地域

町南部の太平洋に面した海岸地域については、本町のもう一つの基幹産業である漁業の振興を図り、豊かな漁場や増養殖漁業の場として活用しながら、海洋環境や美しい海岸線の景観保全に努めます。また、海岸侵食防止対策を進めます。

④ 自然地域

天然記念物に指定されている「霧多布泥炭形成植物群落」を中心とした霧多布湿原や大小様々な湖沼、広大な丘陵原野など、浜中町は恵まれた自然環境が保持されています。土地利用にあたっては、長期的な視野に立ち、自然の保全と利活用の調和を図りながら土地利用を進めます。

第2章 将来像実現のためのまちづくりの分野別基本目標

◆第1節 まちづくりの基本目標

まちづくりを担うすべての人が目指すまちの姿を共有して、その実現のために力を合わせていくことが重要です。そこで、目指すべきまちの方向性を6つの基本目標として定めます。

基本目標1【産業の垣根を越えて、みんなで築きあげる活力あるまちづくり】

農林水産業、商工業、観光業など浜中町の恵まれた自然環境や地域資源を有効活用した産業振興など、産業界が一体となった活力あるまちを目指します。

基本目標2【自然を守り未来につながる住みよいまちづくり】

本町が有する豊かで魅力的な自然環境や景観を守り継ぎながら、住環境の整備など快適で住みよいまちを目指します。

基本目標3【災害に強く町民によりそったまちづくり】

自然災害に対し強くしなやかな防災対策を進めるとともに、消防・救急体制の強化を行い、町民の生命と財産を守るまちを目指します。

基本目標4【子どもから大人まで安心して暮らせる未来のまちづくり】

町民が互いに支え合い、出産や子育て、健康づくりなど地域福祉や医療体制の充実を図りながら、だれもが安心して暮らし続けることができるまちを目指します。

基本目標5【豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し続ける人づくり】

ふるさと浜中に誇りを持ち、生涯にわたり心豊かに学び続け、健やかな人生を実現する、次代を担う人づくりを目指します。

基本目標6【地域とともに歩む創意に満ちたまちづくり】

行政の公正・公平性・透明性を一層高めつつ情報発信を積極的に行い、町民に信頼される行財政運営を進めるとともに、町民一人ひとりがまちづくりの主役となる、共創のまちを目指します。

◆第2節 施策の体系図

まちづくりの6つの基本目標を実現する手段として、35の施策の大綱を定め、基本計

画の中で主要な施策や主要事業について定めます。

将来像

まちづくりの基本目標

施策の大綱

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ
自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち
はまなか

基本目標1

産業の垣根を越えて、みんなで築きあげる活力あるまちづくり

- (1) 農業の振興
- (2) 林業の振興
- (3) 漁業の振興
- (4) 商工業の振興
- (5) 観光業の振興

基本目標2

自然を守り未来につながる住みよいまちづくり

- (1) 土地利用
- (2) 自然保全・景観形成
- (3) 環境保全・環境衛生
- (4) 公園・緑地・墓地整備
- (5) 交通安全・防犯対策
- (6) 住宅・住環境整備
- (7) 情報通信の整備
- (8) 道路・交通網の整備
- (9) 上・下水道の整備

基本目標3

災害に強く町民によりそったまちづくり

- (1) 町土の保全
- (2) 防災体制の整備
- (3) 消防・救急体制の整備

基本目標4

子どもから大人まで安心して暮らせる未来のまちづくり

- (1) 地域福祉
- (2) 高齢者福祉
- (3) 障がい者福祉
- (4) 子育て支援・児童福祉
- (5) 母子・父子・低所得者福祉
- (6) 医療体制の整備
- (7) 保健・健康づくりの推進
- (8) 保険・年金

基本目標5

豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し続ける人づくり

- (1) 学校教育の充実
- (2) 社会教育の推進
- (3) 芸術・文化活動の推進
- (4) スポーツの振興

基本目標6

地域とともに歩む創意に満ちたまちづくり

- (1) 町民と行政の共創によるまちづくり
- (2) コミュニティ活動の推進
- (3) 開かれた行政運営の展開
- (4) 健全な財政運営の推進
- (5) 地域間交流・国際交流の推進
- (6) 広域行政の推進

第3章 将来像の実現に向けて

◆第1節 戦略プロジェクト

まちづくりのテーマ（将来像）「笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか」

実現のために、基本目標や施策の大綱を横断して戦略的に取り組むプロジェクトとして「戦略プロジェクト」を設定します。

1 だれもが安心して暮らせるまち プロジェクト

「笑顔輝く共創のふるさと はまなか」

だれもが安心して暮らし続けることができる「ふるさと はまなか」を町民と行政とで共に創り上げることで、町民一人ひとりの笑顔が輝くまちを目指します。

人口減少が進む現在、子育て環境の整備や地域医療の充実、地域を支える人材の育成、コミュニティ活動の促進など安心して暮らせる環境の整備がまちづくりに求められています。

本町の基幹産業である農業・漁業を中心に、若い世代が働きながらしっかり子育てができる環境を整えるとともに、地域医療の充実や地域福祉の基盤整備を進める必要があります。

また、地域の人材や素材を活かしたふるさと教育や環境教育、スポーツ活動などを取り入れ、郷土愛の醸成につなげる必要があります。

持続可能なまちづくりを進めるためには、住民や行政がそれぞれの役割を発揮し、将来像を共有し一緒にまちを創り上げていくことを意識し、課題を解決することで町民一人ひとりの笑顔が輝くまちを目指します。

関連する主な施策の大綱

地域福祉	学校教育の充実
高齢者福祉	社会教育の推進
障がい者福祉	芸術・文化活動の推進
子育て支援・児童福祉	スポーツの振興
母子・父子・低所得者福祉	町民と行政の共創によるまちづくり
医療体制の整備	健全な財政運営の推進
保健・健康づくりの推進	広域行政の推進
保険・年金	

2 安心・安全な住みよいまち プロジェクト

「自然とともに生きるまち はまなか」

美しい自然環境を守りつつ、自然災害への対策を進め、快適で住みよいまちを目指します。

町民が安心・安全に、将来にわたって住み続けるためには、豊かな自然環境を守りつつ、日常生活基盤の向上を図るとともに、災害からしっかり安全が確保されることが必要です。

本町は、雄大な自然に育まれ発展してきました。この豊かな自然は大切な財産として後世に残さなければなりません。そのためにも循環型社会の構築による自然との共生や地域資源の持続可能な活用を意識した取組を進める必要があります。

また一方で、住み続けるためには、快適で住みよいまちの形成が求められます。道路網や上・下水道、住環境の整備をはじめ、交通インフラや情報通信インフラなど快適で魅力的な生活環境の整備が必要です。

さらに、本町は過去に多くの自然災害に遭遇した経験とその教訓をもとに「災害に強いまちづくり」を進めており、今後も対策を進め町民一人ひとりの安心・安全な住みよいまちを目指します。

関連する主な施策の大綱

自然保全・景観形成
環境保全・環境衛生
土地利用
公園・緑地・墓地整備
交通安全・防犯対策
情報通信の整備
道路・交通網の整備

上・下水道の整備
住宅・住環境整備
町土の保全
防災体制の整備
消防・救急体制の整備
コミュニティ活動の推進
開かれた行政運営の展開

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

3 産業の魅力度アップ プロジェクト

「豊かな大地と海のまち はまなか」

大地と海の恩恵を受けながら第一次産業を振興し、商工業や観光業との結びつきにより、まち全体の活性化を目指します。

将来にわたって基幹産業である農業・漁業を守っていくことは、本町のまちづくりの基本です。豊かな自然環境を活かし、生産基盤の整備や経営基盤の安定化などを進めながら魅力ある産業の育成が必要です。

また、持続発展的な産業育成のため、産業後継者の確保、人材育成の強化を進める必要があります。

さらに、一次産業と商工業、観光業を結びつけ、地場産品の付加価値化やブランド化などに取り組み、本町の優れた観光素材等と併せ、オール浜中で魅力を対外的にPRすることで、交流人口の拡大を図りながらまち全体の活性化を目指します。

関連する主な施策の大綱

- 農業の振興
- 林業の振興
- 漁業の振興
- 商工業の振興
- 観光業の振興
- 地域間交流・国際交流の推進



笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ
自然とともに生きる
豊かな大地と海のまち はまなか



第3部 基本計画

- 第1章【基本目標1】産業の垣根を越えて、みんなで築きあげる
活力あるまちづくり
- 第2章【基本目標2】自然を守り未来につながる住みよいまちづくり
- 第3章【基本目標3】災害に強く町民によりそったまちづくり
- 第4章【基本目標4】子どもから大人まで安心して暮らせる未来
のまちづくり
- 第5章【基本目標5】豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し
続ける人づくり
- 第6章【基本目標6】地域とともに歩む創意に満ちたまちづくり

第1章

【基本目標1】産業の垣根を越えて、
みんなで築きあげる活力あるまちづくり

◆第1節 農業の振興

■施策の目的

環境と調和した農業を将来に渡り持続するために、循環型農業を基本とした生産基盤の整備を図ります。また、地域の担い手となる意欲と能力のある後継者の確保と新規就農者の育成を行い、酪農業を発展させ、地域コミ

ュニティの維持に必要な施策を講じます。さらに、浜中町で生産される高品質乳の生産を維持するため、生産環境への支援を行うとともに、6次産業化^{*1}を推進し、選ばれる浜中ブランドの確立を目指します。

■現状と課題

本町の農業は、冷涼な気候と恵まれた土地資源を背景に土地利用型酪農地域として発展を遂げ、近年では乳価も比較的安定した状態を維持しており酪農経営も安定化が図られてきました。しかしながら世界情勢に目を向けると、2018年12月にTPP11^{*2}、2019年2月に日EU・EPA^{*3}の協定が発効され、酪農業を取り巻く環境は大きく変化し、輸入農畜作物の増加に伴う価格低下など、酪農経営における影響も懸念されております。

良質な自給飼料生産を行うため、土壌分析や施肥設計に基づいた土づくりを励行し、適正に処理された家畜ふん尿を利用した循環型農業と計画的な土地改良を進めていく必要があります。平成20年に1戸あたり平均63頭だった経産牛の頭数が、平成30年度には80頭と増加し、酪農経営は安定した一方、従来家族構成員だけでは過重労働や労働力不足といった問題も見られるようになってきました。さらに経営主の高齢化はますます進み、担い手不足などから農家戸数は年々減少していますが、この10年間で(有)浜中町就農者研修牧場での研修を経て酪農経営を開始した新

規就農者は10組と、担い手確保の取組が一定の成果を上げています。また、新規卒業者やUターン者を対象とした支援も平成29年度より進めています。本町の酪農業を支える新規就農者を確保し、後継者の育成をさらに進める必要があります。

耕作放棄地や遊休農地の発生を防止するため、規模拡大を目指す農家に農用地を集積し農用地の有効活用を図る必要があります。また、規模拡大だけでなく、家族農業経営を含めた地域の多様な経営体が活躍できる政策を進めていく必要があります。

国営総合農地開発事業並びに国営環境保全型かんがい排水事業の完了から一定の期間が経過しましたが、施設の老朽化が進み施設改修など、更新の時期を迎えようとしております。今後は施設の維持管理と機能向上に向けた取組を進める必要があります。

本町の特色ある酪農業及び畜産物の確立を関係機関と協力し、さらには情報媒体などを活用しながら町内外に本町の魅力を発信していく必要があります。

*1 6次産業化…一次産業としての農林漁業と二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、付加価値を生み出す取組のこと。

*2 TPP11…環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定。環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした経済連携協定のこと。

*3 日本とEU（欧州連合）間における貿易や投資など経済活動の自由化による連携強化を目的とする経済連携協定のこと。

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

■主要な施策と主要事業

生産基盤の整備

強①生産基盤の整備

草地整備・大区画化を推進し、ICT*¹ 機器などの導入に取り組むことにより、作業の効率化と省力化を図ります。

強②農地の保全

計画的な草地整備事業を行い、農業水利施設の維持管理を行うことにより、生産性の向上に努めます。

③農用地集積の推進

浜中町農業経営基盤強化促進基本構想をもとに、意欲的な経営体に対して農用地の集積を図り、耕作放棄地や遊休農地の発生を防止します。

強④農道の整備

大型機械に対応するため、老朽化した施設の更新と未舗装路の整備を進め効率的な輸送を確保します。

⑤エゾシカ被害対策の強化

エゾシカによる牧草などの食害を防止するため、侵入防止柵などの整備を進めます。

自然と調和した農業の展開

①循環型農業の推進

かんがい排水事業で整備した施設を引き続き活用し、家畜ふん尿を適正処理、草地還元することにより循環型農業の推進を図ります。

強②農村の持つ多面的機能の発揮

植樹活動の推進と農村景観の向上により、人と動物に住みよい環境づくりを進めます。

担い手の育成・確保

強①担い手の確保

新規就農者の就農支援を充実させるとともに、新規卒業者やUターン者といった将来の担い手となる後継者育成のための就農支援に努めます。

牛にやさしい環境づくり

①適切な飼養管理の推進

家畜改良や飼養管理技術向上のための支援を関係機関と連携して行います。また、アニマルウェルフェア*²に配慮した飼養管理の推進に努めます。

②家畜防疫の推進

飼養衛生管理基準の遵守・徹底を図り、地域農業と酪農経営に重大な影響を及ぼす家畜伝染病や届出伝染病の予防と拡大防止に努めます。

6次産業化及び地産地消の推進

強①6次産業化の推進

地元畜産物の6次化や商品開発を進め、生産から販売まで一貫した体制づくりを構築します。

②食育活動の推進

町内の各学校に提供している学校給食に、町内で生産された牛乳をはじめとする地元の畜産物を提供し、地元の畜産物のおいしさや安全性を発信し、浜中酪農の魅力を引き出します。

* 1 ICT…Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。

* 2 アニマルウェルフェア…人間が動物に対して与える痛みやストレスといった苦痛を最小限に抑えるなどの活動により動物の心理学的幸福を実現する考えのこと。

■関連する主な計画等

浜中町農業経営基盤強化促進基本構想（平成29年～令和3年）

浜中町酪農・肉用牛生産近代化計画(平成28年～令和7年)

浜中町農業振興地域整備計画

浜中町田園環境整備マスタープラン

中山間地域所得向上計画 浜中地区

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
生乳生産量	t	107,672	110,200	109,600
生乳生産戸数（法人含む）	戸	166	165	160
新規就農者	組	2	5	10
産業後継者就業交付金交付数	人	2	10	20

※**強**マークは、国土強靱化地域計画である浜中町強靱化計画に位置付けられている取組を示しています。

強靱化計画については、第4部に記載しています。

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

◆第2節 林業の振興

■施策の目的

森林の持つ多面的な機能を維持・保全していくため、浜中町森林整備計画に基づき、森林の健全な維持管理を主とした事業を進めるとともに、木材などの普及促進に努め、さらなる森林資源の有効活用を図ります。また、

農林業被害を最小限に抑制するため浜中町鳥獣被害防止計画に基づき、エゾシカなどの個体数の適正管理を図るとともに、新規狩猟者の確保に努めます。

■現状と課題

本町の森林面積は、16,033haで町内全域の約38%を占め、国有林6.3%、道有林28.4%、町有林18.1%、私有林47.2%で構成されており、総森林面積の69.7%が保安林の指定を受けています。また、人工林、天然林の区分でみると天然林が全体の69.0%を占めています。

森林は、木材などの林産物の供給をはじめ、水源涵養、山地災害の防止、生活環境の保全、さらに近年は、自然とのふれあいの場、保健休養など公益的な機能を通じて町民や近隣市町村の生活に深く関わっています。また、森林と海は密接な関係にあり、豊かな森林が栄養分に富んだ水を安定的に海へ供給する重要な役割を果たしています。

近年、森林・林業を取り巻く情勢として、人工林が本格的な利用期を迎えており、国内の豊富な森林資源を循環利用することが重要課題となっています。そうした中、国産材需要の高まりとともに木材自給率も徐々に上昇傾向にあります。一方、原木価格は依然低位な状況が続いており、森林所有者の経営意欲

の低下などにより、間伐や主伐後の再造林といった整備が適切に行われない森林が増加傾向にあります。このような中、林業従事者の減少や高齢化などが進んでおり、担い手の確保に向け北海道をはじめ関係機関と連携しながら必要な対策を講じていかなければなりません。

エゾシカの生息頭数の増加などにより、町内における農林業被害が深刻な状況にあります。また、ヒグマの出没も年々増加傾向にあり、特に市街地周辺における出没回数も増加しています。このため、地元猟友会による有害駆除や侵入防止柵設置など、各種対策の強化が求められています。

今後、町有林や民有林の森林整備事業を積極的に推進するとともに、道有林においては治山事業による保安林整備事業を北海道に要請し、計画的な森林施業を実施する必要があります。また、間伐事業などを計画的に推進するため作業道や林業専用道などの路網整備事業についても継続する必要があります。

■主要な施策と主要事業

森林の整備と木材普及

強①町有林の整備

浜中町森林経営計画に基づき、町有林の適切な管理を計画的に進めます。

強②民有林の整備

民有林の適切な整備を進めるため、森林整備事業を支援します。

強③道路網の整備

木材の安定供給や間伐などの推進を図るため、森林整備に必要な路線の確保に努めます。

④森林とふれあう場の整備

町民が森林とふれあう場として、植樹祭の推進や森林機能と資源循環の大切さを子どもたちが学べる場の提供を増やします。

⑤林産物の利用促進

浜中町地域材利用推進方針に基づき、地域材の消費拡大へ向けた取組を推進いたします。

鳥獣被害防止対策の推進

強①森林被害の防止

エゾシカや野鼠による森林被害防止のため、有害鳥獣の生態把握、防護柵などの設置、捕獲駆除など有害駆除対策に努めます。

②ヒグマによる事故防止

ヒグマによる事故を未然に防ぐため、関係機関と連携し必要な対策を講じます。

強③捕獲従事者の確保

有害鳥獣捕獲従事者の確保のため、必要な支援を図ります。

林業従事者の育成・確保

強①林業の担い手確保

高齢化や担い手不足により減少している林業従事者の育成・確保に向け、関係機関と連携し必要な支援を図ります。

②林業技術の向上対策

高性能林業機械など技術習得へ向けた支援を図ります。

■関連する主な計画等

浜中町鳥獣被害防止計画（平成31年～令和3年）

浜中町森林整備計画（平成29年～令和9年）

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
農林業被害額の減	千円	108,510	70,500	65,000
鳥獣捕獲従業者の確保	人	6	11	15

◆第3節 漁業の振興

■施策の目的

漁村の持つ多面的な機能を維持し、持続可能な漁業を実現するため、科学的知見に基づく水産資源の適切な管理や増養殖事業の推進、昆布藻場・干潟の保全、港湾・漁港関連施設の整備・保全など、生産基盤の整備や機能維持に努めます。

また、漁業就業者の減少、高齢化に対応するため、後継者の育成・就業支援による担い手の確保やICT・AI*などの活用による効率的な漁業生産体制を推進して漁業経営の安定、強化を図ります。

■現状と課題

本町の漁業は、浜中湾や琵琶瀬湾など周辺海域約67kmに及ぶ海岸線、火散布沼や藻散布沼などの湖沼、寒暖の海流が交錯する沿岸漁場など、豊かな自然環境と豊富な水産資源により発展してきました。

近年は、海洋環境の変動や外国漁船の操業活発化による資源の減少、消費者ニーズの変化による「魚離れ」の進行、燃油高騰による経費の増加など、漁業環境の厳しさから10年間で漁家戸数が約80戸減少し、高齢化による漁業生産体制の脆弱化が進むなど漁業経営は厳しい状態が続いています。

このため、漁業者、産業団体、行政が一体となって、本町沿岸の自然条件を活かした資源の増大、担い手の確保や生産基盤の整備・維持管理を実施しています。

ウニの完全養殖や種苗の放流、カキの養殖試験事業、マツカワ稚魚の放流や海水温、塩分などの測定、また、国や北海道の補助を活用した水産多面的機能発揮対策事業による昆布藻場の岩盤清掃などの実施により、栽培漁業及び資源管理型漁業の推進を図ったほか、ウニの生産拡大のため、種苗生産センター建設を進めています。同時に、後継者不足の解

消や定住促進のため、新規就業者やUターン就業者に対する就業支援、技能習得のための研修支援などを行い、担い手の確保を行っています。

また、散布漁港の整備や各漁港の浚渫などの機能維持、町民の生命や財産を守るための防潮堤の嵩上げ工事などを国や道に要望し実施しています。今後は、水産物の供給や自然環境・生態系の保全といった漁村が持つ多面的な機能の発揮を推進し、後継者の就業支援・研修支援による担い手確保や生産基盤の維持に努めながら、産業全体で連携し、消費者のニーズに合った水産物・水産加工物の生産、ブランド化による付加価値向上に取り組み、地域の特性を活かした水産業の活性化が必要です。

また、平成30年度に漁業法が約70年ぶりに改正され、水産資源の管理による漁業の安定化、漁業許可や漁業権の柔軟な対応による生産性の向上などが求められていることから、本町においても、持続的で安定した漁業経営のため、漁業協同組合と連携し、ICTなどを活用した資源管理や漁業権管理を適正に行う必要があります。

* AI…Artificial Intelligence の略。人口知能のこと。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術。

■主要な施策と主要事業

漁業生産の安定

①資源管理の推進

国や北海道の補助制度を活用し、昆布藻場の岩盤清掃による藻場整備、資源量調査による資源管理や密漁の抑止など、持続可能な漁業を支援します。

強②増養殖事業の推進

- ・漁業経営の安定化・収益性向上のため、増養殖漁業の整備、研究を支援します。
- ・漁場改善計画に基づく種苗の生産放流、環境保全による災害に強い資源増養殖漁場づくりのため、環境調査などを支援します。
- ・効率的な漁業経営のため、ＩＣＴやＡＩを活用した「スマート水産業」の導入を支援します。

強③漁業の担い手の育成・確保

組合員数の減少に歯止めをかけるため、各種研修、技術や知識習得等への支援をし、新規就業者誘致や後継者不足の解消、定住の促進を図るための事業を推進します。

強④漁業経営の安定

- ・漁業協同組合の経営基盤の強化を図るための指導と支援をします。
- ・昆布のＩＱ対象品目*（輸入数量制限品目）の堅持を国や北海道などへ強く要望します。
- ・漁業所得保障制度や共済制度の拡充のため、国や北海道などへ強く要望します。
- ・水産物の付加価値向上を図り、販路拡大を進め、未利活用資源の有効利用に向けた製品開発を推進します。

- ・漁業機器の更新や購入を資金面で支援するため、漁業近代化資金利子補給などによる事業を推進します。

漁業基盤の強化

強①水産関連施設の整備

水産物の付加価値等向上に必要な加工施設などにおける設備の更新や新技術の導入を支援します。

強②港湾・漁港関連施設の整備

港湾整備計画、漁港整備計画に基づき、霧多布港及び各漁港の機能保全及び機能増強による関連施設の基盤整備を促進します。

消費者志向に即した水産業の推進

強①安全で安心な流通・加工体制の整備

魚介類鮮度保持や水産加工製品づくりによる高付加価値化に努めるとともに、地域一体となった地域ブランド化の取組を進めます。

②衛生管理体制の整備

水産物の品質や安全を確保するため、検査体制の整備や水揚げから流通に至る衛生管理の高度化を推進します。

魅力ある漁村づくり

強①海の環境づくりの推進

- ・水中の酸素供給、産卵や稚魚等の生息場所として、水産資源の増殖に大きな役割を持つ藻場や、水質浄化等の自然環境を保全する機能を持つ干潟の保全、機能回復による生態系の維持を支援します。

* ＩＱ対象品目…一定期間内における、輸入製品の販売量を制限している品目のこと。

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

- ・河川からの土砂、栄養塩などの流入を安定させ、海域における生態系を維持するため、植樹や湿原保全活動などの環境保全活動を支援します。
- ・漁業集落排水施設における機器などの機能保全により環境保全対策を促進します。

②漁業系廃棄物の削減

魚類の残さや漁具などの漁業系廃棄物の有効活用を推進します。また、海洋に

おけるプラスチックごみを減らすため、環境に配慮した素材の漁具などの導入を推進します。

③活力ある漁村づくり

加工業・外食産業等の連携による浜中町の特性を活かした水産物の提供、美しい景観・自然とのふれあいや漁業体験などによる交流といった、漁村の持つ多面的な機能を活かした活動を支援します。

■関連する主な計画等

浜中町公共施設等総合管理計画（平成29年～令和11年）

霧多布港国直轄港湾整備事業（継続事業：昭和61年～）

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
漁業生産量	t	7,623	7,250	6,900
漁業生産高	千円	3,951,743	3,900,000	3,850,000
組合員数	人	484	464	445
産業後継者就業交付金交付数	人	17	42	67

◆第4節 商工業の振興

■施策の目的

商工業の経営の安定と改善を図ることを目的に、商工会と連携・支援を行うとともに、地元企業に対する支援を継続的に行います。また、一次製品の付加価値化を図るため、新

製品の開発等を奨励し、新しい産業の創出による雇用の拡大や地域経済の活性化を促進します。さらには、後継者不足の解消及び定住の促進を図ります。

■現状と課題

本町の商工業は、基幹産業である農業、漁業とともに、地域的な商圈形成により発展してきました。

近年の商工業を取り巻く環境は、少子高齢化等の影響による人口減少から、商店等の売上げが減少傾向にあり、それに伴い商店の数が著しく減少している状況にあります。また、近隣地域の大型店進出や消費者行動の広域化により、町外への消費購買力の流出が続いている状況であるとともに、基幹産業である農・漁業の低迷、少子高齢化による買い物難民の増加も懸念され、町内における消費購買力の落ち込みも続いています。さらには、そのような状況から事業継承などの後継者不

足、空き店舗特に飲食店の減少なども深刻な課題となっています。

このため、商工会と連携し、消費者目線にたった経営などの事業経営の改善、購買力の流失防止、農業・漁業・商工業が連携し、後継者不足の解消及び定住の促進などを図り、商工業のさらなる経営の安定化を図ることが必要となっています。さらには、一次製品の付加価値化を図るため、新製品の開発等を奨励し、新しい産業の創出による雇用の拡大や地域経済の活性化を促進し、産業構造の体質改善や支援体制の強化を図っていく必要があります。

■主要な施策と主要事業

商工業活性化対策の推進

強①地域商業の育成

地域住民に対応した生活密着型サービスの展開の支援や、中小企業特別融資制度、産業振興資金貸付金などの運用に努め、中小企業の金融の円滑化と経営の近代化を支援します。

強②商工業の担い手の育成

商工業の担い手確保と本町への定住促進を図るため、産業後継者就業交付金の

制度の活用や町全体による婚活事業等を支援します。

③地域活動と密着したイベントの開催

各種イベントの開催など地域活動と密着した商店街づくりを支援します。

強④雇用の安定と創出の推進

雇用の場の確保に取り組むとともに、若年者をはじめとした求職者に対する就職支援に努め、雇用の安定と創出を図ります。

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

商工業活動の促進

強①商工会の育成・体質強化

商工会組織の強化と活動の活性化を促進するとともに、地域事業者への指導体制を強化します。

地域ブランド化の推進

強①地域ブランド化推進及びPRと販路拡大への支援

地域ブランド化を推進するため、各産業や地域が一体となった推進体制の構築及び各種イベントでの販売、PRによる効果的な情報発信と販売方法の確立などに努めます。

強②新製品の開発、研究への支援

新製品の開発や加工技術の研究、技術指導など、加工生産体制の確立をめざす団体を支援します。また、地元産品を使

った特産品づくりや、魅力ある一押し商品の開発など地域ブランド化確立への支援に努めます。

③技術研修の拡充

加工品の安全性を確保するための技術研修、指導の強化を図ります。また、中山間活性化施設の利用促進を図り、水産物や農畜産物の試作研究、加工製造、技術研修などの拡充を図ります。

消費生活への対策

①消費者対策の推進

消費者を育成するための学習機会の拡充や悪徳商法などの被害防止のための啓発、関係団体と連携を図り、消費生活の相談体制の充実に努めます。また、本町の物価動向を正確に把握し、消費生活の安定と向上を図ります。

重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
商工業者数	件	245	235	225
新規商工業後継者数	人	0	3	6

◆第5節 観光業の振興

■施策の目的

旅行形態の変化や増加する外国人観光客に適切に対応し、観光地としてのイメージアップを図るため、効果的な情報発信体制を整備し、浜中町独自の魅力的な観光資源の情報発

信に努めます。また、近隣地域との広域連携を強化し、自然景観や食、体験などを活用した観光振興を図ります。

■現状と課題

本町は、奇岩絶壁をみせる断崖、岬などの海岸線の景勝、海跡湖、国の天然記念物に指定されている霧多布泥炭形成植物群落など学術的に貴重な資源を有する霧多布湿原を中心とした厚岸道立自然公園を始め、牧歌的な風景の内陸部や広大な大地での酪農、豊かな漁業資源、その他貴重な野生動植物などの生息地として注目されるなど、バラエティに富んだ価値の高い観光資源に恵まれています。

本町の観光客入り込み数は、天候や自然災害による増減はあるものの、道東自動車道の延伸や、近年の釧路地域への訪日外国人観光客の増加により、今後の本町への観光客入り込み数の増加も期待されています。

現在の観光形態は「団体旅行」から「個人・グループ型」へ移行し、「見る観光」から「体験・食」という目的の観光スタイルへと移り変わっています。さらに、インターネットの普及により、多様な観光情報が気軽に利活用できる社会基盤が確立されていることから、観光客のニーズに合わせた観光情報を積極的に発信していくことが求められます。

このような社会情勢の中、自然や産業、文

化など、本町が持つ魅力や特性を観光資源として活かし、質の高いサービス提供を推進するため、関係機関（行政、産業団体、商工会、その他団体など）との連携は不可欠となっています。

また、魅力ある観光地づくりには観光客を受け入れる環境基盤の整備が必要であり、交通の確保、宿泊施設の充実、ガイド等の人材育成などは、今後の観光振興の推進を図る上で大きな課題となっており、関係機関とともに検討を進めていかなければなりません。

さらに、国や北海道へ対し継続して要望をしている厚岸道立自然公園の国定公園昇格が実現した際には、地域の知名度向上による観光客増加が期待されるため、周辺環境や交通の確保、宿泊施設の充実、四季それぞれの魅力や地域の特性を活かしたイベントの開催など、一年を通して楽しめる観光地づくりに努め、交流人口の拡大により地域活性化を図り「通過型観光」から「着地型観光*」への移行、さらに移住・定住者の増加へと発展させることを目指すことが必要となっています。

* 着地型観光…旅行者の受入地域で開発される観光プログラムのこと。地域の特色に応じた独自の観光を開発することで、他との差別化が図られる。

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

■主要な施策と主要事業

ホスピタリティ*の充実

強①観光施設の整備

公共施設などにおける情報発信機能を高め、自然景観や町並みなどに調和した主要観光施設の持続的な維持整備を進めます。

②交通アクセスの整備

北太平洋シーサイドラインへの誘客促進及び町内での交通基盤の整備を関係機関などと連携し進めます。

強③人材の育成・確保

地域資源である景観、花、産業、歴史、文化などの魅力を伝える観光ガイドの育成を図ります。

④ホスピタリティの向上

観光関連事業者と連携し、国内外の観光客のニーズに応えるサービス提供の向上に努めます。

観光客誘致に向けた活動推進

強①観光情報発信の推進

町の魅力を伝えるパンフレット作成や、外国語にも対応するインターネットを活用した情報発信を積極的に推進します。

②魅力あるイベントの創出

地域の意見を取り入れ、地域に密着した特色あるイベントとしての発展に努めます。

③国定公園への昇格運動の推進

厚岸道立自然公園の国定公園昇格に向けた、浜中町・釧路町・厚岸町の3町の連携による運動を強化・継続し、昇格後の観光客誘客促進を見据えた事業展開を推進します。

④広域連携による観光商品の創出

浜中町・釧路町・厚岸町の3町での北太平洋シーサイドラインやJR花咲線沿線を中心とした広域的な連携により、町の魅力である景観・食・体験を活かした商品開発を進め、地域への長期滞在者の増加に努めます。

資源を活用した観光の推進

①産業を活かした体験型観光の推進

産業団体との連携を高め、基幹産業である漁業・酪農業に密着した体験メニューの創出に努めます。

②霧多布湿原センターの活用

町内外の来館者に自然とのふれあいの場を提供し、本町の魅力を発信する施設として整備充実を図り、交流人口の増加に努めます。

③ルパン三世を活用した観光の推進

ルパン三世を活用した観光推進の意識を町民全体で共有し、町中での見どころの充実、イベントなどの開催による観光客の増大に努めます。

*ホスピタリティ…おもてなし、歓待の心。来訪者を温かく迎えてなそうという意識や行動のこと。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
誘致普及活動実施件数	件	9	8	8
観光施設整備件数	件	20	10	10
イベント参加者数	人	*1,734	15,000	15,000

*イベントが相次ぎ中止になったため。平成29年度は、19,235人。

第2章

【基本目標2】自然を守り未来につながる 住みよいまちづくり

◆第1節 土地利用

■施策の目的

土地利用に関する法令や指針に基づく適切な土地利用を誘導するほか、町有地の有効活

用と適切な管理を行い、秩序ある土地利用に努めます。

■現状と課題

北海道釧路総合振興局管内の東端に位置する本町は、総面積423.63km²を有し、砂浜や奇岩絶壁、嶮暮帰島をはじめとする無人島など67kmに及ぶ海岸線、中南部には、国内有数の湿地である霧多布湿原、内陸部は中山間地域として丘陵原野が広がっています。

土地は重要な資源であることから、地籍情報を適正に補完し、利用にあたっては国土利用計画法や関連する法令を適正に運用し、長期的な展望に立った秩序ある土地利用を誘導してきました。今後も、一定の面積を越える土地の売買に必要な届出の周知を行うとともに、自然環境や景観との調和を図りながら、農・漁業をはじめとする各種産業での利用や快適な生活環境の整備など、地域の特性に合

う長期的な視野に立った土地利用を進める必要があります。また、近年増加している所有者不明土地については、活用に向け関係機関と連携した取組を進める必要があります。

町有地については、社会のニーズに応じた町有地の貸付・売却を行う必要があります。しかし、国有地における公有地の売却手法の不透明さが社会問題となり、町有地の売却においてもルール作りが必要です。浜中町では財務規則に公売をすることと規定されていますが、本町では既に土地賃貸借契約を締結し、その土地を使用している方への売買以外の事例がないため、既に取り組んでいる自治体などの状況を参考に、公平な手法での売却を進める必要があります。

■主要な施策と主要事業

計画的な土地利用の推進

強①土地利用の推進

地域の特性を生かした土地利用を進めます。また、所有者が不明な土地について、関係機関と連携し有効な利用に努めます。

強②土地取引の適正化

国土利用計画法など関係法令の適正な運用を図り、秩序ある土地取引を誘導します。

③町有地の売却

遊休町有地の把握のため実態調査を行い公平な手法での売却に努めます。

地籍情報の補完

強①地籍情報の適正な補完

土地取引などによる地籍の適正な補完を行います。

②高度集積情報システムへの展開

地籍情報を集積した高度集積情報システムの構築を図ります。

強③土地利用情報の提供

森林情報や秩序ある土地利用に向け、未利用地の把握をし、土地利用情報の提供を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
未届けの土地取引数（1,000㎡以上）	件	3	0	0
町有地の売却件数	件	実績なし	2	2

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

◆第2節 自然保全・景観形成

■施策の目的

貴重な自然環境や農・漁村の景観の向上、美しい町並みの保全などを図るため、町民や

各団体、行政が連携し、自然環境の保全や調和のとれた景観形成を推進します。

■現状と課題

現在、地球規模の自然破壊が進んでおり、地球温暖化や異常気象、生態系への影響が危惧され、国際的にも自然環境の保全や自然エネルギーの活用についての取組が進められています。

本町は豊かな自然に恵まれ、総面積の18.3%を占める7,825haが厚岸道立自然公園の指定を受けています。また、中南部に広がる霧多布湿原は、「霧多布泥炭形成植物群落」として国の天然記念物の指定を受けているほか、平成5年には「ラムサール条約登録湿地」に認定され、平成13年には北海道遺産にも選定されています。この豊かな自然には、天然記念物に指定されているタンチョウやシマフクロウなどをはじめとする多くの鳥類、ワタスゲやエゾカンゾウなど約800種類の草花と高山植物、エトピリカやトウキョウトガリネズミなどの希少動物や昆虫が生息しています。

こうした自然の恩恵を生かしながら産業を振興し、本町は発展してきました。この貴重

な自然環境は町民の財産であり、未来に受け継いでいかなければなりません。そのためには、自然の大切さを学び、環境にかかる負荷を少なくする生活や取組を進め、限られた地域資源を持続可能な形で活用する循環型社会の構築が求められています。そのため、町内の一斉清掃などによる美化活動と周知、啓発を続け、町民みんなで浜中町をきれいにするという意識の高揚を図っていく必要があります。

また、昨今北海道の沿岸部には、流木を中心に多くのゴミが流れ着いていることから、海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、自治会・町内会や町内企業、関係団体などにより回収された海岸漂着物の適切な処理を継続していく必要があります。

今後も自然景観や美しい町並みの保全を図るため、町民との合意形成を図りながら望ましい景観の形成やスマートタウン化の推進を図る必要があります。

■主要な施策と主要事業

自然環境の保全

強①川と海的环境保全対策

魚道などの川的环境保全活動を支援します。また、地域や関係団体と連携した海岸清掃を実施します。

②不法投棄やポイ捨ての禁止

自治会・町内会などによる清掃活動を継続し、環境美化活動の啓発に努めます。

③自然体系に配慮した保護活動

希少生物をはじめ動植物の保護・保全を推進します。また、エゾシカの食害から湿原の植生を守る対策を検討します。

強④環境教育の推進

環境保全活動を行う住民団体や学校、企業、行政などが連携して環境教育を推進し、自然への理解や環境負荷の軽減など環境保全意識の向上に努めます。

自然エネルギーの利活用と省エネの推進

強①自然エネルギーの利活用

地域の特性を生かし、太陽光や風力、地中熱などの自然エネルギーの利活用や導入支援を推進します。

強②省エネの推進

節電、節水、車のアイドリングストップなど、CO₂の削減に向けた取組を推進します。

自然と調和した景観の形成

①景観形成の確立

本町にとって望ましい景観や保全するための方法を町民とともに検討し、景観形成していきます。

②景観形成の誘導

建築物や構造物の建設や設置による景観への影響が少なくなるような景観の形成に努めます。

■関連する主な計画等

第2次浜中町環境基本計画（平成27年度～令和6年度）

浜中町地球温暖化対策実行計画（令和2年度～令和4年度）

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
浜中町役場温室効果ガス排出量	t	4,817	4,191	3,565
町内一斉清掃参加者人数（春）	人	1,297	1,250	1,200
町内一斉清掃参加者人数（秋）	人	747	720	700

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

◆第3節 環境保全・環境衛生

■施策の目的

町民に対し、ゴミ・資源物の分別の徹底を継続して啓発することで、環境にやさしいま

ちづくりを進めるための意識向上を図ります。

■現状と課題

昨今、環境問題は、地球温暖化の進行やオゾン層の破壊、希少生物の減少、外来種の増殖に加え、海洋プラスチックゴミの増加など、地域や国境を越えて広がる人類全ての生存基盤に係わる深刻な状況をもたらしています。

そのような中、近年は、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会から、環境への負荷が少ない持続可能な「循環型社会」への転換が求められております。

本町では、ノーレジ袋運動をはじめ、マイバック運動の推進や徹底したゴミの分別によるリサイクルの推進など、地球規模での環境保全対策に取り組んでいるところです。

本町のゴミ処理については、ゴミを18種類に分類し、資源物は引き取り業者を通してリサイクルを行っています。可燃ごみについては、根室市のじん芥焼却場で処理をしてい

ます。また、不燃ゴミについては、町廃棄物最終処分場で埋立処理を行っていますが、現埋立地の残容量が減っていることから、今後新たな廃棄物最終処分場の建設を進める必要があります。

ゴミの不法投棄については、年間を通して数件の情報提供が寄せられており、根絶に至っていません。そのため、不法投棄の多い場所については、看板を設置し啓発に努めています。今後、不法投棄が多い場所に監視カメラの設置を行うなど、根絶に向けた取組を促進する必要があります。

今後も町民一人ひとりが、環境美化に対し高い意識を保ち、本町の美しい自然景観を保全できるよう、環境にやさしいまちづくりを推進していきます。

■主要な施策と主要事業

環境の保全

①環境保全活動の推進

環境保全意識向上のため、浜中町レジ袋削減宣言の趣旨のもと、引き続きノーレジ袋運動を推進します。

ゴミ処理対策の推進

強①適正なゴミの分別促進

ゴミ排出量の減量化を図るため、ごみ分別ポスター、ガイドブックなどにより、各家庭における分別の徹底を促進します。

②資源リサイクル推進

資源物としての家庭ごみの分別によるリサイクルの徹底を図るとともに、資源物リサイクル活動奨励交付金の継続により、自治会の資源物リサイクル活動を推進していきます。

強③廃棄物最終処分場の建設に向けた取組

建設地の検討、構想案の作成などを行い、町民の理解のもと、廃棄物最終処分場の建設に向けた取組を行います。

不法投棄防止の対策

①湿原クリーン作戦等の継続

自然と景観を守る湿原クリーン作戦などを継続し、環境美化を図るとともに、不法投棄防止に向けた意識の向上を図ります。

②不法投棄防止活動の推進

ゴミの不法投棄やポイ捨てなどについて、パトロールや監視カメラの設置による防止対策を講じるとともに、指導体制の強化に努めます。

■関連する主な計画等

一般廃棄物処理基本計画（平成20年度～令和4年度）

浜中町分別収集計画（令和2年度～令和6年度）

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
ゴミの総量	t	2,128.94	1,622.94	1,447.41
可燃ごみの量	t	1,299.16	1,217.20	1,090.26
家庭系ゴミの1人1日当たりの排出量	g	838.65	800	770
湿原クリーン作戦参加者人数	人	188	190	190
不法投棄と考えられる事案の処理件数	件	6	3	0

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

◆第4節 公園・緑地・墓地整備

■施策の目的

公園や緑地など町民が集い、憩う場の整備と適切な維持管理に努めるとともに、植栽など地域の緑化を推進し、緑で美しいまちを目指す。

指します。また、町内にある各墓地と斎場の適切な維持管理に努めます。

■現状と課題

公園・緑地は、遊び場やスポーツ活動、交流の場など町民が集い、憩う場として、快適な生活を営む上で重要であるとともに、良好な景観を形成する大切な役割を果たしています。

本町では、大規模運動公園やふるさと広場、榊町いこいの広場、酪農展望台をはじめ地域に応じた公園・緑地の整備を進めてきました。

しかし、設置から年数が経過し施設や遊具の老朽化が目立っており、利用状況や必要性など地域や自治会・町内会などと協議をしながら適切な補修を計画的に進める必要があります。また、清掃や維持管理など公園・緑地のあり方について地域と共通理解を図り、検討していく必要があります。

緑化運動については、自治会連合会とともに

に「花いっぱい運動」を推進し、各家庭や企業、学校などでの緑化について取り組んでいます。また、市街地のメイン道路の花壇整備のための支援を行っています。今後もこうした運動を継続しながら地域の協力のもと花壇整備など緑化運動を進める必要があります。

墓地については、各墓地管理組織と連携を図りながら、町民の需要に応じた整備を行うなど適切な維持管理を行わなければなりません。また、景観への配慮など、墓地環境の向上に努める必要があります。

斎場については、建物や火葬炉の老朽化が進んでいることから、保守点検と修繕などにより、計画的な維持管理を行うとともに、施設内の改修などによる利便性の向上を図る必要があります。

■主要な施策と主要事業

公園・緑地の整備

①公園・緑地整備の推進

清掃や環境整備活動による公園・緑地の適切な維持管理に努めます。

緑化運動の推進

①緑化運動の推進

花いっぱい運動を継続し、コンクールや講習会を開催するなど、地域における緑化を推進し、まちの景観向上に努めます。

②緑化意識の向上

緑化運動を推進し、地域などとの協力により緑化意識の向上に努めます。

墓地・斎場の整備

①墓地の整備

無縁墓地などの区画整理を進め、周辺環境の向上を図り、安らぎある墓地環境の整備に努めます。

②斎場の適切な管理

斎場周辺の環境整備を図るとともに、火葬場、火葬炉の適切な維持管理、施設内の利便性の向上に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
花いっぱい運動参加個人・団体数	件	8	10	12
フラワーマスターの数	人	5	10	10

◆第5節 交通安全・防犯対策

■施策の目的

交通安全設備の整備や交通安全指導の強化により、交通事故の発生を予防するとともに、

防犯対策などを進め、安心して暮らせる地域の確立に努めます。

■現状と課題

国や地方公共団体、関係民間団体などが一体となって交通安全対策を推進したことにより、交通事故死亡者は減少しています。しかしながら、交通事故死者数に占める高齢者の割合が依然として高いことが問題となっています。

本町では、交通安全組織の協力を受けながら、町民の交通安全意識の啓発に努めるとともに、今後も関係機関、団体、学校などの協力により、町ぐるみの交通安全運動を強化し、住民の交通安全意識の高揚を図る必要があります。

一方、防犯対策については近年、児童虐待や配偶者からの暴力、高齢者を対象とした振り込み詐欺を始めとする特殊詐欺の被害や、インターネットを介したサイバー犯罪が問題となっています。

本町では、今後も防犯協会が主体となって、警察や関係機関、自治会・町内会との連携を強化し、幅広い防犯活動を展開していく必要があります。

■主要な施策と主要事業

交通安全対策の推進

①交通安全設備等の整備

カーブミラーやガードレールなどの整備を図ります。

②交通安全意識の啓発

飲酒運転や速度違反の防止と交通安全意識の普及啓発に努めます。

防犯対策の推進

①防犯意識の推進

防犯意識の高揚を図るため、広報誌などによる住民周知など啓発活動に努めます。

②防犯対策を促進

日頃から近所で声を掛け合い、不審者が入り込めないように地域のコミュニケーションの充実を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
交通安全街頭啓発	件	10	11	13
広報誌などによる防犯周知	回	4	6	8

◆第6節 住宅・住環境の整備

■施策の目的

高齢者世帯の増加や生活形態の変化などの多様なニーズに対応した快適な町営住宅の供給や計画的な修繕などを行い長寿命化に努めます。民間住宅については、耐震化や永く住

み続けられる住まいづくりを支援し、空き家対策を進めるなど、安心・安全で快適な住環境の整備を推進します。

■現状と課題

住宅は、人が生活を営む上での重要な基盤であることから、安心・安全で快適な住環境の整備が求められます。特に本町においては、大規模な地震の発生もあることから、住宅の耐震化についても促進が求められます。

町営住宅については、令和元年度末現在、257戸を維持管理していますが、昭和40年代に建設し老朽化した住宅も多いことから、計画的な建替え事業や長寿命化に努めなければなりません。

民間住宅については、地震に強い住宅を確保するため、町内に存在する新耐震基準導入以前の既存建築物について、耐震改修費用の一部を補助する「浜中町既存住宅耐震改修費補助金」の利用を促進し、耐震化率の向上に努める必要があります。また、平成27年度

から「安心住まいる促進事業」を実施しており、町内における新築住宅・既存住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上など、町民が長く安心して住み続けられる住まいづくりや住環境整備の促進を引き続き図る必要があります。

また、人口減少や既存の住宅、建築物の老朽化、社会的ニーズの変化などに伴って町内でも空き家などが増加しており、防災、環境、景観などの面で地域住民へ深刻な影響を及ぼしていることも問題となっています。このことから、「浜中町空き家等対策計画」を策定しました。今後も関係法令や計画に沿って、空き家などの適切な管理を促進する必要があります。

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

■主要な施策と主要事業

快適な町営住宅の供給

強①町営住宅の整備

居住環境の向上を図るため老朽化した町営住宅の計画的な建替えや修繕を行います。

強②高齢者等に対応した町営住宅の整備

高齢者や障がい者が安心して居住できるよう、手すりの設置や段差の少ないユニバーサルデザイン*を取り入れた町営住宅の建設を図ります。

強③計画的な町営住宅の管理

長期的な活用を図るべき町営住宅については、耐久性の向上、躯体への影響の低減、維持管理の容易性などの観点から、予防保全的な改善を図ります。

地域にあった住環境の整備

強①既存住宅の耐震化の促進

町内に存在する新耐震基準導入以前の既存建築物について、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進します。

強②住環境整備の促進

町内における新築住宅・既存住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上を図り、町民が長く安心して住み続けられる住まいづくりや住環境整備の促進を図ります。

空家等の適切な管理の推進

強①空家等の適切な管理の推進

適切に管理されていない空家等の除却を推進し、安心して暮らすことのできる生活環境づくりに努めます。

■関連する主な計画等

第二次浜中町公営住宅等長寿命化計画（平成30年～令和9年）

浜中町空家等対策計画（平成30年度～令和4年度）

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
公営住宅の建替工事	件	1	1	1
住宅の耐震改修率	%	59.7	74.7	90.0
浜中町内の空き家戸数	戸	116	100	82

*ユニバーサルデザイン…すべての人が利用できることを目指した計画・設計・考え（デザイン）のこと。

◆第7節 情報通信の整備

■施策の目的

通信基盤の整備や情報通信システムの整備などに計画的に取り組み、町民生活の向上や

地域産業の振興などに努めます。

■現状と課題

情報通信技術の進歩に伴い、世界的規模での情報通信ネットワークが構築され、経済・社会・生活などのあらゆる場面において活用され、その恩恵を享受する情報化社会となりました。

本町では、こうした情報化社会に対応するため高速無線通信による通信環境の整備を行っています。

しかし、現在最も高速な光回線の整備は一部地域のみで、通信の高速化や通信データ量の増加に伴い、現在の高速無線通信では対応しきれない場面もでてきています。また、情

報技術は今後も急速に発展し、今以上に産業の効率化や生活の利便性向上、医療、教育など様々な分野で一層活用されていくことが予想されています。

このことから、基盤整備など通信環境の改善について取り組んでいく必要があります。

地上デジタル放送については、霧多布デジタルテレビ中継局の適切な維持管理に努めるとともに、難視聴地域における共聴施設の整備を支援し、安定的な視聴環境の保持に努める必要があります。

■主要な施策と主要事業

情報通信の整備

強①高速ブロードバンドの整備

通信環境改善のため、通信基盤の整備や情報通信システムの整備などを進めます。

強②地上デジタルテレビ受信施設の管理と整備

地上デジタルテレビ受信施設の適切な管理・運営に努めます。また、難視聴区域においては、共同受信施設*の整備を支援します。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
共聴施設のデジタル化	件	1	7	7

* 共同受信施設…地理的にテレビ電波を良好に受信できない場合に、共同でアンテナを設置して各戸にケーブルを引き込み、テレビを視聴するための施設のこと。

◆第8節 道路・交通網の整備

■施策の目的

近隣市町村への安定的な移動や輸送のため、高規格自動車道や国道、道道の整備について要望するとともに、生活道路の整備を進め、車社会の利便性と安全性を図るための事業推進に努めます。また、町民生活の基盤となる公共交通の確保と利便性の向上を図るた

め、地域住民や交通事業者と協力しながら、利用者のニーズに即した新たな公共交通の導入などの取組を進め、総合的な公共交通体系を確立するとともに、住民意識の醸成と利用の促進に努めます。

■現状と課題

道路・交通網は、町民の生活や生産活動を支える重要な社会基盤であり、着実な整備と維持が必要です。道東地域の中核都市である釧路市と根室市を結ぶ国道44号は、本町のほぼ中央部を横断しており、農林水産品の輸送をはじめ商工業や観光業、医療など町民の生活を支える重要な道路となっています。しかし、国道44号は吹雪や冠水などで通行止めが頻発するほか、事故の多発や津波浸水区域があるなどの課題もあります。また、北海道横断自動車道の釧路市延伸や釧路港の国際バルク戦略港湾化に伴い、道央圏や釧路市への移動時間の短縮や安定的な輸送路の確保など、より一層の道路整備が望まれています。

こうしたことから、釧路・根室間においても高規格自動車道の整備促進を関係機関に要請していく必要があります。

町道については、300路線で総延長390.7km、改良済が289.5km、舗装率は56.8%となっており、今後も地域の均衡と緊急性、

重要性を勘案しながら住民生活の向上や産業振興を図るための道路網整備を計画的に推進する必要があります。

公共交通機関について、鉄道はJR花咲線、バス路線については、地域幹線系統となる霧多布線、釧路・根室線のほか、町内1路線の浜中線が運行されています。また、町独自の施策として、バス路線がない内陸部に町内巡回バス4路線を運行しています。しかし、巡回バスについてはJR花咲線との接続が考慮されておらず、広域移動を行うにあたっては利用しにくい交通体系となっているため、輸送量も減少傾向となっています。

近年の急速な少子高齢化や人口減少、運転免許の返納などにより交通手段のない町民の増加を見据え、市街地までの利便性の高い公共交通網の構築や、町民の広域な生活移動を支える公共交通のあり方などについて、まちづくりと公共交通が連携した公共交通施策を展開していく必要があります。

■主要な施策と主要事業

主要幹線道路の整備

強①高規格自動車道等の整備促進

近隣市及び道央圏と安全で短時間での移動や輸送を可能とするため、北海道横断自動車道の整備促進や国道及び道道整備について関係機関に要望します。

生活道路の整備

強①生活道路の整備の促進

生産・生活道路として町道の整備促進を図ります。

快適で安全な道路環境の整備

強①快適で安全な道路環境づくりの促進

歩道の設置などを進め、交通安全対策の促進を図ります。

②道路環境の整備の促進

地域にあった植樹などを進め、景観に配慮した道路整備の促進を図ります。

公共交通網の整備

強①浜中町地域公共交通網形成計画の策定

市街地までの公共交通（町内公共交通）・広域な生活移動を支える公共交通（広域公共交通）について、町民のニーズに即した、「浜中町地域公共交通網形成計画」を策定し、交通網の整備を図ります。

■関連する主な計画等

浜中町橋梁個別施設計画（令和元年度～令和10年度）

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
橋梁の修繕完了箇所（累計）	橋	4	11	17
公共交通の利便性満足度	%	3	30	50

◆第9節 上・下水道の整備

■施策の目的

人命・産業の源である、安全・安心な水道水を提供するため、「浜中町水道ビジョン」を基に、老朽化した水道施設の更新を計画的に進めます。また、生活排水やし尿の適切な

処理を行うため、下水道施設の維持管理に努めます。下水道整備が困難な地域については、引き続き合併処理浄化槽の設置により、環境保全に努めます。

■現状と課題

本町における水道事業は、昭和33年度に創設され、4次の拡張を経て、60年以上にわたり事業運営を遂行し、安心・安全な水道水の提供に努めてきました。一方、水道施設は老朽化が進み、その多くが耐震化改修及び更新を必要としています。

水道事業では、平成29年度に水道施設の耐震化改修及び更新計画を踏まえた「浜中町水道ビジョン」を策定し、平成30年度から事業を進めているところです。

計画では、「浄水場・配水池・管路」を今後20年間で改修・更新する予定ですが、限られた財源の中で適切・効率的に事業を進める必要があります。また同時に、安定した水質を維持するため、水源である「深井戸」「三郎川（表流水）」の保全に努める必要があります。

下水道事業については、下水道汚水管渠の面整備が終了したため、今後は水洗化率の向上を図る必要があります。また、ストックマネジメント*計画に基づき施設の延命化を行い適切な維持管理を図る必要があります。

し尿処理については、下水道処理区域ではない地域などへの対策として合併処理浄化槽の設置を進めてきました。しかし、依然として未設置の地域もあることから、今後さらに合併処理浄化槽の設置に取り組んでいく必要があります。

また、老朽化が進んでいる衛生センターについては、修繕、点検などにより適切な維持管理に努めるとともに、新たな最終処分場の建設に併せ、今後の方向性について検討していく必要があります。

* ストックマネジメント…これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物（ストック）を有効活用し、社会需要や老朽度判定、改修費用などを総合的に勘案した上で、改修や用途変更、解体など管理（マネジメント）の方向性を決めること。

■主要な施策と主要事業

水道事業の基盤強化

強①水道施設の耐震化改修及び更新

「浜中町水道ビジョン」の施設・管路更新計画を基に耐震化改修及び更新事業を進めます。

②水質の保全

水源である「深井戸」「三郎川(表流水)」の水質維持に努めます。

下水道施設の維持管理

強①下水道施設の適切な維持管理

地域ごとに整備されている処理場やポンプ場の適切な維持管理に努めます。

し尿等の適切な処理

強①生活用雑排水の処理

自然環境を守るため、下水道集合処理が難しい地域については、引き続き合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

強②し尿等の処理

衛生センターでのし尿処理などを含め、下水道関連事業による環境保全を図ります。

■関連する主な計画等

浜中町水道ビジョン（平成30年度～令和19年度）

下水道ストックマネジメント改築・修繕計画（令和元年度～令和5年度）

一般廃棄物処理基本計画（平成20年度～令和4年度）

循環型社会形成推進交付金事業実施計画（令和元年度～令和5年度）

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
配水施設耐震化率	%	42.9	71.3	91.1
町内の水洗化率	%	80.4	82.9	85.4
合併処理浄化槽設置基数	基	6	6	6

第3章

【基本目標3】 災害に強く町民によりそったまちづくり

◆第1節 町土の保全

■施策の目的

治山事業による森林の維持造成を通じて、山地災害などから地域住民の生命や財産を守るとともに、水源涵養機能や国土保全機能による生活環境などの向上や保全を図り、安全

で住みよい定住条件を整備します。災害などに対処する危険箇所の監視に努め、自然環境の保全とあわせ町民の安全と財産を守るための治山・治水対策を推進します。

■現状と課題

町民の安全と財産を守り、自然豊かな環境を維持していくためにも土地保全対策は重要です。

本町では、主に海岸線や集落周辺の急傾斜地崩壊の恐れのある危険地域が多く、復旧治山事業や予防治山事業を中心に計画的に整備を行ってきました。しかし、保安林などは樹齢とともに水源涵養機能も低下しつつあり、さらなる保安林の規模拡大や造成などの整備が求められています。近年多発する異常気象や大規模災害に対応するべく、林地保全対策を強化しなければなりません。

河川については、町内に210の普通河川があり、集中豪雨や融雪時などには、増水するものの、現在まで、大きな洪水被害は発生していません。

しかし、町内河川のほとんどが、原始河川であり河岸浸食や屈曲による決壊の危険もあることから、計画的に危険箇所の点検と整備を進めなくてはなりません。

また、海岸の貴重な自然を守り、漁業を維持するためにも安全な利用を図るための海岸保全対策が求められています。

■主要な施策と主要事業

治山の推進

強①治山対策

山地災害などを防ぐため、危険地域の点検と現状を把握し、復旧治山事業及び予防治山事業の展開を図り町民の生命と財産を守ります。

強②保安林の整備

保安林の維持と保全を図るため、保安林指定区域の拡大と、計画的な保安林整備を行い小規模治山事業などの展開を図ります。

治水の推進

強①治水対策

洪水などの被害を防止するため関係機

関と連携を図りながら治水対策を進めます。

強②河川環境保全

浸水被害を防止するため、排水路や河川の維持管理に努めます。

海岸保全の推進

強①漁港・建設・農地海岸の保全

北海道と連携し海岸浸食の実態を把握し、海岸侵食対策や津波高潮対策に努めます。

強②港湾海岸の保全

霧多布港海岸における防潮堤や防波堤など、施設の維持管理を図り、充実した津波高潮対策に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
保安林面積と機能維持	ha	10,979	10,979	10,979

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

◆第2節 防災体制の整備

■施策の目的

地震や津波など自然災害の発生を想定し、関係機関と連携しながら防災体制の確立を図り、避難施設や受援体制の整備など、「浜中町地域防災計画」に沿って防災対策を進めま

す。また、各家庭・事業所などへ啓発を行うことで町民の防災意識の高揚を図り、避難訓練参加率の向上に努めます。

■現状と課題

近年、大雨や地震などによる大規模自然災害が全国各地で発生し、尊い命が奪われる事態が相次いで発生しています。本町においても過去幾度にわたり地震やそれに伴う津波、暴風雨など自然災害による甚大な被害を受けており、また、政府の地震調査委員会からは、千島海溝でマグニチュード8.8以上の超巨大地震の発生が切迫している可能性が高いとされ、その地震に伴う津波の発生も危惧されています。さらに本町は、67kmにも及ぶ海岸線を有し、浜中湾と琵琶瀬湾の2つの湾に挟まれている地形から到達する津波の沿岸最大水位が高くなると想定されていることや津波から避難するための高台までの距離が遠い地域があるなど、地理的な特徴もあります。

こうした中、本町では「浜中町地域防災計画」に沿って防災対策を進めてきました。自治会・町内会や関係機関などと連携した津波防災避難訓練を毎年5月24日のチリ地震津波の日に実施しているほか、津波避難計画の策定、ハザードマップの各戸配布、防災講演会の開催、保育所や学校での防災教育や避難訓練などを実施してきました。また、津波避難道の整備や監視カメラの設置、防災コンテ

ナや避難施設への災害備蓄品の整備、防災行政無線の整備などを推進してきました。さらに、公共施設の耐震化や防潮堤の嵩上げ工事、防災センター機能を備えた役場新庁舎の建設などソフト、ハードの両面から防災・減災対策を実施しています。

しかし、災害がいつ起きてもおかしくないという状況を強く心に留め、想定される災害に平時から備える必要があります。今後も自然災害の発生を想定した避難訓練や防災講演会、防災教育などを継続して実施し、防災意識の向上を図る必要があります。また、非常通信の要であるJアラート*や防災行政無線を適切に管理し、計画的に更新する必要があるほか、各避難施設の災害備蓄品の更新と充実に努めるとともに、老朽化が進んだ公共施設や設備の更新の時期に差しかかっていることから、大規模改修や耐震化を実施する必要があります。さらに、被災時を想定した新庁舎などの機能の活用方法や行政の業務継続体制の確立、速やかに災害からの復旧が図れるよう関係機関などとの協力体制を確立し、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

* Jアラート…全国瞬時警報システム。衛星通信と市町村の同報系防災行政無線等を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムのこと。

■主要な施策と主要事業

防災対策の推進

強①防災施設等の整備

避難所や避難道などの整備を継続して行うとともに、災害備蓄品の適切な管理に努めます。

強②防災情報の収集と伝達

関係機関などから防災情報を収集し、防災行政無線などにより迅速・的確な情報の伝達に努めます。また、防災行政無線の適切な維持管理に努めます。

強③減災対策の促進

ライフラインとなる上・下水道の耐震化を進めるほか、民間住宅への耐震化支援を行うことで減災対策の促進を図ります。

防災意識の向上

強①防災意識の向上

避難訓練や防災講演会を実施し、津波などの自然災害への備えを見直すきっかけを作るほか、学校などで防災教育を実施し、防災意識の向上を図ります。

避難体制の整備

強①避難体制の整備

ハザードマップや町ホームページで避難場所など防災情報の周知を行うとともに、避難行動要支援者への対策を進め、避難しやすい体制づくりに努めます。

行政機能の確保

強①行政機能の確保

災害時における業務継続体制を確立し、行政施設の機能維持を図ります。

■関連する主な計画等

浜中町地域防災計画

浜中町強靱化計画

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
災害備蓄率	%	55.2	70	85
避難所充足率	%	76.7	93.3	100
避難訓練の参加率	%	18.5	20	23

◆第3節 消防・救急体制の整備

■施策の目的

町民の防火意識の高揚と、防火管理体制の充実強化を図り、火災予防に努めます。また、消防職員の技能向上や消防施設、設備などの拡充を進めるとともに、消防団員の確保に努

め、消防力の強化に努めます。救急現場及び搬送途上における応急措置の迅速な対応を推進するとともに、町民に対する応急手当の普及啓発を行い救命率の向上に努めます。

■現状と課題

近年、全国では大規模な火災、大雨や地震などによる大規模自然災害が発生しています。本町でも年に数件の火災が発生しており、また、地震や津波などの自然災害の発生が危惧されるなど、町民の生命や財産を守る消防力の向上が求められています。

消防体制については、常備消防として釧路町、厚岸町、浜中町の3町が構成する釧路東部消防組合が設立され、霧多布市街に浜中消防署が、茶内市街に茶内分遣所が置かれています。

本町ではこれまで、消防職員の技能向上や地域特性にあった消防車両や資機材の配置、地域消防団員の確保や育成に努めてきました。今後も資機材の計画的な更新や増強、消

防団員の確保や装備の充実、町民の防火意識の向上などを図り、緊急時には速やかな対応ができる体制を整えておく必要があります。

救急体制では、事故や緊急時の高度な応急処置と搬送体制を維持し、町民の命を守るため救急体制の充実を図ってきました。今後も高齢者人口の増加が予想されることから、計画的な救急車両や資機材の更新と救急救命士の確保、救命率向上に向けた一般住民への応急手当の普及が必要です。

また、自然災害発生時には避難誘導や救命救急活動、消火活動など様々な対応が求められることから、訓練の実施や関係機関との連携など災害対応の強化を一層進める必要があります。

■主要な施策と主要事業

消防体制の整備

強①消防体制の強化

消防職員及び消防団員の確保や育成に努め、消防体制の強化を図ります。

強②消防設備の充実

消防車両や救急救助資機材、通信指令施設などの計画的な更新を行うとともに、必要に応じて設備の増強も検討し、消防施設の充実を図ります。

強③防火意識の向上

幼年消防クラブの活動や歳末警戒などを継続して実施するほか、火災予防の啓発を推進し、防火意識の向上を図ります。

救急体制の整備

強①救急体制の機能維持

救急車など救急資機材の充実を図るとともに、それに従事する救急救命士を安定的に確保し、救急体制の維持を図ります。

強②救命意識の向上

救命講習を実施して、A E Dの使用法や心配蘇生法を普及し、救命意識の向上を図ります。

強③災害時医療体制の強化

平時から浜中診療所や近隣の医療機関と連携し、津波などの自然災害時における医療体制の強化を図ります。

■重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
消防団員数	人	167	180	195
救命講習の実施	件	22	30	40

第4章

【基本目標4】子どもから大人まで 安心して暮らせる未来のまちづくり

◆第1節 地域福祉

■施策の目的

超高齢化社会と少子化による人口減少時代に対応し、共に助け合いながら生活できる地

域社会づくりと子どもが安全で健やかに育つための環境づくりを推進します。

■現状と課題

本町は、高齢人口の急速な増加と出生児数の減少による少子高齢化や、個人の価値観の多様化、核家族化の進行など様々な要因により、私たちを取り巻く地域社会の状況は大きく変化しています。また、地域住民同士のつながりの希薄化や相互扶助機能の低下など、近所付き合いをはじめとしたコミュニティ活動が少しずつ停滞している地域も見受けられ、さらに高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者の増加によって、地域福祉の役割は一層重要なものになっています。

この地域福祉ニーズの複雑化・多様化に対応するためには、公的サービスの充実だけではなく、地域住民・関係団体などが一体となり、「自助」「共助」「公助」の考え方のもと、互いに連動しながらそれぞれの役割を担うことが、これまで以上に必要不可欠となります。そして、住み慣れた地域や家庭の中で、全て

の町民がゆとりや潤い、生きがいを感じながら、健やかに安心して暮らせる福祉活動を推進することによって、はじめて「地域共生社会」を実現することが可能となります。

今後も高齢者や障がい者を始め、全ての町民が地域社会の中で自立した生活を営み、積極的に社会参加していく上で必要な社会資本への投資や生活環境の整備を図っていかねればなりません。

さらには、地域福祉の中心的な役割を担う社会福祉協議会、民生児童委員協議会の活動も年々重要度が増してきており、それをフォローアップする支援体制の充実や、自治会・町内会、福祉団体やボランティア組織を育成するとともに、地域福祉のネットワークづくりと町民の福祉意識の高揚を図っていく必要があります。

■主要な施策と主要事業

地域で支え合う基盤体制の確立

強①地域支援体制の確立

社会福祉協議会や民生児童委員協議会、自治会・町内会、ボランティア団体と連携し、各種福祉制度の普及を促進します。

②関係団体への活動支援

地域福祉に関わる各種関係団体の活動支援に努め、地域福祉活動の一層の充実を図ります。

強③地域福祉教育活動の推進

災害時など地域住民が必要に応じて福祉活動に関われる講座などの啓発推進に努めます。

住みよい環境づくりの推進

①地域共生社会の普及推進

浜中町地域活動支援センター（旧榊町小学校）を「共生型地域福祉拠点」に位置付けし、障がい者や高齢者との交流を推進し、福祉意識の醸成に努めます。また、共生型事業の継続実施や共生型サロンの定期開催を推進します。

②生活環境の整備

高齢者や障がい者（児）に配慮した公共施設の整備や、バリアフリー化の推進に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
共生型事業参加者数	人	97	130	150

◆第2節 高齢者福祉

■施策の目的

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るよう、健康づくりや介護予防への取組や地域での支え合いの体制づくりを進めます。

また、高齢者が希望する介護保険サービスを受けられる体制の確立を推進するとともに、

必要なサービス情報を速やかに提供する体制を構築します。さらに、介護保険制度について分かりやすく解説することにより、制度について理解を深めるとともに、適正化事業を実施することにより、適正な運営と介護負担軽減に努めます。

■現状と課題

わが国の人口減少や少子高齢化社会は今後もさらに進行し、医療や介護の需要が大きくなることが見込まれており、本町でも同様に増加傾向で推移しています。高齢者人口は、平成18年より後期高齢者が前期高齢者を上回り、平成31年3月末の高齢化率は31.2%となっています。また、介護認定者数は平成27年をピークにやや減少傾向となっており、平成31年3月末現在で260人、認定率14.1%と、介護保険制度の開始以来、他市町村と比較して低い値で経過しています。

この要因としては、昔ながらの地域のつながりや助け合いが機能していること、さらには一次産業が主産業の本町において、就労に携わっている元気な高齢者が多いことが影響していると考えられます。しかし、介護人材やサービスが不足している一方で高齢者人口が増加し、認知症高齢者も増加することが予測されています。これにより介護が必要な状況になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる体制づくりが今後の課題となっています。

本町では「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険計画」を平成30年3月に策定し、介護保険制度を含めた高齢者施策の体系的な推進、円滑な実施を目指した数々の取組を進めてきました。

介護予防の取組として、運動機能向上を目的とした「ハツラツ倶楽部わっはっは」、外出機会が少なく体力の衰えが気になる方を対象とした「ほのぼのくらぶ」を開催し、平均寿命の伸長に伴う自分に合った生活機能の維持・向上が図られるよう努めています。また、介護保健サービスだけではなく、軽微な生活支援サービスや外出支援サービスを提供、平成28年度より隔年で介護初任者研修を町内開催するなど、介護人材の確保にも取り組んでいます。さらに平成30年度からは、配食サービスによる高齢者の見守りも開始しています。

今後は、限られた医療・介護資源を有効活用する中での、地域の特性に応じたサービス提供がもとめられており、医療・介護・予防・生活支援・住まいを総合的に行う「地域包括ケアシステム」を推進する必要があります。さらには、本町は特別養護老人ホームと認知症を対象としたグループホームがありますが、どちらにも該当しない介護支援者に対応する施設を町外に依存している状況にあることから、在宅での生活が困難な高齢者に対する施設サービスなどの充実も求められています。

また、今後も計画に基づき、介護サービス事業の内容把握や関係機関と連携を図りつ

つ、介護給付費について受給者本人への通知や統計的な分析などを行うことにより、幅広い

い視点から介護保険事業の適正化を推進していく必要があります。

■主要な施策と主要事業

介護予防・日常生活支援総合事業の推進

①健康づくりの推進

より良い生活習慣への取組に向けて、健康教室や広報により啓発活動を推進します。

②介護予防の推進

介護予防教室の展開や地域で必要な支援が受けられるようにサービスの充実を図ります。

③見守りネットワークの充実

認知症サポーターの養成講座や関係機関との連携により、認知症への理解を深め、介護者の負担軽減に向けての支援体制の充実を図ります。

④福祉サービスの充実

高齢者への日常生活用具の貸し出し、T字ステッキの交付など各種助成事業の充実に努めます。

介護保険制度の円滑な運営とサービスの充実促進

①介護保険サービスの充実

居宅サービスなどを安定的に供給するための体制づくりを推進します。

②適正な事業運営の確保

介護給付費適正化事業に取り組み、適正なサービス事業所への指導、監督に努めます。

③介護保険事業の啓発普及

ケアマネージャーの訪問や広報誌やホームページを活用し、きめ細かい周知啓発に努めます。

社会参加といきがいづくりの促進

①いきがいづくりの交流推進

- ・高齢者が各種交流を通じ、各地域でいきいきと生活できるよう、老人クラブなどの運営を支援します。
- ・高齢者のいきがいとくつろぎを生み出す「共生型サロン」の定期開催を推進します。

②シルバー組織の基盤づくり

高齢者（高齢者事業団）が企画した軽作業事業に積極的に支援し、組織の安定化に努めます。

■関連する主な計画等

浜中町第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度）

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
介護初任者研修受講者数	人	14	20	20
介護保険認定者	人	260	265	265

◆第3節 障がい者（児）福祉

■施策の目的

障がい者（児）が地域の中で自立し、安心して生活することが出来るよう、障がい福祉

サービスの充実を図りながら、住み慣れた地域での社会参加への機会を促進します。

■現状と課題

平成31年3月末現在の各障がいに係る手帳を所持している町民は、身体障害者手帳295人、療育手帳65人、精神障害者福祉保健手帳15人で、人口の5,812人に対しそれぞれ5.08%、1.12%、0.26%となっており、特に近年は療育手帳所持者が増加しています。また、障がいの重度化や障がい者の高齢化がより顕著になっています。

このような状況の中、障がい福祉制度については、平成24年には「障害者虐待防止法」の施行、平成25年には「障害者総合支援法」が施行され、障がい者の定義に難病が追加、さらに平成28年には「障害者差別解消法」が施行されるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

本町では、現状や課題などの検討を行い、現行計画を見直しした「第3期障がい者計画」、「第5期障がい者福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」を平成30年3月に策定し、障がい者への理解を深め、権利擁護や差別解消、虐待防止を図る取組に努めてきました。また、発達の遅れまたは障がいのある児童とその家族が、身近な地域で専門的かつ適切な助言が得られるよう、子ども発達支援センターの設置及び専門機関の専門職による

巡回相談や、各保育所及び学校を巡回する事業などを実施しています。さらに、社会資源の充実を図るべく、旧榊町小学校を「浜中町地域活動支援センター・子ども発達支援センター」に改修し、平成30年度より移転供用を開始しましたが、地域活動支援センターにおける就労部門の事業所化や、子ども発達支援センターの開所日数の増加、さらには交通や建物のバリアフリー化だけでなく「心のバリアフリー化」を推進するため、障がいのある人もない人も分け隔てなく関わる共生型事業の普及など、障がい者施策の総合的な推進に努める必要があります。

今後も障がい者の社会参加を促進していくとともに、住み慣れた地域で安心して、生き生きと自立した生活を送るために地域社会全体で障がい者を理解し、支えていくことが必要です。また、指定通所施設などに通園している児童数は年々増加しており、近郊で利用できる施設が厚岸町子ども発達支援センター1カ所に限られ、定員の都合上、早期に継続的な専門支援につなげられないことがあるため、通所可能な施設などの拡充についての検討が必要です。

■主要な施策と主要事業

安心な日常生活支援の充実

①療育機能の充実

発達の違いや障がいの疑いのある児童とその保護者などの相談を受けるとともに、早期療育体制の充実に努めます。

②障がい福祉サービスの充実

障がい者が安心して生きがいのある生活を送れるよう、在宅支援用の各種制度や居宅介護支援など訪問サービスの充実に努めます。また、近年需要が増えている「児童発達支援（未就学児）」及び「放課後デイサービス（就学児）」の受入枠の拡大に向けて、子ども発達支援センターの開所日数の増加を図るべく、関係機関との協議を継続します。

強③地域生活支援の充実

相談支援体制の機能強化を図り、障が

いのある人やその家族のニーズに対応できる体制の整備に努めます。

社会参加の促進

①雇用と就労の推進

障がい者が勤労意欲を持ち個人の労力に応じた雇用の場を確保し、働きやすい環境づくりを進めます。また、浜中町地域活動支援センターの就労部門を早期に就労継続支援事業所に移行するなど、共同で作業できる場の整備を推進します。

②共生型事業の普及推進

障がい者の社会参加や健康増進を目的として、文化的活動、スポーツやレクリエーションに親しめる共生型事業の継続実施や、生きがいとくつろぎを生み出す共生型サロンの定期開催を推進します。

■関連する主な計画等

浜中町第3期障がい者計画（平成30年度～令和5年度）

浜中町第5期障がい福祉計画（平成30年度～令和2年度）

浜中町第1期障がい児福祉計画（平成30年～令和2年度）

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
就労継続支援事業所利用者数	人	実績なし	10	15
子ども発達支援センター開所日数	日/週	1	2	3

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

◆第4節 子育て支援・児童福祉

■施策の目的

浜中町の未来を担う子どもたちが、心身ともに健康で安心して成長できるよう、子育て世帯へ妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行い、あわせて経済的負担

の軽減を図ることで、子育て世代が安心して妊娠、出産、育児ができる環境づくりを推進します。

■現状と課題

全国的に人口減少が進行し、子育て支援は喫緊の課題となっています。また、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、様々な問題を抱えています。

本町では、多種多様な子育て相談に対応し、きめ細かな育児サポートの充実を図るため、平成29年度に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施し、安心して妊娠、出産、育児ができる環境づくりに努めています。また、妊産婦健康診査の一部助成や妊産婦健康診査等通院支援事業を行い、妊産婦や子育て家庭の経済的負担の緩和を図っています。

今後も子どもたちのすこやかな成長を支援するために、保健、医療、福祉、教育機関が一体となり、多面的な子育て支援対策を推進する必要があります。

また、近年、全国的に医療費が高騰する中、本町においては「子ども医療費助成」制度を創設し、平成19年度からは助成対象年齢を中学校卒業まで拡大し、非課税世帯であれば初診時一部負担金のみで医療機関を受診できるよう支援してきました。平成22年10月からは窓口負担の完全無料化、さらに、平成28年度からは高校生世代まで対象年齢の

引き上げを実施しています。

保育所については、認可保育所2カ所、へき地保育所3カ所で多様な需要に対応した保育サービスの提供や、霧多布・茶内保育所で一時預かり保育事業を実施し保育の負担軽減を図っています。また、町内2カ所に子育て支援センターを開設し交流の場の提供や育児相談及び子育ての情報提供に努めており、今後取組を進める必要があります。

近年急増している児童虐待については、直接的な身体的虐待以外にもネグレクト（育児放棄）や、精神的虐待など事案が複雑化しており、児童相談所への相談件数も増加の一途をたどっています。

本町では、民生委員児童委員や主任児童委員、関係機関との連携による「要保護児童対策協議会」の開催を通じて児童の安全確保に努めており、今後も子どもたちの命を守ることを第一に、虐待通報時の安全確認の徹底や、事案に応じた子どものアフターケア、さらには未然防止のための広報活動や子育て相談支援体制の充実を図っていかねばなりません。また、放課後児童の健全育成活動の充実、子育てサークルへの独自支援などを図る必要があります。

■主要な施策と主要事業

子育ての支援機能の充実

- ①子育て相談・支援体制の充実
子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施します。
- ②経済的負担の軽減
子ども医療費助成や児童手当制度など各種助成事業を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

保育の充実

- ①保育サービスの充実
働きながら子育てできる、利用しやすい保育所を目指します。
- 強**②保育施設の充実
施設の適切な管理に努め、計画的な改修や更新を図り、保育環境の充実に努めます。
- ③育児支援の充実
子育て支援センターでの親子の交流の場の提供、育児の相談・援助、情報の提

供など、育児サポートの充実につとめます。

明るい家庭づくりの推進

- ①児童虐待の防止
各種相談機関などと連携協力を深め、予防啓発活動や相談支援、訪問による育児支援強化を図り、児童虐待の予防や早期発見・早期対応に努めます。

児童の健全育成・環境づくり

- ①児童福祉施設の充実
「子どもの居場所」の確保や「親のいこいの場」の設置について、使用されていない公共施設の利活用を含め検討します。
- ②放課後児童の健全育成
「放課後児童クラブ」の機能の充実を図り、安全対策を含め、利用しやすい環境整備に努めます。

■関連する主な計画等

浜中町子ども・子育て支援事業計画

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
子育て支援センターの利用者数	人	706	770	850
一時預かり保育の利用者数（述べ人数）	人	242	500	600
放課後児童クラブ利用者数	人	54	60	60
受給者の割合	%	100	100	100
この地域で子育てをしていきたい人の割合	%	87.2	90.0	90.0

◆第5節 母子・父子・低所得者福祉

■施策の目的

ひとり親家庭が社会的に自立した生活が送れるよう、援護対策を積極的に進め、地域全体での支援を推進します。また、経済的に不安定な状態にある低所得者についても生活の

安定、向上と自立を図るため、適切な相談、指導や就労機会の拡大に努めながら、各種支援資金貸付制度などの活用を促進します。

■現状と課題

母子家庭の多くは、家庭環境の変化や離婚などによるものであり、経済的問題、療育・精神面の問題など、様々な問題を抱え、その内容も多岐にわたっており、また、父子家庭においても、同様に家事の問題や子どもの療育などの問題を抱えています。また、扶養意識の低下や核家族化、離婚など社会構造の変化や複雑化を反映し、社会的・経済的に弱い立場にある高齢者世帯や母子世帯、傷病者世帯などが多くなっており、これに伴う生活保護申請件数も増加しています。特に生活困窮世帯の子どもの多くは、学習面や生活面に多くの課題を抱えていることから、学習支援や日常生活支援、子どもの居場所づくりなどを通じて、子どもの将来の自立に向けた支援を

行い「貧困の連鎖」をいかに食い止めるかが課題となっています。

本町では、民生委員児童委員及び主任児童委員による相談・指導や各種福祉制度の活用などにより、母子・父子世帯の自立に努めていますが、今後も母子等福祉資金などの各種福祉制度の情報発信と、そのニーズを十分に把握しながら、援護対策を積極的に進め、社会的に自立した生活ができるよう援助していく必要があります。

さらには、生活保護世帯の生活の安定と自立、また、経済的に不安定な状態にある低所得者についても、生活の安定と向上、自立を促し、民生委員児童委員及び主任児童委員と連携し、生活相談体制の強化に努めます。

■主要な施策と主要事業

母子・父子家庭の福祉対策

①相談・指導の充実

母子・父子家庭の実態を把握し、生活・就学・就労などのための相談・指導支援に努めます。また、教育・保健・福祉分野での連携体制の充実を図ります。

②援護対策の充実

母子・父子家庭の自立支援のため、利用ニーズを把握し、実態にあった福祉・医療・生活制度の確立を図ります。

低所得者福祉対策の充実

①生活保護世帯への対策

生活実態を的確に捉え、生活安定のための生活保護法の適正運用の推進に努めます。また、民生委員や関係機関と連携を図り、就労・生活などの安定、子どもの将来の自立に向けた支援に努めます。

②低所得者世帯への対策

各種生活支援資金貸付制度を教育、福祉などの関係機関と連携し、有効的な活用を推進します。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
母子・寡婦福祉資金申請受付件数	件	1	2	3

◆第6節 医療体制の整備

■施策の目的

町立浜中診療所は、病床を有する町内唯一の医療機関として、保健・医療・福祉との連携さらには近隣の医療機関、消防署との連携を図ります。また、少子高齢化に伴う医療ニ

ーズに対応した医療サービスの提供と救急医療体制を確立させ、浜中・茶内歯科診療所とともに地域医療体制の充実を図ります。

■現状と課題

本町には、有床の町立浜中診療所、町立歯科診療所2カ所（浜中・茶内）のほか、民間の調剤薬局1カ所が開設され地域医療を担っています。しかしながら、医療ニーズの多様化などから、多くの町民が設備の整った町外の医療機関を利用している状況にあります。

町立浜中診療所においては、常勤医1名体制で診療を行っており、時間外診療や夜間・休日などの救急対応も派遣医師の派遣期間に限られるほか、乳幼児や内科以外の急患の受入れができないなどの問題を抱えています。

このため、2016年度より隣町の厚岸町と協定を結び、町立厚岸病院への時間外、夜間・休日の急患の受入れ対応をお願いしています。

町立浜中歯科診療所においては、常勤医が不在のため、町立茶内歯科診療所の常勤医が週2日の出張診療を行っており、歯科医師の確保が望まれています。また、両診療所とも

施設や設備の老朽化が進んでおり、定期的な点検や計画的な修繕などが必要となっています。

少子高齢化、人口減が進む中、全国的に将来的な医師不足が深刻な問題となっており、医師や看護師などの医療従事者の確保に向けて、大学や医師会などの関係団体や市町村が一体となった取組を展開し、必要人数を上回る医師が確保できると予想されている大都市圏からの医師を配分するなど、国の施策が急務となっています。

生涯にわたり町民みんなが安心して暮らせる医療が受けられるよう、予防医療や在宅医療などの医療サービスの提供と初期医療を担う町立診療所の医療体制の充実を図るため、近隣の医療機関、消防署との連携を強化し、専門医派遣や救急医療体制の充実を図っていく必要があります。

■主要な施策と主要事業

地域医療の充実

強①町立診療所及び歯科診療所設備の充実

施設・設備（医療機器等）を計画的に整備し、機能維持に努めます。

②予防医療の充実

保健・医療・福祉が連携しながら、健康づくりと生活習慣病などの発病・重症化予防に努めます。

③医療体制の確立

内科以外の専門医派遣などの充実に努めます。

広域・救急医療体制の確立

強①広域医療体制の確立

近隣の医療機関との医療連携を強化し、広域医療体制の構築に努めます。

強②救急医療体制の充実

他の医療機関、消防署との連携を図り、救急医療体制の確立に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
外来患者率	%	27.62	30	30
入院患者数1日平均	人	11.63	13	13
町立浜中歯科診療所患者数	人	1,546	1,700	1,700
町立茶内歯科診療所患者数	人	5,447	5,990	5,990

◆第7節 保健・健康づくりの推進

■施策の目的

壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的に、町民

が主体となった健康づくり運動を推進します。

■現状と課題

少子高齢社会の進展がますます加速する中、互いに助け合いながらいきいきと暮らしていくために、町民一人ひとりが生活の質を高め、健康寿命を延ばすことが一層求められています。しかし、生活様式や食生活の変化、ストレスの増加などにより、健康阻害要因は多様化している状況です。

本町では、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目標に、「浜中町健康増進計画」を策定し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおける健康課題をとらえ、課題ごとの重点目標を定めて個人や家族、行政、関係機関が協働して健康づくりに取り組んでいます。

す。これからも、生活習慣病の発症及び重症化の予防やそれぞれのライフステージにおいて心身の健康の維持や向上など、健康づくりの推進を図っていくことが重要です。

また、感染症予防対策としての予防接種については、各種健診や相談時に予防接種の必要性を説明し、適切な時期に受けてもらうように努めています。今後も、感染のおそれがある疾病の知識を普及するとともに、各種予防接種を行うことにより健康増進を図り、感染症の流行に対しては速やかに町民に周知するとともに、蔓延防止に取り組む必要があります。

■主要な施策と主要事業

保健予防事業の推進

①成人保健事業の充実

- ・関係機関と連携し、各種健（検）診及び特定保健指導の取組内容の充実を図るとともに、疾患の早期発見による重症化の予防に取り組めます。
- ・健康的な栄養・食生活の普及を図ります。
- ・歯周疾患検診・相談の実施により、歯周疾患予防の知識の普及と口腔衛生の推進を図ります。

②母子保健の充実

- ・すべての妊産婦及び乳幼児の健康状態を妊産婦・乳幼児健診や相談を通して把握し、健康教育や相談体制の充実を図るとともに、学校保健と連携し、就学以降の子どもの健康づくりに取り組むことで、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。
- ・栄養相談・教室での食の情報提供により、健康的な食生活の普及を図ります。
- ・歯科相談・教室の実施により、歯科疾患予防のための知識の普及と口腔衛生の推進を図ります。

③心の健康づくりの推進

- ・ 町民の心の健康を目的とした各種精神保健事業を推進するとともに、自殺対策においては、「浜中町自殺対策推進計画」による各種施策を推進し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

④感染症予防対策の充実

- ・ 感染の恐れがある疾病の知識を普及するとともに、発生、蔓延及び重症化を予防するため各種予防接種を行うことにより、健康増進を図ります。
- ・ 感染症の流行に対しては速やかに町民に周知し、蔓延防止に努めます。

保健・健康づくりの推進

①健康づくり体制の充実

- ・ 「浜中町健康増進計画」による総合的な事業の展開に努めます。
- ・ 広報や健康相談などにより健康に関する正しい知識の普及や健康づくりの意識の高揚を図ります。

②健康づくり事業の推進

- ・ 各種健康教室の充実と啓発事業を実施し、総合的な健康づくりを推進します。

■関連する主な計画等

浜中町健康増進計画（平成26年～令和5年）

浜中町自殺予防推進計画（平成30年～令和4年）

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
肥満率 保育所年長児	%	11.4	減少	減少
小学5年生	%	20.0	減少	減少
成人男性	%	38.0	34.2	34.2
成人女性	%	36.2	32.6	32.6
喫煙率 成人男性	%	36.9	12.0以下	12.0以下
成人女性	%	10.9	減少	減少
乳がん検診無料クーポン券利用率	%	5.3	10.0	10.0
子宮がん検診無料クーポン券利用率	%	実績なし	10.0	10.0
妊娠の早期届出（12週未満率）	%	84.4	100	100
中学1年生の一人平均むし歯数	本	0.54	減少	減少
睡眠による休養が十分にとれている者の割合	%	74.5	増加	増加

◆第8節 保険・年金

■施策の目的

町民の健康と老後の生活安定を維持するため、国民健康保険の適正な運営と後期高齢者

医療制度、国民年金制度の周知と普及に努めます。

■現状と課題

本町の国民健康保険制度への加入割合は平成31年3月末で42.5%と管内市町村と比較して非常に高く、地域住民の健康維持・増進に大きな役割を果たしています。しかしながら、近年における医療の高度化や高齢化の急速な進行などに伴い、医療費は増大し続けており、国民健康保険を市町村単位で運営するには限界がありました。そのため、平成30年度から都道府県が市町村とともに運営を行うよう制度改正され、これまで市町村単位で賄っていた医療費を都道府県単位で賄うことから、スケールメリットを活かした運営が可能となりました。将来的には道内どの市町村に住んでも同じ保険税率となるよう、北海道と市町村で検討が進められています。また、

医療費適正化などを目的として、特定健診や各種保健事業などを積極的に実施することで、生活習慣病の予防や疾病の早期発見に取り組んでいくことが重要視されています。

後期高齢者医療は、制度がスタートし10年が経過しました。本制度においても医療費の増加は大きな課題であり、高額療養費限度額の引き上げや保険料の軽減措置の縮小など、制度の見直しが行われている状況から、今後も住民の理解に努めていく必要があります。

国民年金制度は、不安のない老後生活を保障するために必要不可欠なものであることから、年金事務所と連携を図り、制度に対する住民の理解を深めていく必要があります。

■主要な施策と主要事業

国民健康保険の安定的な運営

①国民健康保険の安定的な運営

特定健診や各種保健事業の推進など医療費適正化を進め、医療費の抑制を図ります。また、保険税への理解を求め、被保険者の納税意識の高揚に努めます。

後期高齢者医療制度

①後期高齢者医療制度の周知

制度が十分に理解されるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りな

がら適正な事務を進めるとともに、広報誌やパンフレットなどにより情報の発信・啓発に努めます。

国民年金

①国民年金の啓発普及

制度が十分に理解されるよう、年金事務所と連携を図りながら適正な事務を進めるとともに、広報誌やパンフレットなどにより情報の発信・啓発に努めます。

■関連する主な計画等

浜中町国民健康保険データヘルス計画

浜中町国民健康保険特定健康診査等実施計画

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
国民健康保険税の収納率（現年度分）	%	98.30	97.00	97.00
後期高齢者医療保険料の収納率（現年度分）	%	100.00	99.00	99.00

第5章

【基本目標5】豊かな学びを育み、 安心して暮らせる未来のまちづくり

◆第1節 学校教育の充実

■施策の目的

児童生徒の「生きる力」を育み、「主体的・対話的で深い学び」の実現による児童生徒の資質・能力の向上につながる取組ができる教育環境の整備、教職員の学習指導や生徒指導などの資質向上を図るための研修の充実や働き方の見直し、学校・家庭・地域の連携・協働による児童生徒の健全育成などの取組の充実を図ります。また学校施設の老朽化を踏まえた計画的な維持改修を実施することにより

長寿命化を推進するとともに、将来の人口減少を見極めた学校適正配置の協議を進めます。

給食センターについては、衛生管理に務め、地産地消を取り入れた給食内容の充実を図ります。

霧多布高等学校については、存続を図るため町立高校としての特色ある教育内容の充実を図ります。

■現状と課題

平成31年4月1日現在、本町の児童生徒数は小学校255人（4校）中学校157人（4校）高等学校88人（1校）で、10年前と比べ小学校で133人の減、中学校で23人の減、高等学校で22人の減で、小中高合わせ178人の減となっており、今後も児童生徒の減少が見込まれています。

学校・家庭・地域が連携・協働する中で、子どもたちの健全育成に向けた取組を実施していくことが必要とされ、国では「地域とともにある学校づくり」を推進しており、本町では平成30年度に霧多布小学校をモデル校として、令和元年度は全ての校区で「学校運営協議会（コミュニティ・スクール*）」を設置しました。また、学校の情報発信の場として、平成30年10月より浜中町のホームページ内に「学校ホームページ」を開設し、学

校の情報を地域に発信しています。

令和元年度より小・中・高等学校の校種間連携事業のほか、保・小連携事業を実施しており、保育士及び教職員が子どもの実態を理解し互いに共有することで、各校種間の円滑な接続と保育及び教育活動の一層の充実を図っています。

ICT教育の環境整備では、古くなったLAN環境とパソコンの更新を行っていますが、国による「教育ICT推進のための三省におけるアクション」において、クラウド化が推奨されているなど、パソコン等を更新するだけではなく、専門的知識などを用いて、ICT教育の環境整備を検討する取組が必要となっています。

新学習指導要領において、情報活用能力の育成や道徳の教科化、さらに小学校ではプロ

*コミュニティ・スクール…学校運営協議会制度。地域住民等が学校運営に参画することにより、保護者や地域のニーズを反映させることができるようにする仕組みや考え方を有する形態の学校のこと。

グラミング教育の必修化や外国語の教科化が新たに行われ、「主体的・対話的で深い学び」の実現による児童生徒の資質・能力の育成が求められていますが、そのためには教職員の学習指導や生徒指導などの資質の向上が必要となり、研修を行うほか、教職員の働き方を見直し、児童生徒と向き合う時間を確保することで、学習指導や生徒指導などの資質の向上につながる取組が必要となります。

校舎・屋体については、昭和49年度建設を始め、霧多布小学校の屋体を除き築20年以上が経過し、老朽化が進んでいます。すべての学校施設で耐震化が図られていますが、今後は老朽化に対応すべく必要な改修工事を実施し、施設の長寿命化を図る必要があります。閉校施設の一部は地域の集会施設や町有備品などの保管場所として活用しています。未利用施設は老朽化により使用困難な施設もあることから解体も含め、今後の利活用を検討します。さらに、教員住宅についても校舎・屋体同様、老朽化に対応すべく改修工事を実施し整備を図る必要があります。

小中学校の適正配置に関する基本方針によ

り、今後は将来の人口減少などを勘案しながら児童生徒の無限の可能性を尊重し、地域の理解と協力を得て学校配置の適正化を検討する必要があります。

スクールバスについては、適切な路線設定による効率的な運行により、児童生徒の登下校の負担軽減を図ってきました。今後も効率的な運行を実施し、計画的な車両の更新により遠距離通学手段の確保に努める必要があります。

各学校において地震や大津波などの災害を想定した訓練を実施するなど、学校の実態に応じた防災体制を確立しています。今後も家庭や地域、関係機関と連携しながら、登下校時などの安全対策、安全管理を推進することが重要となります。

学校給食については、食生活を取り巻く社会環境の変化により、食生活をはじめとする基本的な生活習慣の乱れ、体力や運動能力の低下など、健康面、体力面で様々な問題が発生しており、その解決に向けた取組を充実していく必要があります。

■主要な施策と主要事業

教育内容の充実

①「生きる力」の育成

- ・豊かな心を育む道德教育の実現のため、道德教育の目標や児童生徒の発達段階・特性などを踏まえ、指導の充実を推進します。また、読書活動の充実と学校図書の整備、充実を図ります。
- ・スクールカウンセラー*を配置し、いじめや不登校など、児童生徒の相談体

制の充実と学校・家庭・地域と連携を図りながら、児童生徒の健全育成の推進に努めます。

- ・学ぶ楽しさを体感し、主体的に学ぶ力を高め、全国学力・学習状況調査などの結果を活用するなど、学習評価の充実を図ります。
- ・児童生徒の知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的に学ぶ態度を養うための授業改善を推進します。

*スクールカウンセラー…教育機関において、心理相談業務等を行う心理専門家のこと。

- ・児童生徒の体力・運動能力の状況を把握し、学校の教育活動全体で体力向上に努めます。
- ・食に関する正しい知識や望ましい食習慣の定着のため指導の継続と充実を図ります。

②地域の特色を活かした教育や学校運営協議会制度の充実

- ・地域の自然や人材を活用した自然体験学習や勤労生産活動、職業体験学習などの取組を推進します。
- ・保育所及び小・中・高等学校の校種間連携による子ども同士や職員間の積極的な交流により、子どもの育ちと学びをつなぐための学習指導や生徒指導の充実を図ります。
- ・保護者及び地域住民などの学校運営への参画や支援などを促進し、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に努めます。

③特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする児童生徒の状況を的確に把握し、必要に応じた教育の推進に努めるとともに、特別支援教育の校内体制の整備と指導の充実を推進します

④国際理解教育及び外国語教育の充実

外国語指導助手の学校派遣による、実践的な外国語教育の充実や他国の言葉や文化に触れ国際理解を深める活動を推進します。

⑤ICT教育の充実

児童生徒の情報活用能力を高める教育の充実と、それに対応した、ICT機器と高速通信環境の整備を図ります。

⑥教職員の資質能力向上のための研修活動の充実

- ・児童生徒の「生きる力」を高めるため、教職員の資質能力向上研修などの実施を推進します。
- ・町教育研究所を本町教育研究の中核的機関と位置付け、浜中町教育の振興に役立つ調査研究の推進を図ります。

⑦学校における働き方改革の推進

- ・教職員の働き方を見直すことで、業務の質、人間性・専門性を高め、児童生徒へ効果的な教育活動を行い、教育の質の向上を図ります。
- ・学校、地域、保護者、さらに各公共団体などの関係機関と連携し、学校種や教職員の仕事の特性を考慮しつつ検討・協議を行い計画的に「学校における働き方改革」の推進を図ります。

教育環境の整備

強①校舎・屋体の整備

災害避難施設に位置付けられた施設もあることから、老朽化に対応すべく改修を実施し施設の長寿命化を図ります。

②閉校施設の整備

閉校施設の複合利用・民間活用などを導入した利活用、景観・環境へ配慮し老朽化した施設の解体を検討します。

③教員住宅の整備

老朽化した教職員住宅の改修を計画的に実施し住環境の整備を図ります。

④学校配置の適正化

将来の人口減少などを勘案し、地域の理解と協力を得て学校配置の適正化を検討します。

⑤スクールバス

適切な路線設定による効率的な運行、車両の計画的な更新により遠距離通学手段の確保に努めます。

強⑥児童生徒の安全確保

災害を想定した学校の実態に応じた防災体制、家庭・地域・関係機関と連携した安全管理を推進します。

学校給食の充実

①食の理解と望ましい食習慣の定着

給食と関連した指導や栄養教諭による食育の指導により、食に関する正しい理解と望ましい食習慣の定着を図ります。

強②学校給食提供の充実

最新施設を活用し、環境衛生管理の徹底を図り、小中学校に加え高等学校へ安心・安全な給食を提供します。また、地域素材を活かした給食メニューの開発に努め、児童生徒の今日的な嗜好を考慮したメニューの充実、多様化を図ります。

高等学校教育の充実

①教育内容の充実

- ・町立高校として、地域資源（人的・物的・空間的）を最大限に活かして、巡検学習や企業体験学習などを実施し、特色のある教育活動を推進し、地域社

会に貢献する人材の育成を図ります。

- ・海外交流派遣及び国内視察研修派遣事業の内容の充実を図るとともに、学習内容の地域への還元度を高める取組を推進します。
- ・学習指導や進路指導において、生徒のニーズに応えたきめ細やかな教育を推進します。
- ・ＩＣＴを活用した授業を展開し、知識や技術はもとより、情報社会で生き抜く力の育成に努めます。

強②教育環境の整備充実

- ・校舎などの計画的な維持管理を進めます。
- ・スクールバスを運行し、通学手段と各種学校行事などにおける生徒の移動手段の確保に努めます。
- ・情報化社会に対応する教育システムの構築のため継続して教育用コンピュータの整備を図ります。また、教職員の働き方改革を進めるためのＩＣＴ機器の整備と活用を進めます。
- ・持続可能な町立高校となるために、近隣市町村からの通学の利便性の向上を図ります。
- ・高校教育にかかる費用の保護者負担の軽減に努めます。

■重要業績評価指標（ＫＰＩ）

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
学校運営協議会を全ての学校に導入	%	10	100	100
学校閉庁日を年9日以上実施	%	100	100	100
霧多布高等学校への進学者	人	50	41	37

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

◆第2節 社会教育の推進

■施策の目的

町民の自主的・主体的な学習活動を支援し、学びあい、教えあう相互学習などを通じて地域づくり、仲間づくりを推進し、心身ともに

充実した豊かな生活を送るため、生涯各期において必要に応じた学習機会の提供に努めます。

■現状と課題

人口減少や少子高齢化の進行、情報通信技術の発展など社会環境が変化し、求められる社会的ニーズが多様化しています。

また近年は、共働き世帯が増え、核家族化が進み、家族で触れ合う機会が減少しているほか、地域コミュニティの機能は低下し、人と人とのつながりが希薄化してきています。

こうした中で、多様な学習活動を通じて、町民一人ひとりが必要な知識・技術を身につけ、地域の課題解決に向けて主体的に取り組むことが求められています。

家庭・地域・学校が連携・協力して、個性や能力を発揮し、学習活動の成果を地域づくりに結びつけ、地域の教育力を向上させることが必要です。

このことから、町民が生きがいを持ち、健康で心豊かな生活を送るため、乳幼児から高齢者までの生涯各期に様々な学習機会を提供するとともに、学習の場である町内各施設等との連携を行うなど、学習環境の向上を図る必要があります。

■主要な施策と主要事業

乳幼児期教育の充実

①親子のふれあいの促進

親子で楽しめる芸術鑑賞会を開催するほか、絵本の読み聞かせ会、ブックスタート*事業を継続し、家庭内で絵本を通じてふれあい、親子の絆を深める家庭教育を推進します。

②親への学習機会の提供

子育てに対する不安や悩みの解消につながるよう子育てセミナーを開催するほか、関係部局・団体と連携して支援体制の整備を図ります。

青少年期教育の充実

①学習機会の充実

あらゆる体験を通じて、思いやりの心や自主性、社会性を身に付けるため、各種教室・講座の開催、芸術鑑賞の機会を提供するほか、学校やコミュニティ・スクールと連携した学習活動の充実を図ります。

②リーダーの養成

自立心と協調性を育み、次代を担う人材を育成するため、派遣事業や各種リーダー養成事業を推進します。

③健全育成の推進

インターネットの過度な利用など、生

*ブックスタート…読み聞かせなどを通じて親子のふれあいを深めることを目的に、赤ちゃんとその保護者に対し絵本等を配布すること。

活習慣の乱れをなくし、早寝・早起き・朝ごはん運動の定着など、より良い生活習慣が身に付くよう各地区の健全育成会と連携した啓発活動を推進します。

成人期教育の充実

強①学習機会の充実

地域の中心となり、主体的に活動を行う人材を育成するため、情報の高度化、価値観の多様化による社会的ニーズに対応した学習情報を提供するとともに、関係機関・団体と連携・協力した事業を展開し、学習機会の充実を図ります。

②学習活動を行う団体の育成

多様な活動目的を持って組織された団体を支援し、各種活動への参加を推奨し、継続的に活動する団体の育成に努めます。

高齢期教育の充実

強①学習機会の充実

趣味嗜好を通じた活動への参加を促進

し、健康で充実した生活を送るための学習機会を提供します。

強②知恵や技術の継承

高齢者の豊かな経験を次世代に伝え、知恵や技術を継承する活動を推奨します。

③関係機関・団体との連携

老人クラブや社会福祉協議会などの関係機関・団体と連携し、健康、福祉の向上に努めます。

学習拠点の充実

①総合文化センターの利用促進

いつでも誰でも利用できる学習拠点となるよう、図書室や郷土資料室の充実を図り、学習情報の収集、発信、資機材の整備を進め、学習環境の向上に努めます。

強②総合文化センター機能、施設の整備

施設の老朽化が進んでいることから、長寿命化のための計画的な改修、設備の更新を行い、安全確保、機能維持のため、定期的に保守点検を実施します。

■関連する主な計画等

第7期浜中町社会教育中期計画

浜中町公共施設長寿命化計画（社会教育系施設編）

浜中町子ども読書活動推進計画

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
教育委員会主催の講演会の開催	回	4	5	5
教育委員会主催の講座などの実施	回	10	15	15
総合文化センター利用者数	人	19,054	20,000	20,000
図書室利用者数	人	2,125	2,500	2,500

◆第3節 芸術・文化活動の推進

■施策の目的

芸術鑑賞の機会を提供し、文化活動の活性化を図るとともに、活動している団体やサークルを支援し、会員数の減少に歯止めをかけ、指導者の育成、後継者の確保に努め、芸術文

化の振興を図ります。

また、郷土芸能や伝統技術の保存・継承を進めるとともに、郷土資料の展示・保存方法を検討し、有効活用を図ります。

■現状と課題

芸術や文化は、豊かな情緒と感性を育み、人生に楽しみと潤いをもたらし、心の豊さを実感できる社会に大きな役割を果たしています。

本町では、芸術・文化活動の推進のため、関係団体への助成、文化協会所属の団体・サークルに対して総合文化センターの無料開放を行っているほか、町民へ芸術鑑賞機会を提供するため、NHKの公開番組の誘致、児童生徒を対象とした芸術鑑賞会の一般開放などを積極的に推進してきました。

しかしながら、文化協会所属の団体・サークルについては、高齢化などを理由に会員数・団体数ともに減少しており、各地区で行

われている文化祭への参加も年々減少しています。趣味嗜好が多様化し、人口減少や少子高齢化が進む中で、地域の活性化のためにも芸術文化の振興を図ることが必要です。

文化財については、国指定の天然記念物である霧多布泥炭形成植物群落を始め、タンチョウやシマフクロウなどが生息しており、関係団体と連携し、保護・保全に努めてきました。埋蔵文化財については、前回の調査から30年以上経過しており、情報が更新されていません。郷土資料とともに浜中町の歴史を学ぶ上で重要なものとして有効活用するため、包蔵地の現地確認や保存方法を検討し、適切に管理する必要があります。

■主要な施策と主要事業

芸術・文化の振興

①芸術・文化活動の推進

文化意識の向上を図るため、定期的な芸術鑑賞機会の提供に努めるほか、活動の成果を発表する場として各地区の文化祭などへの参加を促し、芸術・文化活動の活性化を図ります。

②文化団体の育成と支援

各団体・サークルの活動を支援し、指導者の育成、後継者の確保に努め、文化協会の主催する文化祭やかたるた協会の大会運営に協力し、文化団体の支援に努めます。

③郷土芸能の振興

浜太鼓などの郷土芸能活動の支援に努め、各種イベントでの公演を推進し、郷

土芸能の普及や郷土愛の高揚を図ります。

文化財の保護・保全

①天然記念物の保護・保全

関係機関・団体と連携して霧多布泥炭形成植物群落やタンチョウ、シマフクロウなどの天然記念物のほか、エトピリカなどの希少動植物の保護・保全に努めます。

②埋蔵文化財の保全

文化財の重要性への理解を深め、埋蔵文化財包蔵地の保全に努めます。

強③郷土資料の保存と活用

浜中町の歴史を学ぶ上で重要な郷土資料について、適切に管理・保存し、展示するなどして有効活用を図ります。

■関連する主な計画等

第7期浜中町社会教育中期計画

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
芸術鑑賞機会の提供	回	3	4	4
芸術・文化活動団体数	団体	30	30	30
文化祭、サークル発表会参加者数	人	270	同数程度	同数程度
郷土資料（台帳）の管理	点	実績なし	669	1,700

◆第4節 スポーツの振興

■施策の目的

町民が、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるよう、スポーツ活動を普及し、だれもが、いつでも、どこ

でも、気軽にスポーツを楽しむことのできる環境の整備に努めます。

■現状と課題

少子高齢化が進む中、健康への意識が高まっており、スポーツを通じた健康づくりに関心が向けられています。

また、幅広い年齢層の人々が様々な場所で多種・多様なスポーツ・レクリエーション活動を行い、心身の健康増進のためのスポーツを気軽に行えるような環境を整備していくことが求められています。

本町では、「町民皆みなスポーツ」の推進を図るため、水泳教室や野球教室などの開催や町民体育祭として12競技の各種大会などの開催に取り組んできました。しかし、少子高

齢化の影響やライフスタイルの変化により競技人口は減少傾向となっています。

このことから、スポーツ団体や学校及び地域と連携し、だれもが生涯健康であり続けるためのスポーツ教室やスポーツイベントなどの充実を図ることが重要です。また、気軽に利用できるスポーツ施設の整備、維持管理と活用の促進を図るとともに、スポーツ団体やクラブ活動の支援と新たな指導者の育成を推進し、スポーツ活動の普及に積極的に取り組むことが求められています。

■主要な施策と主要事業

スポーツ活動の振興

- ①個人・団体のスポーツ活動の支援

個人や団体のニーズに対応した各種教室などの開催や運動クラブ及びニュースポーツの普及を図ります。

また、各種大会・競技への出場助成や町有バスなどの有効活用を行い、保護者の負担軽減を図ります。

- ②スポーツ活動の振興

各種スポーツ団体や学校及び地域と連携し、指導者育成に努め、各種競技会や大会などの充実を図ります。

- ③スポーツ情報の提供

各種スポーツ教室や大会などの情報提供や優秀な成績を収めた選手の周知などを行い、スポーツへの意欲の向上を図ります。

スポーツ団体支援と新たな指導者の発掘

- ①スポーツ団体への支援

各種スポーツ団体への継続支援と新規スポーツ団体の育成・支援、スポーツ協

会の組織拡充と自立支援を図ります。

- ②スポーツ団体リーダーの養成と指導者の発掘

地域での継続した運動クラブの開催やスポーツ活動を円滑に行うため、スポーツ団体などのリーダー養成と新たな指導者の発掘に努めます。

スポーツ施設の充実

- ①スポーツ施設の利用促進

気軽にスポーツ施設が利用できるよう各種スポーツ情報の提供と活用、施設利用のニーズに対する相談体制の充実及びスポーツ教育教材などの整備、施設の利用環境を向上する各種機材の購入などに努めます。

強②スポーツ施設・設備の充実

安心・安全に利用できるよう施設設備の整備・充実を図り、多様化する各種スポーツに対応した機器の購入、定期的な施設保守点検の実施、スポーツ施設の計画的な改修と修繕を図ります。

■関連する主な計画等

第7期浜中町社会教育中期計画

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
スポーツ活動の振興（教室・大会開催）	回	29	35	35
スポーツ団体、個人支援	円	3,827,832	4,500,000	4,500,000
スポーツ施設の利用促進	人	34,887	37,000	40,000

第6章

【基本目標6】地域とともに歩む創意に満ちたまちづくり

◆第1節 町民との共創によるまちづくり

■施策の目的

町民憲章の理念やまちの将来像の実現に向けて、町民や行政などが連携して、共創のまちづくりが進められるよう参画機会の創出や情報提供の充実を図ります。

男女平等参画社会の実現については、男女

の性別に関係なく地域、職場、家庭など、あらゆる場面で平等に活躍でき、男女の人権が尊重され生活することが可能となるよう社会形成の推進に努めます。

■現状と課題

情報化やグローバル化によりライフスタイルなどが大きく変化し、価値観が多様化・高度化している現在、地域的課題もまた多様化しています。そのため、地域的課題の解決には行政のみならず、その地域に住む住民や地域コミュニティなどの協力が不可欠です。

今後、人口減少や少子高齢化がさらに進む時代にあっては、住民や行政などがそれぞれの役割を発揮し、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識を持ち、多様化する地域課題の解決や住民主導による特色ある地域づくりなど、共創によるまちづくりを進めることが求められます。そのため、町民の町政への参画機会の創出や促進する仕組みづくりを進めるとともに、町政のわかりやすい情報提供に努め、町民主体の住民自治による共創によるまちづくりを推進する必要があります。

また、将来にわたって、誰もがいきいきと暮らすことのできる環境づくりを進めていくためには、男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、家庭や職場、地域社会など、

あらゆる場面で個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会の実現が不可欠です。今後も、男女が平等に参画できる社会づくりを進める必要があります。

広報活動では、「広報はまなか」の発行により、各種行事をはじめとする行政情報やまちづくりのための各種計画などを町民に広く情報提供するとともに、町民との情報共有に努めています。平成28年度から横書きレイアウトに変更し、文字サイズも大きくし、写真を多く取り入れることで、読みやすい広報紙の作成に努めてきました。今後もの確でわかりやすい広報紙の発行に努める必要があります。

また、情報化社会の現在、町ではホームページを開設しており、迅速で正確な情報発信を行うため、担当職員が入力、更新できる仕組みを整備しています。今後も迅速で的確な情報発信を行うとともに、情報ツールの変遷により、SNS*などでの情報発信も検討が必要となる可能性があります。

* SNS…ソーシャル・ネットワーキング・サービス。社会的つながりを構築可能にするサービスのこと。代表的なものとして、Facebook や Line などがある。

公聴活動では、隔年でまちづくり懇談会を開催し、町民や自治会・町内会の声を町政に反映してきました。今後は、時期に関わらず

随時行うとともに、行政相談やアンケート調査などを活用し、町民の声を広く聴ける機会を創出する必要があります。

■主要な施策と主要事業

まちづくりへの町民参加の推進

①町民のまちづくりへの参加促進

町民の意見が町政に反映できるよう、各種計画策定時などにおいて町民参画の機会の創出に努めます。

②共創のまちづくり活動の推進

町民と行政が、それぞれの役割を意識し、共創のまちづくり活動の推進を図ります。

男女平等参画の促進

①男女平等参画機会の推進

意思決定の場における女性の参画を推進するとともに、地域人材の育成、女性団体活動の支援に努めます。

広報・広聴活動の充実

①広報・公聴活動の充実

広報紙、ホームページや防災行政無線などによる情報発信により住民サービスの充実、向上に努めます。

■関連する主な計画等

浜中町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

(平成28年度～令和3年度)

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
人権相談の開設数	回	4	4	4
広報はまなかの発行	回	12	12	12
ホームページのプレビュー数	回	437,596	450,000	450,000

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

◆第2節 コミュニティ活動の推進

■施策の目的

地域の交流と相互扶助意識や連帯感の醸成を促し、コミュニティ活動の活性化を図ります。

す。また、コミュニティ活動の拠点となる施設の整備を図ります。

■現状と課題

ライフスタイルの多様化や核家族化にともない、人と人とのつながりが希薄化し、地域コミュニティの活動が衰退し、地域の力が低下しつつあります。

地域コミュニティは、個人や家族だけでは解決できない地域課題を共助、相互扶助により緩和・解決する大変重要な役割を担っています。また、生活環境の整備や地域文化の保全、犯罪の抑止、世代間交流の場といった役割も担っています。

本町には28の自治会・町内会があり、地域会館などや集会施設を拠点に地域活動を自主的に展開しています。しかし、本町の自治会・町内会を中心とするコミュニティ活動も、戸数の減少や未加入世帯、高齢者世帯の増加などにより活動が十分に行えない状況もでて

きています。このことから、最も身近なまちづくりはコミュニティ活動という意識の醸成を行いながら自発的・自主的な活動をより一層支援し、活性化していく必要があります。

また、自治会・町内会の施設として町内に26施設が公の集会施設として整備されていますが、その約半数は築30年を超え大規模な修繕を控えています。

平成28年度に公共施設等総合管理計画、平成29年度に公共施設長寿命化計画（町民文化系施設）を策定し、今存在する施設を計画的に修繕し長く使用することで全体的な費用の縮減・平準化に努めながら、コミュニティ活動の拠点として地域住民のニーズに合わせた施設管理を進める必要があります。

■主要な施策と主要事業

主体的コミュニティ活動の推進

【強】①自治会・町内会活動への支援

地域コミュニティ意識の醸成や自治会・町内会組織の拡充、活動の支援に努めます。

【強】②地域会館等の整備充実

- ・公共施設等総合管理計画、公共施設長寿命化計画（町民文化系施設）に基づいた施設の整備・修繕を行います。
- ・緊急を要するものについては、各種計

画によらず必要に応じて補修を行います。

- ・灯油漏洩や雨漏りなど、大事に至る前に日々の見回り点検を行います。

コミュニティ間の交流推進

①自治会・町内会間の交流活動支援

自治会連合会と連携し、管内をはじめ全道の研究会などへ参加し、交流を行いながら単位自治会の活性化を図ります。

■関連する主な計画等

浜中町公共施設等総合管理計画（平成28年～令和11年）

浜中町公共施設長寿命化計画（町民文化系施設）（平成29年～令和11年）

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
自治会・町内会への加入率	%	85.2	85.0	85.0
公の集会施設の修繕工事	件	1	1	1

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

◆第3節 開かれた行政運営の展開

■施策の目的

地方分権の進展に伴い地方自治体が果たすべき役割と責任が問われる中、職員の定員管理の適正化を図りながら、機能的、効率的な組織機構の確立に努め、住民サービスの向上

を図ります。また、行政情報を町民にわかりやすく知らせるため、情報公開に積極的に取り組むとともに、公平・透明性の確保に努めます。

■現状と課題

社会情勢の著しい変化や行政ニーズが複雑化・多様化する今日、効率的な行政の推進を図るためには、限られた人材を有効に機能させ、迅速かつ柔軟な対応を可能とする組織機構の再構成を進め、適正な事務事業の執行が必要となっています。また、職員の資質向上に努めるとともに、職員の自主研究を助長し、その成果を確実に行政需要に反映させることが必要であることから、例年職員の自己研鑽研修を実施し、人材育成と能力開発に努めて

います。今後においても引き続き、行政改革大綱の下、効果的で効率的な業務遂行のための組織機構の確立や自己研鑽を助長し、職員の資質向上と意識の高揚を図る必要があります。また、行政への住民参加が進むなかで、行政の公平・透明性を確保するとともに、行政の説明責任を果たすため、積極的な情報公開に努め「わかりやすい、開かれた行政」を推進し、町民からの行政に対する信頼性の向上を図る必要があります。

■主要な施策と主要事業

行政運営の充実

強①行政機構の整備

効果的で効率的な組織機構により、複雑化・多様化する行政ニーズに対応し、定員管理の適正化と職員の適正配置により、行政需要に対し柔軟かつ安定的な対応に努めるとともに、職員数に適応した組織づくりを適時行います。

②事務の効率化

限られた人員で複雑化・多様化する行政ニーズに対応するため、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した電子自治体化を推進し、事務の省力化・効率化を図ります。

③職員の資質向上と意識の高揚

社会を取り巻く環境の変化を的確に捉え、その責務と役割を確実に認識しながら

ら地域に親しまれ、町民に信頼される職員となるよう自己研鑽を助長し、人材の育成と能力開発に努めます。また、定期的な健康診断とストレスチェックの実施により、心身ともに職員の健康管理に努めます。

④情報公開の推進

行政の情報を適切に公開するため、情報公開制度の充実を図るとともに、町民のプライバシーが侵害されないよう、個人情報保護に努めます。

庁舎等の環境改善

強①庁舎等の整備促進

執務環境の改善や事務の効率化、住民サービス向上のための庁舎の整備に努めます。

■関連する主な計画等

第8次浜中町行政改革大綱（平成30年～令和2年）

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
職員研修会の数（全職員対象）	回	1	2	2
職員の自己研鑽研修の数	人	21	25	25

◆第4節 健全な財政運営の推進

■施策の目的

人口減少社会を見据え、限られた財源を選択と集中により計画的、効率的に投資すると

ともに、適正な課税・徴収に努め、健全な財政運営を目指します。

■現状と課題

近年、行政に対する町民ニーズの多様化や高度化、人口減少や少子高齢化の進展、地域経済の低迷、地方分権に伴う地方行財政制度改革の急進、厳しい財政状況など、多くの課題に直面している中であっても、安定的な行財政基盤の確立が必要です。

一方、「個性ある地域の発展」や「独自性による地域の活性化」が重視されており、自らの責任や財源による、持続的な行政サービスの提供や自立的な地域づくりが求められています。

このため、社会情勢を的確に見据えながら長期的視点に立った、計画的・効率的な財政投資と公共事業に取り組む必要があります。

また、適正な課税に努め、納税者との納税相談を重ねながら納税意識の高揚を図ること
で町税の収納率向上に努め、自主財源の安定確保に努める必要があります。さらには、民間活力を効率的に活かし業務の委託など、行政運営に係る経費の削減に努める必要があります。

■主要な施策と主要事業

健全な財政運営の推進

①健全な財政の運営

- ・ 地方行財政制度の強化を関係機関に働きかけるなど、地方分権型社会に適切に対応できる財政基盤の確立に努めます。
- ・ 地方債については、投資効果と将来における財政負担のバランスに配慮し、町債残高の圧縮を考慮した計画的な活用
に努めます。

②計画的・効率的な財政の運営

- ・ 総合計画実施計画に基づいた長期的視点に立った健全な財政の運営に努めます。
- ・ 町民ニーズを的確に把握した施策の重

点化や効果的な予算配分により、収入に見合った効率的な財政運営に努めます。

- ・ 効率的な財政の運営を図るため、庁費などの内部管理経費などの節減をはじめとする、徹底した経常経費の抑制に努めます。
- ・ 公営企業会計や特別会計については、健全で効率的な運営に努めます。

③課税の適正化と納税の推進

調査などを十分に行い、適正な課税に努めるとともに、納税者との納税相談を重ねながら納税意識の高揚を図り、滞納整理機構などと協力しながら町税の収納率向上に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
実質公債費比率	%	10.9	12.5	14.2
将来負担比率	%	28.9	151.2	106.6

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

◆第5節 地域間交流・国際交流の推進

■施策の目的

本町の出身者などで組織されている「ふるさと会」への支援と交流活動を推進するほか、町外から本町へ関わりを持つ交流人口^{*1}の拡大に努めます。

また、多文化共生に対する理解を深め、国際感覚を持つ人材の育成を図ります。

北方四島の早期返還に向け、啓発活動や返還運動、交流活動などを積極的に推進します。

■現状と課題

本町では地域間交流を通して、特産品や観光などの魅力発信、異なる文化や風土にふれ、広く見聞を深めることで「ふるさと はまなか」を再発見し、郷土愛を育む事業の実施などを行ってきました。また、本町の出身者などの組織として、「札幌ふるさと浜中会」や「首都圏ふるさと浜中会」が組織されており、ふるさとを慕う出身者と町とのきずなを強め、その結びつきを通じて、町を支える人脈づくりに努めてきました。

今後もこうした地域間交流を継続するとともに、人口減少社会においては交流人口や関係人口^{*2}の拡大により“浜中町のファン”を増やす取組を推進し、地域の活性化を図って

いく視点を加えていく必要があります。

また、人やモノ・情報の交流が世界的規模で行われる現代社会において、地域においても外国人観光客の増加や外国人の移住・就労など、国際化が進んでいます。こうしたことから、外国人の受入体制の整備や相互交流を通じた多文化共生の理解など国際感覚を持った人材の育成が必要となっています。

北方領土問題については、引き続き関係機関と連携し、町民意識の高揚を図り、早期返還に向けた運動を展開していく必要があります。また、恒久的な平和の実現に向け、非核平和の啓発活動を進める必要があります。

*1 交流人口…その地域に訪れる（交流する）人口のこと。対義語は「定住人口」。

*2 関係人口…地域に住んでいる「定住人口」や観光などで訪れる「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

■主要な施策と主要事業

地域間交流の推進

①ふるさと交流の推進
「ふるさと浜中会」の支援と交流活動に努め、本町のPRやまちづくりに活かします。また、他地域との交流事業や民間による地域間交流を促進し、交流人口や関係人口の拡大に努めます。

国際交流の推進

①国際交流の推進
国際理解教育や海外への研修を促進し、国際感覚を持つ人材の育成を推進します。また、外国人との相互交流を図り、多文化共生の理解を深め国際交流を推進します。

②国際化対応の推進

外国人に対応した外国語表記での情報提供に努めます。また、外国人への日本文化の理解促進を図ります。

非核平和の推進

①恒久平和の希求
「核兵器廃絶平和宣言の町」の理念のもと、平和意識の醸成や核兵器廃絶に向けた取組に努めます。

北方領土返還運動の推進

①北方領土返還運動の推進
北方領土早期返還に向けての喚起運動を関係機関との緊密な連携を図りながら進めます。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
交流事業の数（支援も含む）	件	7	7	7

◆第6節 広域行政の推進

■施策の目的

釧路管内や道東圏をはじめとした広域的な発展に向けたネットワークの構築や行政連携を進めます。

■現状と課題

経済の発展や社会基盤の整備により、経済活動や日常生活の範囲が拡大する現在において、行政も市町村の区域を越えた広域的な対応が必要となっています。また、急速に進む人口減少は、財政規模の縮小や人手不足など行政運営にも影響を及ぼし、より効率的で効果的な行政運営を広域的に進めることが必要となってきます。

本町ではこれまで、安定した物流や安全な移動に資する高規格道路整備の要望や釧路市を中核とした広域医療体制の整備、近隣市町村との観光ルートの形成など釧路管内や道東

圏での広域的なプロジェクトに参加し、取組を進めてきました。

今後は、人口減少社会を見据え、厳しい財政運営や人手不足などの対策として、行政の広域化を検討しなければなりません。また、公共交通ネットワークの維持や環境衛生、災害の復興支援など様々な分野で広域化による効率的・効果的な行政運営を検討していく必要があります。

さらに、行政職員などについても広域的な交流を促進し、ネットワークの形成に努めていく必要があります。

■主要な施策と主要事業

広域行政の展開

①広域行政体制の検討

効率的・効果的な行政運営を行うために、様々な分野での広域的な連携を検討します。

②広域連携事業の推進

広域で取り組むべき事業について、各種協議会などに参加し、課題解決のための事業を推進します。

③職員の広域的な交流の推進

職員の広域的な交流を推進し、ネットワークの充実に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	平成30年度	令和5年度	令和11年度
職員の広域的交流（期間累積）	人	1	2	4



笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ
自然とともに生きる
豊かな大地と海のまち はまなか



第4部 浜中町強靱化計画

- 第1章 国土強靱化の概要
- 第2章 浜中町強靱化の基本的考え方
- 第3章 脆弱性の評価
- 第4章 強靱化に向けた施策プログラム

第1章 国土強靱化の概要

◆第1節 国土強靱化の背景

国では、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下型地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなりました。

また、本町においても、太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、暴風雨・暴風雪・高潮などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっています。

こうした中、国においては、平成25年（2013年）12月に、「強くしなやかな国民

生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年（2014年）6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定され、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成27年（2015年）3月に策定するなど、今後の大規模自然災害に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されています。

◆第2節 浜中町強靱化計画の趣旨

本町は、昭和27年（1952年）3月4日の十勝沖地震津波、昭和35年（1960年）5月24日のチリ沖地震による津波をはじめ、平成5年（1993年）1月15日の釧路沖地震、平成6年（1994年）10月4日の北海道東方沖地震、平成15年（2003年）9月26日の十勝沖地震津波、平成23年（2011年）3月11日発生の東北地方太平洋沖地震津波などの、地震・津波被害をはじめとした大規模自然災害を数多く経験しており、防災・減災に対する町民の意識も高く、これまでも安全で安心なまちづくりを進めてきました。

今後想定される大規模自然災害から町民の

生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するためには、本町における自然災害に対する脆弱性を見つめ直し、事前防災や減災への取り組みについて継続していく必要があります。

こうした基本認識のもと、総合計画で掲げる「笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまちはまなか」の構築のために、各分野の個別計画を浜中町強靱化に関する指針とし、「強さとしなやかさ」を備えたまちづくりを進めていくこととします。

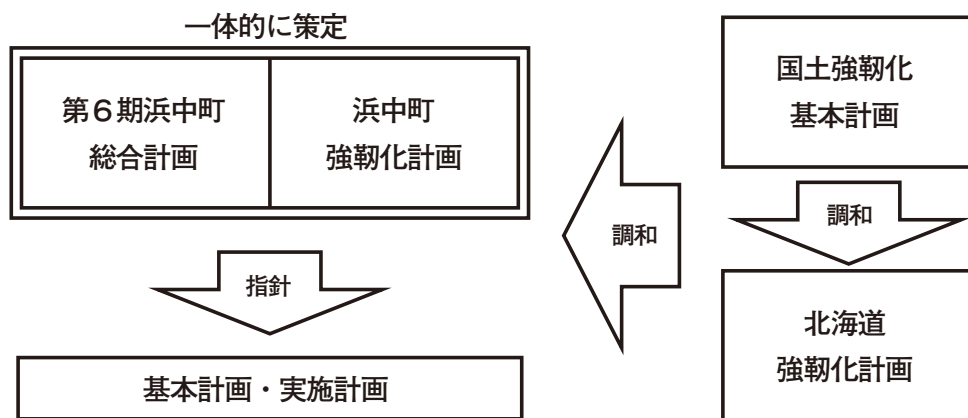
◆第3節 浜中町強靱化計画の趣旨

浜中町強靱化計画は、基本法第13条に基づき、国土強靱化地域計画として定めます。国土強靱化地域計画とは、国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となる計画であり、国における国土強靱化基本計画と調和を保って作成するものとなります。

本町では、第6期浜中町まちづくり総合計画と一体的に策定し、各分野における施策に

国土強靱化の観点を加えることにより、共通の指針として、自然災害リスクに対する地域社会の強靱化を行う計画として位置付けます。

また、北海道が策定した国土強靱化地域計画である「北海道強靱化計画」に示されている施策プログラムや釧路・根室地域での主な施策の展開方向と整合を図ることにより、国や北海道と調和した計画とします。



○根拠法令

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」

第4条 地方公共団体は、第2条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

◆第4節 推進の期間

推進期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要性があることから、浜中町強靱化

計画の推進期間は、総合計画の実施計画における前・後期の期間に合わせ概ね5年ごとに見直します。

◆第1節 想定する自然災害リスク

浜中町強靱化計画の対象となるリスクは、大規模自然災害を対象とします。また、大規模自然災害の範囲については、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対応すべきリスクの対象とします。

本計画で想定する主な自然災害リスクについては、北海道強靱化計画に示されている大規模災害のうち、本町に関連性のあるリスクについて、過去の被害状況や被害想定など、災害事象ごとの概略を以下に示します。

① 地震

根室沖、釧路沖、十勝沖の地震活動は極めて活発であり、M7クラス以上の地震が多数発生し、それに伴う地震・津波被害を受けています。

本町における昭和20年以降の地震による最大震度は、平成5年（1993年）1月15日の釧路沖地震による震度6及び平成6年（1994年）10月4日の北海道東方沖地震による震度6、平成15年（2003年）十勝沖地震によ

る震度6弱（震度階級変更）が最大です。

○太平洋沖における海溝型地震

- ・太平洋沖（根室沖）における30年以内にM7.8～8.5程度の地震発生確率は、80%程度
- ・十勝沖から択捉島沖を発生領域とする超巨大地震（17世紀型）は、発生が切迫している可能性が高い

② 津波

釧路・根室地方で観測した津波は、主なもので昭和27年（1952年）3月4日の十勝沖地震津波から平成15年（2003年）9月26日の十勝沖地震津波まで6回あり、昭和35年（1960年）5月24日のチリ沖地震では、津波高4.3mで最大の被害を受けています。

また、平成23年（2011年）3月11日発生の東北地方太平洋沖地震により、大津波警報が発表され、チリ沖地震津波以降最大規模（気象庁発表津波高：霧多布港最大2.6m）の津波により被害を受けています。

北海道は、平成24年（2012年）6月28日に東日本大震災の教訓を踏まえ、太平洋沿岸の津波浸水予測図を改訂しました。その中で、本町のほとんどの沿岸で、最大水位が15mを越えるとされています。

○太平洋沖における海溝型地震による津波

- ・釧路沖、根室沖を含む太平洋沖の海溝型地震で、最大クラスの津波が発生した場合、想定される沿岸最大水位は、琵琶瀬で34.6m、渡散布で30.6m、藻散布で27.2m等と予想

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

③ 豪雨／暴風雨／高潮

平成18年（2006年）10月7～8日の低気圧や平成25年（2013年）9月16～17日の台風18号による大雨、暴風被害、平成27年（2015年）10月8日の台風23号による暴風被害などにより、町道流失や家屋、牛舎、公共施設等の損壊などの被害を受けています。

○台風や低気圧による大雨、暴風雨、高潮
・近年増加傾向にある、勢力を保ったまま接近する台風や急速に発達する低気圧に伴う大雨による浸水や暴風による建物等の破損被害、高潮による被害

④ 豪雪／暴風雪

寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生しています。平成25年（2013年）には、道東を中心とした暴風雪により9名の死者を出す事案が発生し、本町においても、国道44号をはじめ暴風雪によ

る交通障害が度々発生しています。
○低気圧による暴風雪
・近年増加傾向にある急速に発達する低気圧に伴う大雪や暴風雪による死傷者の発生や建物等の損壊被害、交通障害による集落の孤立や産業への影響

◆第2節 浜中町強靱化計画の推進目標

本町における地域強靱化を推進する上での目標を、国の基本計画や北海道強靱化計画の「基本目標」、「事前に備えるべき目標」に即し、

本町の現状や災害の切迫性等に応じて次のように定めます。

I 基本目標

いかなる災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小にとどめること。
- ④ 迅速に復旧復興がなされること。

II 事前に備えるべき目標

- ① 大規模災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- ② 大規模災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
- ③ 大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する。
- ④ 大規模災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク、情報通信機等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- ⑤ 大規模災害発生後であっても、必要不可欠な経済活動を維持する。
- ⑥ 制御不能な二次災害を発生させない。
- ⑦ 迅速かつ円滑な復旧・復興活動を確保する。

第3章

脆弱性評価

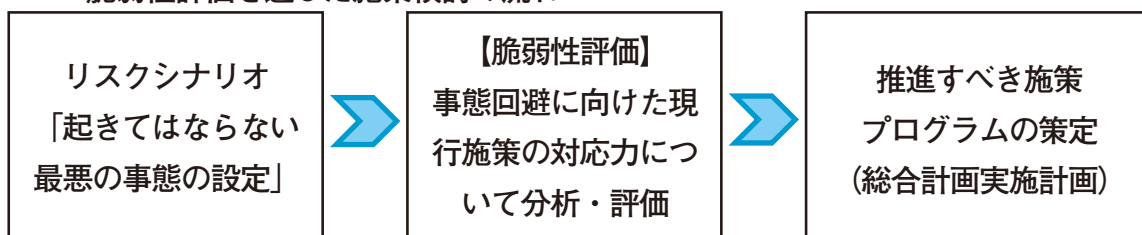
◆第1節 脆弱性評価の考え方

大規模災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、地域強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえ

た施策の推進方針が示されています。

本町としても、本計画に掲げる地域強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



◆第2節 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」との調和を図り、「備えるべき目標」として7つの目標を設定し、その妨げとなるものとして、18項目の「起きてはならない最悪の事態」を本町の特性を踏まえたものとして設定しました。

備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	人命の保護	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2	大規模津波等による死傷者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6	情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3	被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1	町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1	エネルギー供給の停止
		4-2	食料の安定供給の停滞
		4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1	供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6	二次災害の抑制	6-1	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

◆第3節 脆弱性評価の手順

前項で定めた18項目の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に

向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行い、地域の弱点を洗い出すことが脆弱性の評価になります。

◆第4節 脆弱性評価の結果

1 人命の保護

【1-1】地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【1-1-1】住宅・建築物等の耐震化

(住宅・建築物等の耐震化)

○公営住宅については、第二次浜中町公営住宅等長寿命化計画に基づき耐震改修を計画的に進める必要があります。また、民間住宅については、住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震）に基づき浜中町既存住宅耐震改修費補助金交付事業を実施していますが、国の補助を受け実施しているため要件が厳しく補助実績が無いことから、安心住まいの促進事業など

による町独自の補助制度を検討する必要があります。

(公共施設の耐震化)

○小・中・高等学校や医療施設、社会教育施設など不特定多数の集まる施設の耐震化については、計画的な耐震化が進められていますが、今後老朽化が進む施設の大規模改修や用途廃止した施設の除却などを浜中町公共施設等総合管理計画や浜中町公共施設長寿命化計画を基に進める必要があります。

【1-1-2】建築物の老朽化対策

(建築物の老朽化対策)

○民間住宅については、安心住まいの促進事業により新築・リフォームに対し助成を行うことにより、住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上が図られています。また、浜中町空家等対策計画を策定し、管理不全な状態となった空家等に対する措置について必要な事項を定めています。今後、この計画に沿って町民の生活環境

に対する重大な損害の発生防止に取り組む必要があります。

(公共施設の老朽化対策)

○公共施設については、浜中町公共施設等総合管理計画に基づき、利活用や統廃合を進めるとともに、浜中町公共施設長寿命化計画に基づき、維持管理や改修費用の平準化を行いながら長寿命化を進める必要があります。

【1-1-3】避難場所等の指定・整備

(避難場所の指定・整備)

○浜中町地域防災計画に基づき避難場所や避難所を指定しています。また、津波防災避難訓練の実施により指定避難場所へ

の実践的な避難訓練を実施しています。今後は、どこにいても最寄りの避難場所が分かるよう周知を行うとともに、様々な自然災害を想定した避難場所の整備を進める必要があります。

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ

自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

【1-1-4】緊急輸送道路等の整備

(緊急輸送道路等の整備)

○緊急輸送道路や津波避難路は、地震直後から発生する緊急輸送や津波避難を円滑かつ確実に進めるために必要不可欠な道

路であることから、国や北海道、他市町村と連携して整備に取り組む必要があります。また、被災時の動線確保のため沿道建築物の耐震点検を行う必要があります。

【1-2】大規模津波等による死傷者の発生

【1-2-1】津波避難体制の整備

(津波避難計画の策定)

○津波災害に対し、地震・津波発生直後から2～3日の間、住民の生命、身体の安全を確保するための浜中町津波避難計画を策定しています。今後、国や北海道により新たな津波浸水想定の設定がなされた時には、適宜計画の改定を進める必要があります。また、役場新庁舎の建設に伴い見直しが必要となります。

(津波ハザードマップの作成)

○津波ハザードマップについては、数十年ごとに発生すると想定される津波及び数千年に一回程度発生すると想定される最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成し、町内全戸に配布をしています。今後、国や北海道により新たな津波浸水想定の設定がなされた時には、ハザードマップの見直しや避難体制の再整備が必要となります。

(津波避難施設の整備)

○浜中町地域防災計画に基づき避難場所や避難所を指定しており、津波災害の際は避難が必要な町民を受入可能な収容能力を確保しています。また、避難所まで距離のある地区においては一時的な避難を支援するため高台に防災コンテナを配置し、食料や飲料、防災資機材等の備蓄を

しています。今後も地域の実情に応じた整備を行う必要があります。

(津波避難道路の整備)

○本町は高台まで距離のある地区があり、車での避難が想定されています。浜中町津波避難計画に位置付けられた避難目標地点までの避難を円滑かつ確実に実施するため、同計画に位置付けられた津波避難路の2車線化や交点の改修などの整備を進めるとともに、津波避難路上の橋梁については、「浜中町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型の修繕及び耐震補強を行う必要があります。

(避難誘導に係る表示板等の設置)

○避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置については、津波避難場所に津波避難場所表示板を設置するとともに、海拔表示板を設置しています。今後、浜中町津波避難計画等に基づき、避難場所の周知や津波避難場所の見直しに伴う表示板の設置等について計画的に進める必要があります。

(避難行動要支援者の避難対策)

○災害対策基本法に基づき「避難行動要支援者名簿」を整備し、町内会・自治会・民生児童委員に名簿提供しています。また、消防や警察と協力連携の上、災害時の安否確認・避難支援等を実施していま

すが、津波は一刻も早い高台への避難が求められることから、要支援者の避難とともに支援者の安全確保も必要なことか

ら、運用について検討を深める必要があります。

【1-2-2】 海岸保全施設等の整備 (海岸保全施設等の整備)

○本町は、過去幾度となく津波災害に襲われています。現在、霧多布港海岸防潮堤嵩上改良事業や建設・漁港海岸保全事業

(津波・高潮対策事業)により、L 1 津波*に対する対策を行っています。今後も国や北海道と連携して事業を進める必要があります。

【1-3】 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【1-3-1】 河川改修等の治水対策 (河川改修等の治水対策)

○洪水や高潮その他による水災を警戒・防御し、被害を軽減するための組織及び活動を浜中町地域防災計画で定めています

が、ノコベリベツ川等大雨による浸水害に対応したハザードマップが整備されていないため、作成について検討する必要があります。

【1-4】 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【1-4-1】 暴風雪時における道路管理体制の強化 (暴風雪時における道路管理体制)

○除雪するために除雪出動基準を定め、道路パトロールにより道路交通状況や降雪状況の確認を行うことで効果的な道路管

理体制の整備を進めています。また、暴風雪時の車の立往生などを防止するためにも、暴風雪時の外出についての注意喚起や通行止め箇所等を防災行政無線により町民に情報提供を行っています。

【1-4-2】 除雪体制の確保 (除雪体制の確保)

○緊急輸送道路や避難路については、国や北海道などの関係機関も含め優先的な除雪体制を確立していますが、一般道路については、除雪作業の遅滞が懸念されています。町道においては、安定した除雪体制を構築するため、町所有機械貸与業

者2社と町内業者6社で効率的な除雪を進めています。除雪車両の老朽化や除雪事業者確保について課題があります。今後は、除雪車両の計画的修繕や老朽化した除雪機械の更新を適切に行うとともに、除雪事業者の確保について取り組む必要があります。

* L 1 津波…レベル1 津波。発生頻度が高く、津波高は低い大きな被害をもたらす津波。L 1 は、数十年から百数十年に一度程度、L 2 は数百年から千年に一度の頻度で発生するレベルの津波の基準。

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

【1-5】積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【1-5-1】 冬季も含めた帰宅困難者対策
(公共交通機関の運行停止時による帰宅困難者対策)

○積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然環境を踏まえ、地域における移動困難者

対策が必要であり、一時避難場所の確保や周知など、冬季も含めた帰宅困難者の避難対策の取り組みを進める必要があります。

【1-5-2】 積雪寒冷を想定した避難所等の対策
(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

○積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然

環境を踏まえ、避難所における冬季防寒対策として毛布、ストーブ等の資機材の備蓄を進めており、今後も確保に努める必要があります。

【1-6】情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【1-6-1】 関係機関の情報共有化
(災害時における情報連絡体制の確保)

○衛生携帯電話や無線機の適宜更新を行い、津波防災避難訓練などで情報伝達訓練を行うことで、迅速かつ的確な情報伝達が

行えるよう訓練する必要があります。
(防災情報共有システムの運用)

○災害時優先電話や衛星携帯電話、北海道防災情報システムを活用して関係機関との情報共有を今後一層図る必要があります。

【1-6-2】 住民等への情報伝達体制の強化
(住民等への情報伝達体制の強化)

○全国瞬時警報システム(Jアラート)を利用して防災行政無線を自動的に起動し、住民へ速やかに地震発生等の情報を周知、伝達しています。今後は、スマートフォンなどの端末から防災行政無線を放送できる仕組みなど防災行政無線以外の多様な通信機器からの伝達方法についても考える必要があります。

(地域コミュニティの強化)

○災害時には「自助」や「公助」とともに「共助」として地域コミュニティによる住民間のつながりが不可欠であることから、一番身近な組織である自治会・町内会への加入促進の取組や、学校や地域が一体となった活動など地域ぐるみの防災や減災へ向けた取組を支援する必要があります。

【1-6-3】 避難行動要支援者対策

○災害対策基本法に基づき「避難行動要支援者名簿」を整備し、自治会・町内会や民生児童委員に名簿提供しています。また、消防や警察と協力連携の上、災害時

の安否確認・避難支援等を実施していますが、迅速・確実な情報伝達のため、今後も名簿の更新や整理、運用について検討する必要があります。

【1-6-4】地域防災活動、防災教育の推進 (地域防災活動の推進)

○毎年5月24日の津波防災避難訓練や防災講演会、避難所運営研修会などを開催し、防災に関する知識及び技能の向上と、住民に対する防災意識の啓発を図っています。今後は、避難訓練の継続と町民が参加しやすい仕組みづくりを進める必要があります。また、地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防本部との災害時情報共有体制の向上及び大規模自然災害を想定した教育訓練の

さらなる実施や装備品の充実等が必要です。

(防災教育の推進)

○海岸地区にある保育所、小・中・高等学校で津波避難訓練を実施しているほか、高校生が防災紙芝居を作成し、小学校での読み聞かせの実施や被災体験者の経験談を聞くなど、各学校で過去の津波被害を教訓とした防災教育を実施しています。今後も過去の教訓が活かせるよう継続実施していく必要があります。

2 救助・救急活動等の迅速な実施

【2-1】被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【2-1-1】物資供給等に係る連携体制の整備

(物資供給等に係る連携体制の整備)

○釧路管内8市町村防災基本協定をはじめ、民間団体も含め13の協定を締結し、物資や燃料等の供給について広域的に相互

の協力体制を構築しています。また、学校給食センターを改築し、緊急時には炊き出しが行えるよう整備しました。今後も様々な協定を検討するほか、停電時でも施設が的確に運用できるよう検討する必要があります。

【2-1-2】非常用物資の備蓄促進 (非常用物資の備蓄促進)

○避難所や防災備蓄庫に食糧や飲料水、毛布等の非常用物資を備蓄していますが、

すべてを賄いきれないので、各家庭や企業等においても最低3日間程度の備蓄を奨励していく必要があります。

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

【2-2】消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【2-2-1】防災訓練等による救助・救急体制の強化

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 町が行う津波防災避難訓練や防災事業などの様々な機会を通じ、消防、警察、自衛隊、行政等の関係機関の連携体制を確

認しており、今後も迅速な災害対応への錬度を高めていく必要があります。また、役場新庁舎に併設される防災広場の活用方法について、協議や訓練を進める必要があります。

【2-2-2】救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 災害時にも消防や警察、自衛隊、行政等の関係機関が迅速・正確に連絡が取れるよう連絡体制の強化と通報訓練が必要です。また、日赤浜中町分区など救助・救急活動の側面支援を行う団体への支援や連携体制の構築も必要です。さらに、様々

な災害に対応できる資機材の整備や備蓄場所の検討が必要となります。

(応急手当の普及啓発)

- 大規模自然災害時には、負傷者が多数となり消防による救助・救急活動が遅れる可能性があることから、現在実施している消防による救急救命講習などの活用により、町民に対し応急手当の普及を図る必要があります。

【2-3】被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【2-3-1】被災時の医療支援体制の強化

(被災時の医療支援体制の強化)

- 浜中診療所は津波浸水予想区域にあるため、被災時には状況に応じた適切な医療

救護活動を実施するために、医療施設及び行政関係者間で災害時医療に係る支援体制の構築を図ることが必要です。

【2-3-2】災害時における福祉的支援

(災害時における福祉的支援)

- 災害に備えた地域防災体制づくりを進め、自治会・町内会や警察、消防等の関係機関との情報の共有化を図ることで、高齢

者や障がい者などの要配慮者の安全の確保や、要配慮者のうち災害時の避難等に支援が必要な避難行動要援護者への支援、受入先の確保などの拡充を図る必要があります。

【2-3-3】防疫対策

(防疫対策)

○災害発生時には、速やかな感染症予防対策が必要であり、感染症の発生及び避難所内における感染症の蔓延等を防止するためには、平時からの感染症対策として定期的な予防接種を実施することが重要

です。また、感染症防止のための資機材の整備について検討する必要があります。

(応急トイレの整備)

○災害発生時の避難場所等におけるトイレの確保は、衛生上重要な問題であるため、簡易トイレや災害用トイレ袋などの備蓄に努める必要があります。

3 行政機能の確保

【3-1】町内外における行政機能の大幅な低下

【3-1-1】行政の業務継続体制の整備

(災害対策本部機能の強化)

○災害対策本部については、職員の不在などにより柔軟に体制を構築する必要があることから、順序や職員の参集基準、通信手段の確保などを明確にするとともに、訓練において機能の検証する必要があります。

(行政の施設機能維持、業務継続体制整備)

○行政の施設機能維持のため役場新庁舎を

高台に移転し、防災機能を強化するとともに、既存公共施設の耐震化や停電対策を行っています。今後は、職員が被災した場合においても、町民生活や社会経済活動に対する最低限の行政サービスを継続し、町民の生命、身体及び財産の保護並びに町内の経済活動への影響を最小限に抑えることを目的に業務継続計画（BCP）*の策定を検討する必要があります。

【3-1-2】広域応援・受援体制の整備

(広域応援・受援体制の整備)

○災害時の災害応急体制の確保を図るために、釧路管内8市町村防災基本協定を締

結していることから、その効果的な運用を行うために受援体制の構築を図る必要があります。

4 ライフラインの確保

【4-1】エネルギー供給の停止

【4-1-1】再生可能エネルギーの導入拡大
(再生可能エネルギーの導入拡大)

○再生可能エネルギーは、災害時における既存エネルギーの供給停止に代わるエネルギーとしての活用の期待も高まっていることから、地域の特性を生かし、蓄電との組み合わせによる様々な再生可能エ

ネルギーの導入拡大を推進していく必要があります。

*業務継続計画（BCP）…災害発生時などに資源（人や物、情報等）に制約がある状況下でも適切に業務を進めるために備えておく計画のこと。

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

【4-1-2】石油燃料等供給の確保

(石油燃料等供給の確保)

○釧路管内8市町村防災基本協定をはじめ、民間団体も含め13の協定を締結し、物

資や燃料等の供給について広域的に相互の協力体制を構築しています。今後も災害時において連携できる協定を積極的に締結し体制を強化する必要があります。

【4-2】食料の安定供給の停滞

【4-2-1】食料生産基盤の整備

(農業・漁業の担い手確保)

○農業・水産業は、高齢化や後継者不足などの大きな課題を抱えており、担い手の減少は地域食材の供給減や食料自給率の低下にも繋がることから、次世代の担い手育成や確保に対する支援を進める必要があります。

(農業・漁業の生産基盤の確保)

○農業・水産業における生産者の経営安定化を図るために農業基盤整備や水産資源の増大のための漁場整備等に取り組んでいることから、今後も生産量増加を図るとともに、災害に強い農地や港湾、漁港施設等の生産基盤整備について進める必要があります。

【4-3】上下水道等の長期間にわたる機能停止

【4-3-1】水道施設等の防災対策

(水道施設等の防災機能の強化)

○水は、生活に必要不可欠であるほか、産業活動を支える重要なライフラインで、災害時にも安定的に供給する必要があります。そのため発災後に低下した水道機能を速やかに復旧させる必要があり、危機管理体制の強化のため、今後も応急給水・応急復旧に係る体制の構築と受援体

制の整備に向けてさらなる強化を図る必要があります。

(水道施設等の耐震化、老朽化対策)

○災害時においても、水の安定的な供給のため、水道ビジョン計画で示す基幹管路及び施設の耐震化改修及び更新（水道施設耐震化更新事業）を計画的に進める必要があります。

【4-3-2】下水道施設等の防災対策

(下水道施設等の耐震化、老朽化対策)

○下水道は、上水道と同じく生活に必要不可欠であるほか、産業活動を支える重要なライフラインで、公衆衛生を確保する

上でも災害時にも安定的に機能する必要があります。そのため下水道ストックマネジメントにより、計画的な耐震化、老朽化対策を進める必要があります。

【4-4】町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【4-4-1】交通ネットワークの整備

(交通ネットワークの整備)

- 災害時には、救難救急活動や物資供給が見込まれることから、災害に強い高規格

道路の早期建設の要望やそこから市街地へ連絡する道路の整備について平時から継続して行う必要があります。

【4-4-2】道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策

(道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策)

- 道路は、災害時には迅速な避難や救難救急活動、物資輸送に必要なことから、橋梁、道路付属物等の定期的な点検を実施

し、各施設の健全性を確認するとともに、損傷が確認された施設について、「浜中町橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、予防保全型の修繕を実施する必要があります。

【4-4-3】港湾・漁港の機能強化

(港湾・漁港の機能強化)

- 霧多布港及び各漁港については、災害時に海上からの緊急物資や救難支援の人員

輸送に活用される可能性があることから、施設について耐震化、耐津波化を国や北海道と連携して進める必要があります。

5 経済活動の機能維持

【5-1】供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【5-1-1】企業の業務継続体制の強化

(企業の業務継続体制の強化)

- 災害を想定した中小企業の業務継続計画策定の奨励や平時からの経営体質・基盤

の強化を促進するため、後継者対策をはじめ各業種関係団体と連携しながら企業支援する必要があります。

【5-1-2】被災企業等への金融支援

(被災企業等への金融支援)

- 国や北海道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等

の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに情報提供を行う必要があります。

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

6 二次災害の抑制

【6-1】農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【6-1-1】森林、湿原の保全

(森林の整備・保全)

○災害等に起因する森林の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える問題となります。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、林業の担い手確保や造林、間伐等の森林整備や林道等の道路網整備を計画的に推進する必要があります。また、森林の食害を減らすため、ハンターの確保や育成を

行いエゾシカ被害の防除を進める必要があります。

(湿原の保全)

○霧多布湿原は、国の天然記念物に指定され、ラムサール条約登録湿地への登録や北海道遺産に認定されるなど、多様な野生生物の重要な生育・生息地であるほか、水質浄化機能や大雨の際に河川の水を一時的に貯留する遊水機能など、町民の生活環境の保全にも重要な役割を担っており、今後も保全活動を推進する必要があります。

【6-1-2】農地・農業水利施設等の保全管理

(農地等の保全管理)

○基幹的な水利施設は農業に不可欠な基本インフラであり、農業生産力を支える重要な役割を担っています。本町では、農地・水保全多面的機能支払事業等により、かんがい排水事業等を展開し、農地の生産環境を保全してきました。今後も老朽

化等の施設更新を適宜図っていく必要があります。

(農業用水道の保全管理)

○かんがい排水事業用水施設管理事業や地域水道管理事業により、農村地区への安定した水の供給を図ってきました。今後も適正な施設管理により安定した水の供給に努める必要があります。

7 迅速な復旧・復興等

【7-1】災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【7-1-1】災害廃棄物の処理体制の整備

(災害廃棄物の処理体制の整備)

○災害時においては、通常廃棄物と併せて莫大な量の災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が求められます。本町では焼却施設が無く、根室市に搬入しているため、広域的な受け入れについて協議をする必要があります。また、町内の処理施設につ

いても平時における体制の整備を進めるほか、災害時の処理について災害廃棄物処理計画の策定を検討する必要があります。

【7-2】復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【7-1-2】災害対応に不可欠な建設業との連携

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

○災害からの早期復旧には、建設業者との連携が不可欠ことから浜中町建設業協会と協定を締結しています。今後は、情報共有など連携を深め災害応急対策等を円滑に進めることで、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図る必要があります。

(建設業の担い手の確保)

○減少する建設業就業者及び技能労働者について、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策を支援する必要があります。

第4章 強靱化に向けた施策

◆第1節 強靱化の推進に向けた分野の設定

18項目の「起きてはならない最悪の事態」ごとに行った脆弱性評価の結果をもとに、これを回避するために取り組むべき施策を検討しました。

取り組むべき施策については、第6期浜中町まちづくり総合計画の6つのまちづくり基本目標に基づき、分野を設定します。

《設定する分野（まちづくり基本目標）》

- ① 【産業】 産業の垣根を越えて、みんなで築きあげる活力あるまちづくり
- ② 【自然・環境】 自然を守り未来につながる住みよいまちづくり
- ③ 【防災】 災害に強く町民によりそったまちづくり
- ④ 【福祉・医療】 子どもから大人まで安心して暮らせる未来のまちづくり
- ⑤ 【教育・文化】 豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し続ける人づくり
- ⑥ 【まちづくり・行財政】 地域とともに歩む創意に満ちたまちづくり

◆第2節 各分野の強靱化に向けた施策

総合計画の各分野（まちづくりの基本目標）における施策と脆弱性評価で設定した18項目の「起きてはならない最悪の事態」の関係を124ページからの表（マトリクス）の通り整理しました。

強靱化に向けた施策については、「第6期浜中町まちづくり総合計画」における基本計画及び実施計画に位置付けることで、具体性をもった着実な取組とします。

◆第3節 施策プログラムの重点化

施策を推進するに当たっては、「北海道強靱化計画」における釧路・根室地域の主な施策の展開方向に資する政策や本町の現状や災害の切迫性等に応じて次の施策プログラムを重点化します。

※ は、重点化項目です。

備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		施策プログラム
1	人命の保護	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	【1-1-1】住宅・建築物等の耐震化
				【1-1-2】建築物の老朽化対策
				【1-1-3】避難場所等の指定・整備
				【1-1-4】緊急輸送道路等の整備
		1-2	大規模津波等による死傷者の発生	【1-2-1】津波避難体制の整備
				【1-2-2】海岸保全施設等の整備
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	【1-3-1】河川改修等の治水対策
		1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	【1-4-1】暴風雪時における道路管理体制の強化
				【1-4-2】除雪体制の確保
		1-5	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	【1-5-1】冬季も含めた帰宅困難者対策
				【1-5-2】積雪寒冷を想定した避難所等の対策
2	救助・救急活動等の迅速な実施	1-6	情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	【1-6-1】関係機関の情報共有化
				【1-6-2】住民等への情報伝達体制の強化
				【1-6-3】避難行動要支援者対策
				【1-6-4】地域防災活動、防災教育の推進
		2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	【2-1-1】物資供給等に係る連携体制の整備
				【2-1-2】非常用物資の備蓄促進
		2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	【2-2-1】防災訓練等による救助・救急体制の強化
				【2-2-2】救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備
		2-3	被災地における医療・福祉機能等の麻痺	【2-3-1】被災時の医療支援体制の強化
				【2-3-2】災害時における福祉的支援
				【2-3-3】防疫対策
3	行政機能の確保	3-1	町内外における行政機能の大幅な低下	【3-1-1】行政の業務継続体制の整備
				【3-1-2】広域応援・受援体制の整備

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ
自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

4	ライフラインの確保	4-1	エネルギー供給の停止	【4-1-1】再生可能エネルギーの導入拡大
				【4-1-2】石油燃料等供給の確保
		4-2	食料の安定供給の停滞	【4-2-1】食料生産基盤の整備
		4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止	【4-3-1】水道施設等の防災対策
				【4-3-2】下水道施設等の防災対策
		4-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	【4-4-1】交通ネットワークの整備
				【4-4-2】道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策
				【4-4-3】港湾・漁港の機能強化
5	経済活動の機能維持	5-1	供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	【5-1-1】企業の業務継続体制の強化
				【5-1-2】被災企業等への金融支援
6	二次災害の抑制	6-1	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	【6-1-1】森林、湿原の保全
				【6-1-2】農地・農業水利施設等の保全管理
7	迅速な復旧・復興等	7-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	【7-1-1】災害廃棄物の処理体制の整備
		7-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足	【7-1-2】災害対応に不可欠な建設業との連携

◆第4節「起きてはならない最悪の事態」と 総合計画との対照表 マトリクス			人 命 の 保 護					
基本 目 標	施 策 の 大 綱	主 要 な 施 策	1-1 地震等による建築物等の 大規模倒壊や火災に伴う 死傷者の発生	1-2 大規模津波等による死傷 者の発生	1-3 水 つ 異 常 気 象 等 に よ る 広 域 か つ 長 期 的 な 市 街 地 等 の 浸 水	1-4 暴風雪及び豪雪による交 通途絶等に伴う死傷者の 発生	1-5 積雪寒冷を想定した避難 体制等の未整備による被 害の拡大	1-6 情報伝達の不備・途絶等 による死傷者の拡大
【産業】 産業の垣根を越えて、 みんなで築きあげる活力あるまちづくり	農業の振興	生産基盤の整備	●					
		自然と調和した農業の展開						
		担い手の育成・確保						
		6次産業化及び地産地消の推進						
	林業の振興	森林の整備と木材普及						
		鳥獣被害防止対策の推進						
		林業従事者の育成・確保						
	水産業の振興	漁業生産の安定						
		漁業基盤の強化	●					
		消費者志向に即した水産業の推進						
		魅力ある漁村づくり						
	商工業の振興	商工業活性化対策の推進						
		商工業活動の促進						
		地域ブランド化の推進						
	観光業の振興	ホスピタリティの充実				●		●
		観光客誘致に向けた活動推進						●
【自然・環境】 自然を守り未来につながる住みよいまちづくり	土地利用	計画的な土地利用の推進						
		地籍情報の補完						
	自然保全・景観形成	自然環境の保全						●
		自然エネルギーの利活用と省エネの推進						
	環境保全・環境衛生	ゴミ処理対策の推進						
	公園・緑地・墓地整備	公園・緑地の整備	●	●	●			
	交通安全・防犯対策	防犯対策の推進						●
	住宅・住環境の整備	快適な町営住宅の供給	●					
		地域にあった住環境の整備	●					
		空家等の適切な管理の推進	●					
	情報通信の整備	情報通信の整備	●	●	●	●	●	●
	道路・交通網の整備	主要幹線道路の整備	●	●	●	●	●	
		生活道路の整備	●	●	●	●	●	
		快適で安全な道路環境の整備	●	●	●	●	●	
		公共交通網の整備						
	上・下水道の整備	水道事業の基盤強化						
		下水道施設の維持管理						
		し尿等の適切な処理						
【防災】 災害によりそったまちづくり	町土の保全	治山の推進			●			
		治水の推進			●			
		海岸保全の推進	●	●				
	防災体制の整備	防災対策の推進	●	●	●	●	●	●
		防災意識の向上	●	●	●	●	●	●
		避難体制の整備	●	●	●	●	●	●
		行政機能の確保	●	●	●	●	●	●
		消防体制の整備	●	●	●	●	●	●
	消防・救急体制の整備	救急体制の整備	●	●	●	●	●	●

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ

自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

※「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組がある施策の欄に「●」を記しています。
※ は、重点化項目です。

救助・救急活動等の迅速な実施			行政機能の確保	ライフラインの確保				経済活動の機能維持	二次災害の抑制	迅速な復旧・復興等	
2-1	2-2	2-3	3-1	4-1	4-2	4-3	4-4	5-1	6-1	7-1	7-2
被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	被災等による救助・救急活動の停滞	被災地における医療・福祉機能等の麻痺	町内外における行政機能の大幅な低下	エネルギー供給の停止	食料の安定供給の停滞	上下水道等の長期間にわたる機能停止	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足
					●				●		
					●				●		
					●				●		●
					●				●		
									●		
									●		●
					●				●		●
					●				●		
					●				●		
					●			●			●
					●			●			●
									●	●	
									●	●	
				●							●
										●	
	●		●								
	●	●			●		●	●			
	●	●			●		●	●			
					●						
							●				
●						●					
●						●					
						●					
										●	
									●		
									●		
●	●	●	●			●					
											●
	●		●								
●	●	●	●								●
●	●	●	●								●

第4部

浜中町強化計画

第4章

強靱化に向けた施策

◆第4節「起きてはならない最悪の事態」と 総合計画との対照表 マトリクス			人 命 の 保 護					
基 本 目 標	施 策 の 大 綱	主 要 な 施 策	1-1 地震等による建築物等の 大規模倒壊や火災に伴う 死傷者の発生	1-2 大規模津波等による死傷 者の発生	1-3 水 つ 異 常 気 象 等 に よ る 広 域 か つ 長 期 的 な 市 街 地 等 の 浸 水	1-4 暴 風 雪 及 び 豪 雪 に よ る 交 通 途 絶 等 に 伴 う 死 傷 者 の 発 生	1-5 積 雪 寒 冷 を 想 定 し た 避 難 体 制 等 の 未 整 備 に よ る 被 害 の 拡 大	1-6 情 報 伝 達 の 不 備 ・ 途 絶 等 に よ る 死 傷 者 の 拡 大
【福祉医療子どもから大人まで安心し暮らせる未来のまちづくり】	地域福祉	地域で支え合う基盤体制の確立						●
	高齢者福祉	介護予防・日常生活支援総合事業の推進						●
	障がい者（児）福祉	安心な日常生活支援の充実						●
	子育て支援・児童福祉	保育の充実	●	●				●
	医療体制の整備	地域医療の充実	●	●				●
		広域・救急医療体制の確立						●
【「教育文化」豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し続ける人づくり】	学校教育の充実	教育内容の充実						●
		教育環境の整備	●	●				●
		学校給食の充実						
		高等学校教育の充実	●	●				●
	社会教育の推進	青少年期教育の充実						●
		成人期教育の充実						●
		高齢期教育の充実						●
		学習拠点の充実	●	●				●
	芸術・文化活動の推進	文化財の保護・保全						●
	スポーツの振興	スポーツ施設の充実	●	●				●
【「まちづくり行政」地域とこもに歩む創意に満ちたまちづくり】	町民との共創によるまちづくり	まちづくりへの町民参加の推進		●				●
		広報・広聴活動の充実	●	●	●	●	●	●
	コミュニティ活動の推進	主体的コミュニティ活動の推進	●	●				●
	開かれた行政運営の展開	行政運営の充実	●	●	●	●	●	●
		庁舎等の環境改善	●	●				●
	健全な財政運営の推進	健全な財政運営の推進	●	●	●	●	●	●
	地域間交流・国際交流の推進	国際交流の推進						●
	広域行政の推進	広域行政の展開						

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

※「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組がある施策の欄に「●」を記しています。
※ は、重点化項目です。

救助・救急活動等の迅速な実施			行政機能の確保	ライフラインの確保				経済活動の機能維持	二次災害の抑制	迅速な復旧・復興等	
2-1	2-2	2-3	3-1	4-1	4-2	4-3	4-4	5-1	6-1	7-1	7-2
被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	被災等による救助・救急活動の停滞	被災地における医療・福祉機能等の麻痺	町内外における行政機能の大幅な低下	エネルギー供給の停止	食料の安定供給の停滞	上下水道等の長期間にわたる機能停止	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足
		●									
		●									
		●									
		●									
	●	●	●								
	●	●	●								
●					●						
											●
●		●									
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●				●		●					
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●		●	●		●	●

第4部

浜中町強靱化計画

第4章

強靱化に向けた施策



笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ
自然とともに生きる
豊かな大地と海のまち はまなか



第5部 資料編



諮 問

浜 企 画
令和元年10月16日

浜中町総合計画策定審議会
会長 栗 本 英 彌 様

浜中町長 松 本 博

第6期浜中町まちづくり総合計画基本構想について（諮問）

浜中町では、平成22年度に「第5期浜中町新しいまちづくり総合計画」をスタートさせ、基本構想に掲げる本町の将来像「生命支える大地と海 自然と調和するまち・はまなか ～未来につなごう豊かな環境～」の実現に向け、基本計画・実施計画に基づき各種施策を展開しながら、まちづくりを進めてまいりました。

この間、本町を取り巻く社会経済情勢は人口減少や少子高齢化の進行、経済の低迷、大規模自然災害への対応など急速に変化しており、新たな時代に向けた諸課題への対応が求められています。

このような状況の下、現総合計画が令和元年度で終了いたしますことから、令和2年度を始期とする「第6期浜中町まちづくり総合計画」を策定いたします。

第6期浜中町まちづくり総合計画の策定にあたり、浜中町総合計画策定審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に基本構想について諮問いたします。

答 申

令和元年12月2日

浜中町長 松 本 博 様

浜中町総合計画策定審議会
会長 栗 本 英 彌

第6期浜中町まちづくり総合計画基本構想について（答申）

令和元年10月16日付けで諮問ありました第6期浜中町まちづくり総合計画基本構想について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり附帯意見を添えて答申します。

今後、総合計画で示す将来像の実現に向けて、当計画に掲げる様々な施策が的確に推進されることを期待します。

記

第6期浜中町まちづくり総合計画基本構想については、今後の本町の目指す将来像と、その実現に向けた目指すべき方向性を明らかにしており、概ね妥当と判断します。

（附帯意見）

- 1 第6期浜中町まちづくり総合計画の推進にあたっては、取組内容や進捗状況などを分かりやすく町民に情報発信し、広く情報共有がされるよう要望します。
また、実施した施策や事業の効果を検証する評価組織の設置を提案します。
- 2 人口減少は地域に重大な影響を及ぼし、まちの存続に関わることから、その対策についての施策や事業について、積極的に推進することを期待します。

第6期総合計画策定審議会委員名簿

選出区分	所 属	役 職	氏 名	備 考
行政委員会の委員	浜 中 町 教 育 委 員	教育長職務代理	栗 本 英 彌	
〃	浜 中 町 農 業 委 員 会	会 長	梅 原 順 一	まちづくり委員
各種団体の役員及び職員	浜 中 漁 業 協 同 組 合	代表理事組合長	山 崎 貞 夫	
〃	散 布 漁 業 協 同 組 合	専 務 理 事	中 村 雅 人	
〃	浜 中 町 農 業 協 同 組 合	代表理事組合長	高 岡 透	
〃	浜 中 町 商 工 会	会 長	赤 石 眞	
〃	浜 中 町 観 光 協 会	会 長	大 野 裕 幸	まちづくり委員
〃	大地みらい信用金庫浜中支店	支 店 長	川 端 篤 史	
見 識 を 有 す る 者	浜 中 町 自 治 会 連 合 会	会 長	村 田 準 逸	
〃	浜 中 町 女 性 協 議 会	会 長	今 裕 子	まちづくり委員
〃	浜 中 町 ス ポ ー ツ 協 会	会 長	石 黒 正 敏	
〃	浜 中 福 祉 会	理 事 長	鈴 木 敏 文	
〃	浜 中 町 社 会 福 祉 協 議 会	会 長	熊 谷 正	
〃	霧 多 布 湿 原 ト ラ ス ト	理 事 長	小 川 浩 子	
〃	釧路東部消防組合浜中消防署	署 長	武 田 信 昭	

第6期浜中町まちづくり総合計画策定に向けての提言にあたって

このまちづくり委員会は、令和2年度から令和11年度までの10年間を期間とした浜中町の新たなまちづくりの計画である「第6期浜中町まちづくり総合計画」の策定にあたり、住民と役場職員プロジェクトチームが協働して、これまでのまちづくりの点検や現在の課題、問題点の洗い出し、それに対する解決策や方向性などを話し合い、今後のまちづくりに対する想いを町長へ提言するために、町民からの公募をはじめ各団体や有識者など49名で組織されました。

このまちづくり委員会では、「産業部会」「自然・生活環境部会」「防災・強靱化部会」「保健福祉部会」「教育・文化部会」「行財政部会」の6つの専門部会を設置して、それぞれの分野において「10年後の浜中町がこうあったらいいな」という将来像を思い描きながら、話し合いを進めました。

提言には、町民の合意形成が必要なものや財政的な問題で実現が難しかったり、すぐには取り組みなかつたりする内容があるかもしれませんが、よりよい浜中町を目指すための提言として話し合った結果をまとめました。

また、それぞれの専門分野での話し合いを行っていますが、他の分野にも関わることもなどあるため分野を越えての提言もありますが、専門部会それぞれの意見を尊重するため、調整等は行わず部会ごとにまとめています。

ここに示された提言が、次期総合計画の策定において、広く反映されることを願います。

産業部会 【産業の垣根を越えて、みんなで築きあげる活力あるまちづくり】

- 提言1 未来を見据えた農業のまちにしよう！
- 提言2 みんなの活力で、豊かで魅力あふれる水産物を安定して生産しよう！
- 提言3 将来にわたって維持、存続できる活力あるまちにしよう！
- 提言4 「浜中町だからできる」魅力あふれるまちにしよう！

自然・生活環境部会 【自然を守り未来につながる住みよいまちづくり】

- 提言5 人・地域・世界がつながるまちにしよう！
- 提言6 自然を守り、エコエネルギーを活用したまちにしよう！
- 提言7 みんなが快適で住みよいまちにしよう！

防災・強靱化部会 【災害に強く町民によりそったまちづくり】

- 提言8 安心・安全でおだやかに暮らせるまちにしよう！
- 提言9 地域に根差した消防体制が整ったまちにしよう！

保健福祉部会 【子どもから大人まで安心して暮らせる未来のまちづくり】

- 提言10 安心の地域医療体制を構築しよう！
- 提言11 福祉分野の担い手を育成しよう！

提言12 子育てサポート体制を充実させよう！

教育・文化部会 【豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し続ける人づくり】

提言13 地域ぐるみで子どもたちの成長を支える教育環境を確立しよう！

提言14 学習活動を通じて地域の絆を築き、住民が学び続ける社会を作ろう！

提言15 地域に根付いた文化を保全し、次世代に芸術・文化活動を継承しよう！

提言16 生涯にわたり豊かな心と身体をもった人づくりをしよう！

行財政部会 【地域とともに歩む創意に満ちたまちづくり】

提言17 町民が積極的にまちづくりに参加しよう！

提言18 健全な財政運営を推進しよう！

まちづくり委員会構成

委員長 安藤 義幸

副委員長 大野 裕幸

副委員長 今 裕子

	産業部会	自然・生活環境部会	防災・強靱化部会	保健福祉部会	教育・文化部会	行財政部会
部会長	越田 正昭	菅野 正巳	渡部 健	安藤 義幸	中原 潤一	小上 謙太
副部会長	亀井 英昭	高木 研一	赤石 隆哲 出口 将人	平野 将透	小西 康介 坂東 薫	上野 仁
委員	堀内茉里佳	立花ヤエ子	高野 裕	國井 葵	南 晃仁	梅原 昌美
委員	吉野 将司	高橋 利之	田中 英昭	井上 秀子	渡邊 真	成田 祐一
委員	三山 昌利	小松 克也	八戸 浩二	杉澤 正喜	大竹 栄子	田畑 秀子
委員	栗岡 良輔	戸井 淑剛	梅原 順一	藤枝 敦子	山崎 賢治	今 裕子
委員	三上 大輔	岩松 邦英	高野 弘	江崎 倫正	宮崎 猛彦	澤辺 雅史
委員	永谷 勝			菅田実津留		
委員	阿部 悠大					
委員	西村 充生					
委員	大野 裕幸					

職員プロジェクトチーム						
書記	埴見 堅	島 卓	南 秀幸	藤原 真貴	木村 睦	中山 正教
	東海林圭太	鈴木 雅和	布川 将人	齋藤 健介	赤石 俊行	春日 良太
委員	佐々木博幸	天岡 道芳	堀内 大地	舟橋美穂子	大友久美子	川村 則彦
委員	二俣 太一	中山 和生	成田 尚弥	石森 恵	三浦 孝章	赤沼 正彦
委員	榎本 圭佑		會田 真也			村田 直樹

第6期浜中町まちづくり総合計画 策定要綱

1 計画策定の背景・趣旨

平成22年度から平成31年度を計画期間とする「第5期浜中町新しいまちづくり総合計画」（以下、第5期総合計画）では、「生命支える大地と海 自然と調和するまち・はまなか」をテーマに、町民と行政による協働を基本としたまちづくりを推進してきた。

第5期総合計画も第4期総合計画までと同様、基幹産業である農・漁業の持続的発展を目指すことを計画の柱とし、本町が我が国の重要な食料供給地として、基幹産業の生産活動を維持・発展させることができるよう、産業基盤の整備や担い手確保対策などを進めてきた。酪農業は、安全で高品質な生乳生産に向け、北海道農業公社の草地畜産基盤整備事業や中山間活性化支払交付金事業、町内の一般農道整備などを実施してきた。水産業は、各漁港や霧多布港湾等の水産関連施設の整備や水産資源確保に向けた漁場整備などとともに、本町の新たな漁業として、カキやウニ等の増養殖事業への支援を行ってきた。商工業は、消費動向が広域化・多様化、人口減少による購買力の減退などを背景に、非常に厳しい経営状況にある中、プレミアム付き商品券発行事業や中小企業特別融資など、経営改善普及に向けた支援を実施してきた。観光では、ルパン三世を活用した地域活性化事業、管内や三町での広域連携による観光客誘致事業など、地域特性を活かした観光振興に努めてきた。

なお、本町の産業を守り続けるためには、生産年齢人口とともに産業の担い手確保対策が重要課題であったことから、平成29年度には産業後継者就業交付金を創設するなど、就業支援に努めている。

環境対策では、「第2次浜中町環境基本計画」を策定し、産業振興と自然環境保全に向けた施策に取り組んできた。公共施設、道路、橋梁、下水道などのインフラについては、その多くが年々老朽化が進んでおり、その対策として「公共施設等総合管理計画」をはじめ、各分野で長寿命化計画等を策定し、施設の適正な維持・更新に努めてきた。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、さらには、平成24年6月に北海道から新たな津波浸水予測図が発表されて以降、本町は「浜中町地域防災計画」の見直しを行いながら、地震・津波をはじめとする災害への対策強化を図るため、防災行政無線や津波防災ステーションの更新整備、霧多布港海岸等の防潮堤の嵩上改良、津波防災避難訓練などを実施し、一人ひとりの生命と財産を守る「災害に強いまちづくり」を推進してきた。また、本町における防災中枢拠点を確保するため、防災機能を併設した役場本庁舎の移転改築を実施することとし、平成32年度末の完成を目指して整備を進めている。

本格的な少子高齢化を迎える中、本町においても時機に応じた福祉施策を展開し、特に、子育て支援に関しては、高校生世代までの医療費の無償化、保育施設の建設や保育料の負担軽減などにより、子どものいる方々が働きながら子育てできる環境の構築を目指している。

教育では、第5期総合計画の期間内において、実に6校の小学校が閉校することとなったが、児童・生徒、教職員の安心・安全な教育環境の確保に向け、学校施設等の改修を進めるとともに、通学バスの民間委託や遠距離通学者への助成など、児童生徒への教育支援を実施してきた。町立高校である霧多布高等学校では、「浜中学」を中心とした特色ある高等教育が展開されている。平成30年度からは新しい学校給食センターが運用を開始し、地場産の食材を活かした食育の推進にも力を注いでいる。また、町民の生涯学習活動やスポーツ活動の推進に向け、町民ニーズに応じた社会教育、社会体育関連事業に取り組んできた。

本町の人口は、第5期総合計画がスタートした平成22年の国勢調査結果では6,511人であったが、平成27年の国勢調査結果では6,061人となり、5ヵ年で450人、約6.9%の減少となった。主な要因は、急速な少子高齢化や若年層の町外流出などによるものであり、人口減少とそれに伴う過疎化は、喫緊の大きな課題である。国は、平成26年度に人口の一極集中に歯止めをかけ、地方創生を進めることを目的とした「まち・ひと・しごと長期ビジョン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、これに伴い、都道府県及び市町村においても人口ビジョンと総合戦略の策定が求められ、本町も平成27年度に人口の将来推計や目標数値等を示す「浜中町人口ビジョン」、さらに、人口減少対策の方向性や具体的な施策を示す「浜中町創生総合戦略」を策定した。

本町においては、人口減少対策の強化を図りつつ、基幹産業に携わる生産年齢人口をいかに確保するかが求められる。将来にわたり、多くの人に浜中町に住み続けてもらうためには、産業と関連した雇用創出と就業機会の確保に努め、町全体の活性化に一層取り組んでいかなければならない。

これまで、北海道内の自治体で多くの市町村合併が進められてきたが、本町においては自立のまちづくりを目指して今日に至っている。地域と産業が輝けるまちづくりを推進するため、浜中町の将来像を描くとともに、長期的視点に立った実効性のある総合計画の策定が求められる。

2 計画策定の基本姿勢

新しい総合計画では、厳しい財政状況の中でその限られた財源を有効に活用しながら、総合的かつ計画的に町政を推進する必要があることから、本町の未来への発展を成し遂げるため、まちづくりの最上位計画と位置付ける。

本町の有する豊かな自然環境の保全に努めながら、基幹産業である農・漁業を中心とした産業振興を基本に、町民と行政が協働しながら、本町ならではの個性豊かなまちづくりを目指す。

(1) 計画の基本姿勢

- ・自然環境の保全を図り、産業振興を中心とした計画づくり
- ・住民と行政の協働による開かれた計画づくり

(2) 計画の基本テーマ

浜中町の自然環境を未来へ引き継ぎ、基幹産業である農・漁業を中心とした産業振興、創造性の豊かな人材育成を図ることを基本テーマとする。

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

3 計画の名称

新しい総合計画の名称は、「第6期浜中町まちづくり総合計画」とする。

4 計画期間、構成等

計画期間は、平成32年度から平成41年度までとする。

計画は、基本構想・基本計画・実施計画によって構成し、必要な事項は行政の各種計画と整合性を図ることとする。

(1) 基本構想

基本構想は、浜中町の将来目標とその目標の達成に向けた基本的姿勢を示し、基本計画や実施計画の基本理念となるものである。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で設定された浜中町の将来像を実現するための方向性、さらには実施計画の基本となる施策を示すものである。

(3) 実施計画

実施計画は、平成32年度から平成36年度を前期、平成37年度から平成41年度を後期と定め、基本構想や基本計画で定められた施策や大綱をいかに展開するかを具体的な事業等をもって示したものであり、財政状況や総合計画の実効性確保等の点を鑑み、毎年度、3カ年分の事業をローリングすることとする。

(4) 重点プロジェクト事業

重点プロジェクト事業については、基本構想が描く将来像の実現を目指す上で必要な重要施策を示したものである。

(5) 地域計画及び住民行動計画

計画に沿った施策を進める上で、地域住民、民間企業等が具体的にどのような行動が求められているかを示したものである。

5 計画策定の推進体制

第6期浜中町まちづくり総合計画は、町民と行政の協働という視点のもと、第5期総合計画を踏襲しながら、町民参加を積極的に促した計画策定に努めるものとする。

基本計画は10年間であるが、実施計画はより実効性を持たせるため、期間を前期5カ年とし、後期到達年の前年、平成36年度に後期5カ年の計画を作成することとする。

(1) 町民参加及び意見・提言の把握について

①町民の要望は、アンケート調査や意見交換会などを通じ、広く収集・把握する。

○アンケート調査

町民アンケート調査、町外移住者アンケート調査、観光客アンケート調査

高校生アンケート調査、子どもアンケート調査

○懇談会

自治会との意見交換会、各種団体との懇談会、まちづくり子ども議会の開催

②総合計画に対する町民からの提言、提案の募集

○町職員からの提言募集

○町民からの提言、提案の募集

③小・中・高校生による絵画、作文、論文の募集

○町内小・中学生を対象に「未来の浜中町」絵画、作文募集

○北海道霧多布高等学校生徒による論文募集

(2) 総合計画まちづくり委員会の設置

①委員は、公募による者と町長からの委嘱による者をもって構成する。

②委員人数は50名程度とし、分野毎に専門部会を設置する。

③委員は、計画の策定終了までの任期とし、無報酬とする。

(3) 町職員による策定組織

①総合計画策定委員会の設置、業務

副町長を委員長とし、各課長（等）で構成する総合計画策定委員会を設置する。

総合計画策定委員会は、まちづくり委員会における協議内容やまちづくり懇談会等で収集、把握した意見や提言をもとに、総合計画策定プロジェクトチームが取りまとめた素案を検討協議し、最終的に計画の基本方針を定め、原案を町長に提出する。

②総合計画策定プロジェクトチームの設置、業務

計画策定にあたり、専門分野での重点プロジェクト事業の洗い出しや掘り起こしを行い、計画の素案に反映させるため、係長以下の職員で構成する総合計画策定プロジェクトチームを設置する。

総合計画策定プロジェクトチームの構成員は、各課から1名～2名をもって構成することとし、課長等の推薦により決定する。

なお、プロジェクトチームは専門部会にそれぞれ相応数配置し、部会における協議によって提案された項目毎に必要な調査や検討を行い、重点事項としての位置付けを図る。

③各課におけるまちづくり推進についての会議開催

計画策定にあたり、各課の担当分野毎に基本構想、基本計画、実施計画についての素案を協議してまとめるとともに、計画全体についての提案を行う。

④町職員を対象とした、まちづくり推進に向けた提案の募集

町職員から本町のまちづくり推進に向けた施策等の提案を募集する。

6 施 行

この要綱は、平成30年5月1日より施行する。

第6期浜中町まちづくり総合計画策定経過

平成30年度

月 日	内 容
5月2日	第1回第6期浜中町まちづくり総合計画策定委員会 (第6期浜中町まちづくり総合計画策定要綱の審議)
	第6期浜中町まちづくり総合計画策定要綱 施行
22日	第2回第6期浜中町まちづくり総合計画策定委員会 (町民アンケート内容の審議)
	第1回第6期浜中町まちづくり総合計画係長会議 (策定要綱・町民アンケートの説明)
6月1日	総合計画策定のための町民アンケート実施(6月20日まで) (配布総数 2,322 回収数 660 有効回収率 28.0%)
7月10日	職員プロジェクトチーム進発式及び第1回委員会議
30日	まちづくり委員会進発式及び第1回まちづくり委員会 49名 まちづくり委員会専門部会開催 ・産業部会 委員11名 職員PT 5名(計5回開催) ・自然・生活環境部会 委員 7名 職員PT 4名(計6回開催) ・防災・強靱化部会 委員 8名 職員PT 5名(計6回開催) ・保健福祉部会 委員 8名 職員PT 4名(計5回開催) ・教育・文化部会 委員 8名 職員PT 4名(計6回開催) ・行財政部会 委員 7名 職員PT 5名(計6回開催)
8月10日	総合計画策定のための旅行者アンケート実施(9月18日まで) (配布総数 240 回収数 127 有効回収率 52.9%)
9月3日	総合計画策定のための小・中学生アンケート実施(9月28日まで) (配布総数 256 回収数 249 有効回収率 97.2%) 総合計画策定のための高校生アンケート実施(9月28日まで) (配布総数 98 回収数 90 有効回収率 91.8%) 総合計画策定に係る小・中・高校生 絵画、作文、論文の募集 (応募総数 絵画 173点 作文 150点 論文 11点)
12月7日	浜中町総合計画策定条例施行

令和元年度

月 日	内 容
4月15日	第5期浜中町新しいまちづくり総合計画に係る点検・評価報告書
26日	第3回第6期浜中町まちづくり総合計画策定委員会 (基本構想骨子(案)、基本構想(素案)について)
5月28日	まちづくり委員会から町長へ まちづくりへの提言書 提出
30日	第4回第6期浜中町まちづくり総合計画策定委員会 (基本計画骨子(案)、基本計画の構成、強靱化地域計画について)
6月28日	第5回第6期浜中町まちづくり総合計画策定委員会 (基本構想将来像の検討、基本計画の作成について)
7月1日	総合計画策定に係る小・中・高校生 絵画、作文、論文の表彰 絵画 小学生 7名 中学生 3名 作文 小学生 4名 中学生 4名 論文 高校生 2名
8月30日	第6回第6期浜中町まちづくり総合計画策定委員会 (基本構想(素案)、基本計画(素案)について)
9月30日	第7回第6期浜中町まちづくり総合計画策定委員会 (基本計画(素案)実施計画の作成について)
10月16日	第1回浜中町総合計画策定審議会 (委員委嘱15名、第6期総合計画基本構想の諮問)
11月5日	第2回浜中町総合計画策定審議会 (第6期総合計画基本構想の審議)
11月25日	第3回浜中町総合計画策定審議会 (第6期総合計画基本構想の審議、答申内容の検討)
12月2日	浜中町総合計画策定審議会 栗本会長より町長へ答申
12月5日	パブリックコメントの実施(12月27日まで) 4件(1人)の意見提出
12月9日	総合計画町民説明会(総合文化センター 17名)
12月10日	総合計画町民説明会(茶内コミセン 18名)
12月11日	総合計画町民説明会(浜中農村環境改善センター 3名)
1月15日	浜中町議会議員全員協議会 (第6期総合計画基本構想の説明)
1月24日	第6期浜中町まちづくり総合計画(基本構想)町議会議決

第6期浜中町まちづくり総合計画策定委員会委員名簿

職 名	役 職	氏 名
委 員 長	副 町 長	松 本 賢
副委員長	教 育 長	内 村 定 之
委 員	総 務 課 長	藤 山 巧
〃	税 務 課 長	梅 田 一 光
〃	町 民 課 長	佐々木 武 志
〃	福 祉 保 健 課 長	渡 部 直 人
〃	保 育 所 長	山 口 ひとみ
〃	防 災 対 策 室 長	石 塚 豊
〃	商 工 観 光 課 長	戸 井 洋 典
〃	建 設 課 長	渡 邊 馨
〃	水 道 課 長	高 野 薫
〃	水 産 課 長	細 越 圭 一
〃	農 林 課 長	久 野 義 仁
〃	診 療 所 事 務 長	齊 藤 清 隆
〃	出 納 室 長	山 平 歳 樹
〃	教育委員会管理課長	舟 橋 正 誉
〃	〃 指 導 室 長	渥 美 清 孝
〃	〃 生涯学習課長	澤 邊 昭 彦
〃	高 等 学 校 事 務 長	海 道 政 俊
〃	議 会 事 務 局 長	梅 村 純 也
〃	農 業 委 員 会 局 長	中 田 昌 浩

事 務 局	企 画 財 政 課 長	金 澤 剛
〃	〃 企画調整係長	安 住 貴 志
〃	〃 企画調整係	内 村 和 樹

「未来の浜中町」作文・絵画コンクール 入賞作品集

作文の部

「浜中町の未来の姿」

霧多布高校 2年 鹿内いぶき

私は、未来は浜中町民自らが浜中町を愛し、浜中町民全員がこの町を活性化させたいと思えるようになるべきだと考えます。なぜなら、まずは自分たちから浜中町の良さを知り、浜中町を活性化させていきたい。浜中町を広めていきたい。と思うことができれば、浜中町への望みはただの望みになってしまいますし、いくら理想の姿を描いていても、それを実際に行動にうつす人はいなくなります。そうしてあっという間に浜中町の未来は閉ざされてしまうのです。

私は、六月にコープはまなか店で三日間インターンシップを行いました。インターンシップ中にお客様が、「高校生が頑張ってくれていて、見ていると元気が出るよ。」

と、言ってくださりました。また、野いちごへ行っただけには、「若い人たちと交流できることが少ないから交流できて嬉しい。」

とも言ってくださいました。このように私たち学生が町へ出て、町の方々と関わりを持つとすることはとても大きな意味のあることだと感じました。

また、浜中学という授業で私は観光について調べ、町民でも知らない観光スポットがあることがわかりました。そこで、まずは外へ浜中町を発信していくよりも、浜中町民への町の魅力を伝えていった方がいいと思いました。そのために、インターンシップで「高校

生が頑張ってくれているのを見ると元気が出る。」と言っていたことを活かし、高校生がもっと町のイベントに参加することで、活性化させていくことができると思います。そして、浜中町を学ぶことのできる浜中学という授業があるので、アピールしていくことで、町の魅力が町民の方々に伝わっていくと思います。また、町の魅力が伝わることによって、町を活性化させたい。という思いが強まり、理想の姿へ近づけようと行動する人が増えると思いました。

したがって、私は私たち学生が町へ出て、町民の声を聞いたり、浜中町の実態を知ることにより、もっと町について考えることができ、それを魅力に変えて伝えることで、町の方々は浜中町を愛し、活性化させたいという気持ちが強まると考えました。そのためには学生と町民がもっと交流できる場が必要だと思いますし、浜中学で学んだことをもっと町へ発信していく機会も必要だと思います。浜中町ができることは、まだたくさんあります。進歩していくことを、あきらめないでください。

「浜中町の未来の姿」

茶内中学校 3年 岡本しらべ

私は、浜中町の未来の姿について、「明るく元気があふれる町」にしたいと考えています。そのために、浜中町の良さを最大限に生かす必要があると思い、次の二つの視点で考えました。

まず一つ目は、「観光」です。ただ、観光

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ

自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

客を増やすだけでなく、「また来たい」と思ってもらえる町にすることが重要だと考えます。浜中町は、自然がとても豊かで、日本で五番目の大きさを誇る霧多布湿原があります。また、ルパン三世の町で、温泉があり、らくのうも盛んです。こういった浜中町の特色をもっと発信していくために、SNS を使って浜中町の良さを PR していくことで、興味を持ってもらい、行きたいと思ってもらえるはずです。ルパン三世だけでなく、きれいな星空やらくのうの見学もできると、いいと思います。

次に二つ目は、「公共施設」です。今の浜中町は、公園や図書館が少ないと思います。また、廃校になり、使われなくなった学校がいくつもあります。その学校を利用して、公園や図書館などの遊ぶ場や学ぶ場をすることで、子供が元気いっぱい遊んだり、本を読んだり未来の浜中町を担う子たちの成長の場になると考えます。

これらのことを実現していくことで、私が望む浜中町の未来の姿が明るく、元気があふれる町に近づくと考えます。この大好きな浜中町の良さを多くの人に知ってもらい、より素敵な町になることを期待しています

「浜中町の未来の姿」

茶内中学校 2年 雪田さくら

私は、浜中町の未来について次の3つの視点で考えました。

まず1つ目は医療についてです。私の住んでいる、茶内は今年から診療所が無くなりました。そのせいで、インフルエンザなどの予防接種が霧多布まで行かないと受けられません。しかし、浜中町は子供の医療費が無料と

いうのはいいと思います。なので、医療の活性化をしてほしいです。

つぎに2つ目は、子どもが遊べる場所をつくってほしいということです。霧多布の小中学生はどこで遊ぶかわかりませんが、私たち茶内の人は、トレーニングセンターか、噴水公園しかありません。私たちが小学生の時は噴水公園で遊んでいましたが、さすがに中学生になると公園では遊ばなくなりました。しかも、冬になると雪が降り、すごくつもるので、遊ぶ気になりません。そうすると冬はトレーニングセンターしかありません。しかしトレーニングセンターはさむくて遊べません。なので遊び場をつくってほしいです。

最後に3つ目です。3つ目は、観光についてです。私は、道の駅を作ったら、もっと観光客が増え、もっと浜中町全体が明るくなり町が活性化されると考えました。このままだと浜中町が地図から消えてしまいます。なので、道の駅にコンブや、かに、牛乳などを売ればいいと思いました。

これら3つを変えることで浜中町全体が明るくなりいい町になると思いました。そして今思いついたことがあります。浜中町のPR動画を作り YouTube などに上げれば町に来てくれる人がいるかもしれません。作ってみてはどうですか。

「未来の浜中町」

茶内小学校 6年生 木口いぶき

みなさんは浜中町のいいところはどこと聞かれたらどれだけ答えられますか。私は浜中町をとってもいい町だと思います。だから私はいつになってもこのままの浜中町が続いてほしいと思います。

浜中町は自然に恵まれ産業も盛んです。それに犯罪の話も聞きません。この町を続けるために私自身にもできることがたくさんあります。例えば自然のことだとゴミ拾いや外来種を見つけたら湿原の人に教えるなどすることができます。なぜこのようなことをするかというと自然がなくなると二酸化炭素が増え環境の悪い浜中町になってしまいます。自然がなくなるということはエゾカンゾウなどの浜中町の花はなくなってしまいます。私は花が大好きなので花がなくなってしまうのは絶対にいやです。そのために私は自分でできることはやっていこうと思いました。次に浜中町は犯罪がとても少ないです。どうして犯罪が少ないのかと友達に聞いてみたところ、「仲がいいから」

と言われました。私はその通りだと思いました。この仲の良さをこれからも続けていくためには浜中町の人とたくさんの交流をもつのが大切だと思いました。最後に農業についてです。浜中町にはたくさんの農家があったり茶内にはタカナシもあります。このように農業を続けるにはやはり自然が大切です。自然は浜中町にはなくてはならないものなんだなと思いました。

この今の浜中町を続けていくにはやはり自然、産業、町民の仲の良さが必要だと思いました。なので私はこの三つのことで協力していけることは少ないけどできることは全力でやろうと思いました。これからも今の浜中町を続けていきたいです。

「浜中町をよりよくするために」

霧多布小学校 6年生 鈴木 羽奏
私は、浜中町が『住む人が多い豊かな町』に

なってほしいと考えています。それは、漁業を受けつぐ人が増えてほしいのと浜中町をもっと色々な人に知ってもらいたいからです。そのためには、二つの取り組みが必要だと思います。

一つ目は、浜中町の自然の写真、海産物の写真、その海産物を料理した写真、色々な動物の写真をのせたポスターを色々な場所に展示したらいいと思います。そのことで、色々な人に浜中を知ってもらったり、観光しに来る人も多くなると思います。浜中町の自然の写真、海産物の写真、その海産物を料理した写真、色々な動物の写真とそれをのせるポスターが必要だと思います。

二つ目は、浜中町の花産物や、乳酸品を作った料理を色々な場所で売ったり、レストランなどで食べてもらったりしたらいいと思います。そのことでその海産物や乳製品が有名になったり、その海産物をとったり、その食べ物をつくった人が有名になったり、その食べ物を色々な人に作ってもらえると思います。そのためには、だれでも作れそうな簡単な食べ物を考えること、そのレシピを作ることが必要だと思います。

このように、浜中町を知ってもらう、浜中町を受けつぐ人を増やすために、色々な自然の写真、海産物の写真をのせたポスターを色々な場所に展示したり、だれでも作れそうな料理を色々なレストランで出してもらうことが必要だと思います。

「希望溢れる浜中町の未来の為に」

霧多布高校 2年 小野 愛菜

「超高齢化社会」現在の日本はよくこの言葉で形容されます。それはここ、浜中町も

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ

自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

もちろん例外ではなく、住民の方々の高齢化が着実に進んでいる現実があります。また、人口が六千人を切るなど人口の流出も歯止めが利かなくなっています。私は、全世代の住民が暮らしやすい、そして私たち若い世代が残りたいと思える様な浜中町にしていくために三つのことを望みます。

まず、一つめは住民意見の反映です。日常生活を送っていると同級生やご近所さんが、「こういうことをしてほしい。」ということ話をしていることをよく耳にします。聞いていて「そう言われてみれば確かにそうだなあ」と思うことばかりで、実現はちょっと難しいものもありますが、すぐにできるものもたくさんあります。ですから、気軽に意見を行政の方々に伝えることができるよう、お店などにアンケート BOX を設置していただくなど仕組みを整えていただきたいと思います。

二つめは、商業施設を増やすことです。浜中町は、小売店が少なく家からの距離が離れている人達も多いので、非常に不便です。また、物価も高いため、隣町の厚岸町に行き買い物をする人がとても多く、町内での消費が縮小してしまっていると思います。若い人たちが遊べる場所も無いので高校卒業を機に町外へ行ってしまふ人達が多くなっていると感じます。

三つめは、子育て世代への支援強化です。浜中町さんは妊産婦健康診査等通院支援事業や妊婦健康診査助成事業などを通し、他の地域よりも手厚く子育てをする世帯へのサポートをされています。しかし、私が将来子どもを産み、育てる母親になるとき、浜中町に住み続けるということは素直に言うと不安しかありません。やはり町内に妊娠・出産に関する

医療機関がなく、一時間かけて通院しなければならないということは万が一のことがあった場合など様々な事を考えると産めないなと思ってしまいます。病院の増設などということは現実的に考えて難しいので、経済的な援助をはじめ、交通手段の確保など安心して子どもを授かることができる制度を更に設けて欲しいです。

以上の三つが、私が十六年間生きてきてより良い浜中町にしていくために必要だと感じたことです。私は将来もできればこの町に残りたいと思っているので、幅広い世代の住民の人達が暮らしやすい浜中町にしていくためにご尽力していただけると幸いです。

「浜中町の未来の姿」

茶内中学校 3年 今野 誉

今の浜中町を、より良い町にするために私は二つの視点で考えました。

まず一つ目は、「子育て支援」「教育」の視点です。「子育て支援」では、保育所の保育時間の変更、子供の遊べる場所を増やすことが必要だと思います。浜中町は、酪農をしている人が多いので、その人達の働いてる時間に、子供をあずかってくれる方が良いと思います。公園や、町民が気軽に利用できる体育館をつくり、様々なイベントを行ったら良いと思います。「教育」では、高等学校に魅力を増やした方が良いと思います。この学校にしかない特色をつくることで、生徒数が増え、地域の教育の活性化につながるのではないかと思います。

二つ目は、観光の視点です。浜中町には、観光客の立ち寄れる施設や場所が少ないと思います。乳製品や海産物など地域でつくられ

たものを販売する所や食事ができる場所をつくったら良いと思います。廃校になった学校を利用したり、道の駅をつくったりして、観光客の立ち寄れる施設ができれば、嬉しいです。目の前が牧草地であれば、夏には牛が、秋には牧草ロールを見ることができるので、一年を通して素敵な景色が広がります。また、ハーゲンダッツのお店が町内にあると、より観光業は、さかんになると思います。販売はもちろんのこと、店内でハーゲンダッツや、ハーゲンダッツを使ったスイーツなどを食べることができるお店をつくって欲しいと思っています。

以上の二つの視点以外にも、浜中町が良くなれる面はたくさんあると思います。私は、浜中町が今以上に住みやすく、より良い町になることを期待しています。

「浜中町の未来の姿」

茶内中学校 1年 吉田 彩葵

私は浜中町の未来について医療と子育て支援という視点で考えました。まず、医療については毎年流行ってしまうインフルエンザを税金で医療費を援助し、義務づけるべきだと思います。そうすれば感染者も減り、学級閉鎖もなくなると思います。町民の健康が第一なので、医療に力を入れるべきだと考えました。子育て支援については、まず公園の遊具の補修、建設をするべきだと思います。霧多布にはしっかりとした遊具があつたりしますが、茶内には昔建てられた危ないものしかないので、茶内の子供の人口が増えた今、遊具の建設、整備を特化すべきだと思います。これからの浜中町の未来を造る子供の感性を育てるには、他の子と遊ぶことが大変大切に

なってきます。そのために遊ぶところがあるというのはとても便利なことであり、ゲームで遊ぶなど、普段家の中にいる子も楽しい遊具で外でかけまわり、スポーツ活性化にもつながるという、たくさんの利点が生まれます。中学生の支援という点で考えてみると、まずは勉強面のシーンを特化すべきだと思います。小さい図書館を建てて、自習コーナーをつくれば、よい勉強環境が作れて、妹や弟がいて家だと勉強がはかどらないという人がたくさんこれて、学力向上の土台となると思いました。次に大切なのは、部活面だと考えました。この浜中町には、幅広いスポーツが行われています。スポーツ人口が多いからには、大会、記録会をさらに盛んにして、浜中町中の同じスポーツをしているもの同士の交流を深めるべきだと思います。それと並び、安全面を気をつけていくことも大切で、例えばリンク周りのスポンジをつけることなど、選手の安全を優先していくことを第一に活動を進め、活性化に向けていくことが大切だと思います。これからの浜中町の発展に、自分のことから協力していきたいです。

「漁業がしやすい明るい街へ」

茶内小学校 6年 林 颯太

皆さんは浜中町が漁業にめぐまれていると思いますか。僕は浜中町が漁業にめぐまれていると思います。でも今の浜中町はボイ捨てなどが各地でされています漁業の海岸にもゴミなどがバラバラになって捨てられています。ゴミが散らばっているせいか漁業の水あげ量はだんだん減っています。

浜中町の水産概況によると平成元年の水あげ量は三三・八二五tだったのに対し平成

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ

自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

二五年は八、一〇四tにも減っていています。

その漁業の水あげ量を増やすためには僕はゴミ拾いをしたほうがいいと思います。なぜかというゴミによって魚の住む海の環境が悪くなったり、魚がゴミなどを食べてしまって病気になってしまうからです。そしてそれを人間が食べてしまったら大きな事故になってしまうことも考えられます。そうすると漁業がどんどん減ってってしまうから僕はゴミ拾いなどをしたほうがいいと思います。

また、ゴミが散らばっていると登校中、下校中などの小学生、中学生、高校生などにあたるといいます。なぜかというそとに落ちていたキャップが僕の頭に当たり、そのときはとても痛かったのでゴミ拾いをしたほうがいいと思いました。

他にも漁業の高齢化が進んでいるので若い人たちに呼びかけるなどをしたり小学生、中学生、高校生などに呼びかけなどをして体験などの交流会などを開いたら僕は浜中の漁業は、増えつづけると思います。

最後に僕たちにできることはゴミなどが落ちていたらゴミを拾ってゴミを少なくして漁業、産業などをさかんにして災害が起きた時にいち早く逃げたりできるようにしたいです。ゴミ拾いをしたら楽しく、明るく、住みやすい最高の浜中町になるといいます。

「霧多布の豊かな自然」

茶内小学校 6年 山倉 琉奈

みなさんは霧多布湿原を知っていますか。霧多布湿原は春、夏、秋、冬にかけてキレイな鳥が見られるなどすごくキレイな湿原です。そんな霧多布湿原がなくなると、動物が

いなくなったり、花がなくなったりします。そうすると二酸化炭素も吸ってくれません。なので私は一番霧多布湿原が必要だといいます。

皆さんは二つの湿原を守る活動を知っていますか。まず一つは、ナショナルトラスト運動です。この活動は湿原を好きになってもらうことと、自然を守る活動です。もう一つ活動があります。それは募金や動物の保護などの活動です。募金は湿原センターにあるぼきん箱で行われています。このお金は、霧多布湿原の壊れた所を直すための補修代などに使われています。

私自身も学校で取り組んだことがあります。自然を好きになってもらうことをテーマに「NatureLOVE プロジェクト」という取り組みをしました。五年生と三年生に自然のことを教えてあげたのです。例えば「外来種は身近にもいるんだよ。」と教えました。

皆さんは、ペットを飼っていますか。ペットも危険になることもあります。可愛がっていたペットも「引っ越すから、無理。」「もう飼えない。」「餌代がかかるから。」などのそういった理由で捨てる人が何人もいます。捨てたらペットも外来種になってしまうのです。ですからペットを飼うときは、ちゃんと相談したり、話し合ったりすることが大事です。

私は、自然を大切に、動植物を大切にしたいといっています。そしてもっともっと好きになってもらうために、色々調べてみたいと思っています。たくさんの人に自然や動植物を好きになってほしいです。そうすることで、霧多布の豊かな自然ができるのです。

絵画の部

まちづくり絵画応募作品 まちづくり委員長賞

中学生の部



茶内中学校
伊藤 七珠

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ
自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

まちづくり絵画応募作品 町長賞

中学生の部



散布中学校
南 ひな夢



散布中学校
倉田 聖梨

まちづくり絵画応募作品 まちづくり委員長賞

小学生の部



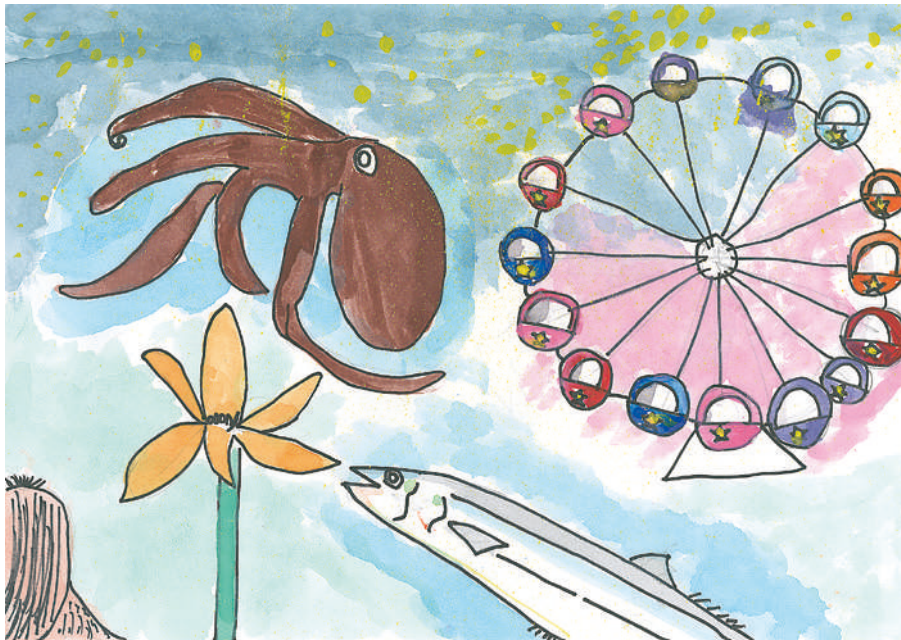
茶内小学校
二瓶 弘成



散布小学校
本間 芽依

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ
自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

小学生の部



霧多布小学校
北館 絢那



散布小学校
梅津 花歩

まちづくり絵画応募作品 町長賞

小学生の部



霧多布小学校
柴田 穂香



浜中小学校
三田 千聖

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ

自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

まちづくり絵画応募作品 まちづくり委員長賞

小学生の部



茶内第一小学校
松家 柊斗

町章 (昭和38年11月3日制定)



ハ・マの二字を組み合わせ、ハを円形にして浜中・琵琶瀬両湾を形どり、あわせて農漁の二大産業に支えられている町の現勢を表徴するとともに町民の和を、マは鋭くして天を指して、町勢の限りなき発展を表す。

町民憲章 (昭和53年10月1日制定)

わたしたちは無限に広がる大海原と大平原に包まれ、美しい自然の中に生きる浜中町民です。

先人のたくましい開拓精神を受け継ぎ郷土の未来の発展を願い、よりよい町を築くためにこの憲章を定めます。

- 1 豊かな資源を生かし、生産を高め、活気のある町をつくりましょう
- 1 たがいに助け合い、あたたかいまちをつくりましょう
- 1 スポーツに親しみ、健康で楽しいまちをつくりましょう
- 1 子どもの夢を育て、幸せなまちをつくりましょう
- 1 文化を高め、きまりを守り、平和なまちをつくりましょう

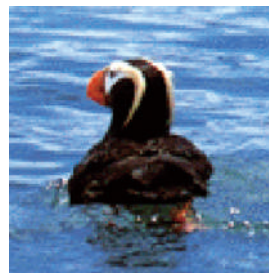
町の木・花・鳥 (昭和53年10月1日制定)



●町の木【白樺】



●町の花【えぞかんぞう】



●町の鳥【エトピリカ】

